

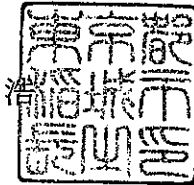


稲城市告示第147号

令和5年第4回稲城市議会定例会を、下記のとおり招集する。

令和5年11月21日

稲城市長 高 橋 勝



記

1 期日 令和5年11月28日

2 場所 稲城市議会議場

令和５年第４回稲城市議会定例会 議案目録

<条 例>

- 第７２号議案 稲城市情報通信技術を活用した行政の手續等の推進に関する条例
- 第７３号議案 稲城市職員の公益的法人への派遣に関する条例の一部を改正する条例
- 第７４号議案 稲城市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第７５号議案 稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第７６号議案 稲城市市税条例の一部を改正する条例
- 第７７号議案 稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第７８号議案 稲城市体育施設条例の一部を改正する条例
- 第７９号議案 稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する確認基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第８０号議案 稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第８１号議案 稲城市学童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第８２号議案 稲城市火災予防条例の一部を改正する条例

<補正予算>

- 第８３号議案 令和５年度東京都稲城市一般会計補正予算（第５号）
- 第８４号議案 令和５年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

第 8 5 号議案 令和 5 年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 8 6 号議案 令和 5 年度東京都稲城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

<そ の 他>

第 8 7 号議案 稲城市道路線の認定について（稲城稲城長沼駅周辺土地区画整理事業関係・3 路線）

第 8 8 号議案 稲城市道路線の認定について（稲城南山東部土地区画整理事業関係・5 路線）

第 8 9 号議案 稲城市道路線の廃止について（坂浜における民間宅地開発関係・1 路線）

第 9 0 号議案 稲城市道路線の廃止について（平尾における民間宅地開発関係・1 路線）

第 9 1 号議案 稲城市立公園に設置する体育施設の指定管理者の指定について

第 9 2 号議案 稲城市立公園の指定管理者の指定について

第 9 3 号議案 稲城市コミュニティ防災センターの指定管理者の指定について

第 9 4 号議案 損害賠償の額を定めることについて

第72号議案

稲城市情報通信技術を活用した行政の手續等の推進に関する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第13条第1項の規定の趣旨を踏まえ、情報通信技術を利用する方法により市の条例等に基づく手續を行うために必要となる事項を定めることにより、行政手續のオンライン化の更なる推進を図るため、稲城市情報通信技術を活用した行政の手續等の推進に関する条例を制定する必要があるので、本案を提出する。

稲城市情報通信技術を活用した行政の手續等の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第13条第1項の規定に基づき、情報通信技術を活用した行政の手續等の推進について、情報通信技術を利用する方法により手續等を行うために必要となる事項を定めることにより、手續等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例等 稲城市（以下「市」という。）の条例、市の機関等の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。）その他の申請、届出その他の手續に係る市の機関等が定める根拠となる規程（次号ウに掲げる者にあつては、市の公の施設の管理に関する手續に係るものに限る。）をいう。

(2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。

ア 地方自治法第2編第7章の規定により設置される市の執行機関、消防長、稲城市病院事業管理者、議会又はこれらに置かれる機関

イ アに掲げる機関の職員であつて、法令又は条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたもの

ウ 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者

(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(4) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に

供されるものをいう。

- (5) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき市の機関等以外の者を經由して行われる申請等における当該市の機関等以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける市の機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。
- (6) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき市の機関等以外の者を經由して行う処分通知等における当該市の機関等以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う市の機関等が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。
- (7) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (8) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (9) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。
- (10) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情

報処理組織をいう。以下同じ。) を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において使用料及び手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該使用料及び手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面

等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、

当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。
(電磁的記録による作成等)

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(添付書類等の省略)

第7条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(市の手続等に係る情報システムの整備等)

第8条 市は、市の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図

るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

3 市は、市の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(稲城市行政手続条例の一部改正)

第2条 稲城市行政手続条例（平成14年稲城市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書中「添付書類」の次に「その他の申請の内容」を加える。

第33条第4項第2号中「含む。）」の次に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加える。

議案概要説明書

議 案 番 号	第72号	担 当 課	企画部 I C T 推進課
件 名	稲城市情報通信技術を活用した行政の手續等の推進に関する条例		
【概 要】			
本案は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第13条第1項の規定の趣旨を踏まえ、情報通信技術を利用する方法により市の条例等に基づく手續を行うために必要となる事項を定めることにより、行政手續のオンライン化の更なる推進を図るため、稲城市情報通信技術を活用した行政の手續等の推進に関する条例を制定するものです。			
【内 容】			
○ 第1条（目的） この条例の目的について規定します。			
○ 第2条（定義） この条例で使用する用語の意義について規定します。			
○ 第3条（電子情報処理組織による申請等） 条例等により書面で行うこととされている申請等について、オンラインで行うこともできることとするほか、使用料及び手数料を徴する場合にオンライン納付とすることができる旨等を規定します。			
○ 第4条（電子情報処理組織による処分通知等） 条例等により書面で行うこととされている申請等に対する処分通知等について、オンラインで行うこともできることとする旨等を規定します。			
○ 第5条（電磁的記録による縦覧等） 条例等により書面で行うこととされている縦覧等について、デジタルで行うこともできることとする旨等を規定します。			
○ 第6条（電磁的記録による作成等） 条例等により書面で行うこととされている文書等の作成又は保存について、デジタルで行うこともできることとする旨等を規定します。			
○ 第7条（添付書類等の省略） 申請等の際の添付書類等について、マイナンバーカードの利用等により、市が確認すべき情報を入手し、又は参照できる場合には、添付を要しないこととします。			

○ 第 8 条（市の手続等に係る情報システムの整備等）

市は、手続等のオンライン化の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨等を規定します。

○ 第 9 条（委任）

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める旨を規定します。

【施行期日等】

この条例は、公布の日から施行します。また、付則において、稲城市行政手続条例（平成14年稲城市条例第23号）の一部を改正します。

稲城市行政手続条例の新旧対照表

新	旧
(理由の提示) 第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類<u>その他の申請の内容</u>から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。 2 …… (略) (行政指導の方式) 第33条 …… (略) 2・3 …… (略) 4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。 (1) …… (略) (2) 既に文書（前項の書面を含む。）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式<u>その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u>）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの	(理由の提示) 第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。 2 …… (略) (行政指導の方式) 第33条 …… (略) 2・3 …… (略) 4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。 (1) …… (略) (2) 既に文書（前項の書面を含む。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

第73号議案

稲城市職員の公益的法人への派遣に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市シルバー人材センター、市民活動サポートセンターいなぎ及び稲城市体育協会に職員を派遣できることとする等のため、稲城市職員の公益的法人への派遣に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市職員の公益的法人への派遣に関する条例の一部を改正する条例

稲城市職員の公益的法人への派遣に関する条例（平成14年稲城市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同項に次の3号を加える。

- (5) 公益社団法人稲城市シルバー人材センター
- (6) 特定非営利活動法人市民活動サポートセンターいなぎ
- (7) 一般財団法人稲城市体育協会

第2条第2項第1号中「第22条の4第1項」の次に「又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項から第3項まで又は第6条第1項から第3項まで」を加える。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案概要説明書

議 案 番 号	第73号	担 当 課	総務部人事課
件 名	稲城市職員の公益的法人への派遣に関する条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、稲城市シルバー人材センター、市民活動サポートセンターいなぎ及び稲城市体育協会に職員を派遣できることとする等のため、稲城市職員の公益的法人への派遣に関する条例（平成14年稲城市条例第9号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 第2条（職員の派遣） 職員の派遣先となる公益的法人について、公益社団法人稲城市シルバー人材センター、特定非営利活動法人市民活動サポートセンターいなぎ及び一般財団法人稲城市体育協会を追加するとともに、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会を削除します。また、派遣できる職員に暫定再任用職員を追加します。 【施行期日】 この条例は、令和6年4月1日から施行します。			

稲城市職員の公益的法人への派遣に関する条例の新旧対照表

新	旧
(職員の派遣) 第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。 (1)～(3) …… (略) (4) 公益財団法人東京市町村自治調査会 (5) <u>公益社団法人稲城市シルバー人材センター</u> (6) <u>特定非営利活動法人市民活動サポートセンターいなぎ</u> (7) <u>一般財団法人稲城市体育協会</u> 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は<u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項から第3項まで又は第6条第1項から第3項までの規定により採用された職員を除く。</u>） (2)～(4) …… (略) 3 …… (略)	(職員の派遣) 第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。 (1)～(3) …… (略) (4) <u>公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会</u> (5) 公益財団法人東京市町村自治調査会 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員を除く。） (2)～(4) …… (略) 3 …… (略)

第74号議案

稲城市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正を踏まえ、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとするため、稲城市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例

稲城市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年稲城市条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第5条第2項中「給与条例第18条第2項及び第3項」を「給与条例第18条第3項の規定により読み替えて適用される同条第2項」に改める。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第6条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する会計年度の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは任期の満了により失職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、規則で定める勤勉手当の基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、規則で定める勤勉手当の基礎額に、給与条例第19条第2項に規定する割合のうち定年前再任用短時間勤務職員に支給する場合の割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 勤勉手当の不支給及び一時差止めについては、給与条例第19条の2の適用を受ける職員の例による。
- 4 前3項に規定するもののほか、勤勉手当に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案概要説明書

議 案 番 号	第74号	担 当 課	総務部人事課
件 名	稲城市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例		
【概 要】			
本案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正を踏まえ、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとするため、稲城市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正するものです。			
【改正内容】			
○ 題名及び第1条（趣旨） 第6条の追加に伴い、文言を整理します。 ○ 第5条（期末手当） 期末手当の支給割合に係る引用条項を整理します。 ○ 第6条（勤勉手当） 勤勉手当の支給要件、支給額等について規定します。 ○ 第7条（委任） 第6条の追加に伴い、条を繰り下げます。			
【施行期日】			
この条例は、令和6年4月1日から施行します。			

稲城市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の新旧対照表

新	旧
稲城市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、<u>期末手当及び勤勉手当</u>に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号の職員（以下「会計年度任用職員」という。）の報酬、費用弁償、<u>期末手当及び勤勉手当</u>の額並びにその支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。 (期末手当) 第5条 …… (略) 2 期末手当の額は、規則で定める期末手当の基礎額に<u>給与条例第18条第3項の規定により読み替えて適用される同条第2項</u>に規定する割合を乗じて得た額とする。 3・4 …… (略) <u>(勤勉手当)</u> 第6条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する会計年度の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは任期の満了により失職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、規則で定める勤勉手当の基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、規則で定める勤勉手当の基礎額に、給与条例第19条第2項に規定する割合のうち定年前提任用短時間勤務職員に支給する場合の割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 勤勉手当の不支給及び一時差止めについては、給与条例第19条の2の適用を受ける職員の例による。 4 前3項に規定するもののほか、勤勉手当に関し必要な事項は、規則で定める。 (委任)	稲城市会計年度任用職員の報酬、費用弁償<u>及び期末手当</u>に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号の職員（以下「会計年度任用職員」という。）の報酬、費用弁償<u>及び期末手当</u>の額並びにその支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。 (期末手当) 第5条 …… (略) 2 期末手当の額は、規則で定める期末手当の基礎額に<u>給与条例第18条第2項及び第3項</u>に規定する割合を乗じて得た額とする。 3・4 …… (略) (委任)

第7条 …… (略)

第6条 …… (略)

第75号議案

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

東京都人事委員会の勧告の趣旨に沿った給与改定を実施するため、稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の110」を「100分の115」に、「100分の130」を「100分の135」に、「100分の140」を「100分の145」に、「100分の52.5」を「100分の55」に、「100分の62.5」を「100分の65」に改める。

別表第1 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の部1の項から149の項までを次のように改める。

	円	円	円	円	円
1	156,200	210,100	233,800	289,700	493,200
2	157,100	211,800	235,500	292,000	495,600
3	158,100	213,400	237,200	294,300	498,100
4	159,100	215,100	238,900	296,500	500,400
5	160,100	216,700	240,700	298,700	502,800
6	161,100	218,300	242,400	300,900	505,100
7	162,100	219,900	244,100	303,100	507,500
8	163,100	221,600	245,900	305,400	509,900
9	164,000	223,300	247,700	307,700	
10	164,900	224,900	249,500	310,000	
11	165,900	226,600	251,300	312,300	
12	166,900	228,300	253,100	314,600	
13	167,900	230,100	255,000	316,900	
14	169,100	231,800	257,100	319,300	
15	170,300	233,400	259,200	321,700	
16	171,500	235,100	261,200	324,000	
17	172,800	236,900	263,300	326,400	
18	174,900	238,600	265,400	328,900	

19	177, 000	240, 200	267, 600	331, 500	
20	179, 200	241, 900	269, 800	334, 000	
21	181, 400	243, 700	272, 000	336, 500	
22	183, 200	245, 400	274, 200	339, 200	
23	185, 000	247, 000	276, 300	341, 900	
24	186, 800	248, 700	278, 500	344, 600	
25	188, 600	250, 600	280, 700	347, 300	
26	190, 500	252, 500	282, 900	350, 000	
27	192, 400	254, 300	285, 100	352, 700	
28	194, 300	256, 100	287, 300	355, 500	
29	196, 200	258, 000	289, 400	358, 200	
30	198, 100	260, 100	291, 600	361, 200	
31	200, 100	262, 100	293, 800	364, 100	
32	202, 100	264, 200	296, 000	367, 000	
33	204, 300	266, 200	298, 200	370, 000	
34	206, 100	268, 000	300, 400	372, 800	
35	207, 800	269, 800	302, 600	375, 500	
36	209, 500	271, 600	304, 800	378, 200	
37	211, 200	273, 300	307, 000	380, 700	
38	212, 800	274, 900	309, 300	383, 200	
39	214, 300	276, 600	311, 600	385, 500	
40	215, 800	278, 400	313, 900	387, 900	
41	217, 300	280, 100	316, 200	390, 300	
42	218, 800	281, 800	318, 500	392, 600	
43	220, 300	283, 400	320, 900	394, 900	
44	221, 800	285, 100	323, 200	397, 200	
45	223, 300	286, 800	325, 600	399, 600	
46	224, 800	288, 500	328, 000	401, 900	
47	226, 300	290, 100	330, 400	404, 100	

48	227, 800	291, 800	332, 900	406, 300	
49	229, 300	293, 500	335, 400	408, 600	
50	230, 800	295, 100	338, 100	410, 900	
51	232, 300	296, 800	340, 800	413, 100	
52	233, 800	298, 500	343, 500	415, 300	
53	235, 200	300, 200	346, 200	417, 300	
54	236, 700	301, 900	348, 800	419, 200	
55	238, 200	303, 600	351, 300	421, 200	
56	239, 700	305, 200	353, 700	423, 100	
57	241, 100	306, 800	356, 000	424, 900	
58	242, 500	308, 400	358, 200	426, 700	
59	244, 000	310, 000	360, 300	428, 400	
60	245, 500	311, 600	362, 300	430, 200	
61	247, 000	313, 200	364, 200	432, 000	
62	248, 400	314, 800	366, 200	433, 500	
63	249, 900	316, 400	368, 100	434, 600	
64	251, 400	318, 000	369, 900	435, 500	
65	252, 900	319, 500	371, 700	436, 400	
66	254, 400	321, 100	373, 400	437, 200	
67	255, 900	322, 600	375, 000	437, 900	
68	257, 300	324, 200	376, 500	438, 600	
69	258, 800	325, 700	378, 000	439, 300	
70	260, 300	327, 100	379, 000	440, 000	
71	261, 700	328, 400	380, 100	440, 700	
72	263, 100	329, 800	381, 000	441, 400	
73	264, 600	331, 200	381, 900	442, 100	
74	266, 000	332, 600	382, 700	442, 800	
75	267, 500	333, 900	383, 500	443, 500	
76	269, 000	335, 300	384, 200	444, 100	

77	270,400	336,500	385,000	444,700	
78	271,900	337,600	385,700	445,400	
79	273,400	338,600	386,400	446,000	
80	274,800	339,500	387,100	446,600	
81	276,200	340,300	387,800	447,200	
82	277,600	341,100	388,400	447,800	
83	278,900	341,900	389,000	448,400	
84	280,300	342,600	389,500	449,000	
85	281,600	343,300	390,000	449,600	
86	283,000	344,100	390,500	450,200	
87	284,300	344,700	391,000	450,800	
88	285,600	345,400	391,600	451,300	
89	287,000	346,100	392,200	451,800	
90	288,200	346,700	392,800	452,400	
91	289,500	347,200	393,400	452,900	
92	290,900	347,600	393,900	453,400	
93	292,100	348,100	394,400	453,900	
94	293,300	348,600	395,000	454,400	
95	294,500	349,100	395,500	454,900	
96	295,700	349,600	396,000	455,400	
97	297,000	350,000	396,500	455,800	
98	298,200	350,500	397,000		
99	299,400	350,900	397,500		
100	300,700	351,400	398,000		
101	301,900	351,900	398,500		
102	303,100	352,300	399,000		
103	304,300	352,800	399,500		
104	305,400	353,300	400,000		
105	306,500	353,700	400,400		

106	307, 400	354, 100	400, 900		
107	308, 300	354, 500	401, 400		
108	309, 200	354, 900	401, 800		
109	310, 000	355, 300	402, 200		
110	310, 700	355, 700	402, 700		
111	311, 400	356, 100	403, 200		
112	312, 100	356, 500	403, 600		
113	312, 800	356, 900	404, 000		
114	313, 200	357, 300	404, 500		
115	313, 700	357, 700	405, 000		
116	314, 200	358, 100	405, 400		
117	314, 600	358, 500	405, 800		
118	315, 000	358, 900	406, 300		
119	315, 300	359, 300	406, 700		
120	315, 600	359, 700	407, 100		
121	315, 900	360, 100	407, 500		
122	316, 300	360, 400	408, 000		
123	316, 600	360, 800	408, 400		
124	316, 900	361, 200	408, 800		
125	317, 200	361, 600	409, 200		
126	317, 600	361, 900	409, 700		
127	317, 900	362, 300	410, 100		
128	318, 200	362, 700	410, 500		
129	318, 500	363, 100	410, 900		
130	318, 900		411, 400		
131	319, 200		411, 800		
132	319, 500		412, 200		
133	319, 800		412, 600		
134	320, 200		413, 000		

135	320,500		413,400		
136	320,800		413,800		
137	321,100		414,200		
138	321,400		414,600		
139	321,800		415,000		
140	322,100		415,400		
141	322,400		415,800		
142	322,700				
143	323,000				
144	323,300				
145	323,600				
146	323,900				
147	324,200				
148	324,500				
149	324,800				

別表第1 定年前再任用短時間勤務職員の項中「198,300」を「198,800」に、「230,400」を「230,900」に、「271,000」を「271,600」に、「313,000」を「313,700」に、「429,100」を「430,000」に改め、同表備考第2号中「162,500円」を「170,400円」に改め、同備考第3号を削る。

別表第2 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の部1の項から261の項までを次のように改める。

	円	円	円	円
1	147,800	231,400	268,900	300,300
2	148,300	233,300	270,700	302,400
3	148,800	235,000	272,400	304,500
4	149,300	236,800	274,200	306,600
5	149,800	238,500	276,000	308,700
6	150,300	240,100	277,800	310,800
7	150,800	241,600	279,600	312,900

8	151,400	243,100	281,400	315,000
9	152,000	244,500	283,200	317,000
10	152,500	246,000	285,000	319,000
11	153,200	247,500	286,800	321,000
12	153,800	249,000	288,600	323,000
13	154,400	250,500	290,400	324,900
14	155,100	252,000	292,100	326,900
15	155,900	253,500	293,800	328,800
16	156,700	255,000	295,500	330,700
17	157,500	256,400	297,200	332,600
18	158,500	257,900	298,900	334,500
19	159,600	259,400	300,500	336,400
20	160,700	260,900	302,200	338,400
21	161,800	262,400	303,900	340,200
22	162,900	263,900	305,500	342,100
23	164,000	265,400	307,100	343,900
24	165,100	266,900	308,700	345,700
25	166,200	268,400	310,300	347,500
26	167,500	269,900	311,800	349,200
27	168,900	271,400	313,300	350,800
28	170,300	272,900	314,700	352,400
29	171,700	274,400	316,100	354,000
30	173,200	276,000	317,600	355,200
31	174,700	277,500	319,000	356,400
32	176,200	278,900	320,400	357,600
33	177,800	280,400	321,800	358,800
34	179,300	281,900	323,200	359,900
35	180,900	283,200	324,600	360,900
36	182,500	284,600	325,900	362,000

37	184, 100	285, 900	327, 200	363, 000
38	185, 600	287, 300	328, 400	364, 000
39	187, 200	288, 700	329, 600	364, 900
40	188, 800	289, 900	330, 700	365, 800
41	190, 300	291, 200	331, 800	366, 700
42	191, 700	292, 400	332, 800	367, 500
43	193, 100	293, 600	333, 700	368, 300
44	194, 500	294, 700	334, 600	369, 100
45	195, 800	295, 800	335, 500	369, 800
46	196, 900	296, 800	336, 400	370, 400
47	198, 000	297, 800	337, 200	371, 000
48	199, 100	298, 800	338, 000	371, 600
49	200, 100	299, 800	338, 800	372, 100
50	201, 100	300, 800	339, 600	372, 600
51	202, 100	301, 700	340, 300	373, 000
52	203, 000	302, 600	341, 000	373, 400
53	204, 000	303, 500	341, 700	373, 800
54	205, 100	304, 400	342, 400	374, 200
55	206, 200	305, 300	343, 000	374, 600
56	207, 400	306, 100	343, 600	375, 000
57	208, 700	306, 900	344, 200	375, 300
58	209, 900	307, 700	344, 700	375, 700
59	211, 200	308, 500	345, 200	376, 100
60	212, 500	309, 300	345, 700	376, 400
61	213, 800	310, 100	346, 100	376, 700
62	215, 100	310, 700	346, 500	377, 100
63	216, 400	311, 300	346, 900	377, 500
64	217, 700	311, 900	347, 300	377, 800
65	218, 900	312, 500	347, 700	378, 100

66	220, 200	313, 100	348, 100	378, 500
67	221, 500	313, 700	348, 500	378, 900
68	222, 800	314, 300	348, 900	379, 200
69	224, 000	314, 800	349, 200	379, 500
70	225, 300	315, 400	349, 600	379, 800
71	226, 600	315, 900	350, 000	380, 100
72	227, 900	316, 400	350, 300	380, 400
73	229, 200	316, 900	350, 600	380, 700
74	230, 500	317, 400	351, 000	381, 000
75	231, 800	317, 900	351, 300	381, 300
76	233, 100	318, 400	351, 600	381, 600
77	234, 400	318, 800	351, 900	381, 900
78	235, 600	319, 300	352, 300	382, 200
79	236, 900	319, 700	352, 600	382, 500
80	238, 200	320, 100	352, 900	382, 800
81	239, 400	320, 500	353, 200	383, 100
82	240, 700	320, 900	353, 500	383, 400
83	242, 000	321, 300	353, 800	383, 700
84	243, 200	321, 600	354, 100	384, 000
85	244, 500	321, 900	354, 400	384, 200
86	245, 800	322, 300	354, 700	384, 500
87	247, 100	322, 700	355, 000	384, 800
88	248, 400	323, 000	355, 300	385, 100
89	249, 600	323, 300	355, 600	385, 400
90	250, 900	323, 700	355, 900	385, 700
91	252, 200	324, 000	356, 200	386, 000
92	253, 500	324, 300	356, 500	386, 300
93	254, 800	324, 600	356, 800	386, 600
94	256, 100	325, 000	357, 100	386, 900

95	257, 300	325, 300	357, 400	387, 200
96	258, 500	325, 600	357, 700	387, 500
97	259, 600	325, 900	358, 000	387, 800
98	260, 800	326, 300	358, 300	388, 100
99	262, 000	326, 600	358, 600	388, 400
100	263, 100	326, 900	358, 900	388, 700
101	264, 100	327, 100	359, 200	389, 000
102	265, 200	327, 400	359, 500	389, 300
103	266, 300	327, 700	359, 800	389, 600
104	267, 400	328, 000	360, 100	389, 900
105	268, 400	328, 300	360, 300	390, 200
106	269, 400	328, 700	360, 600	390, 500
107	270, 400	329, 000	360, 900	390, 800
108	271, 400	329, 200	361, 200	391, 100
109	272, 400	329, 500	361, 500	391, 400
110	273, 400	329, 800	361, 800	391, 700
111	274, 400	330, 100	362, 100	392, 000
112	275, 100	330, 400	362, 400	392, 300
113	276, 000	330, 700	362, 700	392, 600
114	276, 800	331, 000	363, 000	392, 900
115	277, 600	331, 300	363, 300	393, 200
116	278, 400	331, 600	363, 600	393, 500
117	279, 100	331, 900	363, 900	393, 800
118	279, 700	332, 200	364, 200	394, 100
119	280, 300	332, 500	364, 500	394, 400
120	280, 800	332, 800	364, 800	394, 700
121	281, 300	333, 100	365, 100	395, 000
122	281, 800	333, 400	365, 400	395, 300
123	282, 200	333, 700	365, 700	395, 600

124	282, 600	334, 000	366, 000	395, 900
125	283, 000	334, 300	366, 300	396, 200
126	283, 400	334, 600	366, 600	396, 500
127	283, 800	334, 900	366, 900	396, 800
128	284, 200	335, 200	367, 200	397, 100
129	284, 500	335, 500	367, 500	397, 400
130	284, 900	335, 800	367, 800	397, 700
131	285, 300	336, 100	368, 100	398, 000
132	285, 700	336, 400	368, 400	398, 300
133	286, 000	336, 700	368, 700	398, 600
134	286, 300	337, 000	369, 000	398, 900
135	286, 600	337, 300	369, 300	399, 200
136	286, 900	337, 600	369, 600	399, 500
137	287, 200	337, 900	369, 900	399, 800
138	287, 500	338, 200	370, 200	400, 100
139	287, 800	338, 500	370, 500	400, 400
140	288, 100	338, 800	370, 800	400, 700
141	288, 400	339, 100	371, 100	401, 000
142	288, 700	339, 400	371, 400	401, 300
143	289, 000	339, 700	371, 700	401, 600
144	289, 300	340, 000	372, 000	401, 900
145	289, 600	340, 300	372, 300	402, 200
146	289, 800	340, 600	372, 600	402, 500
147	290, 100	340, 900	372, 900	402, 800
148	290, 400	341, 200	373, 200	403, 100
149	290, 700	341, 500	373, 500	403, 400
150	291, 000	341, 800	373, 800	
151	291, 300	342, 100	374, 100	
152	291, 600	342, 400	374, 400	

153	291, 900	342, 700	374, 700	
154	292, 200	343, 000	375, 000	
155	292, 500	343, 300	375, 300	
156	292, 800	343, 600	375, 600	
157	293, 100	343, 900	375, 900	
158	293, 400	344, 200	376, 200	
159	293, 700	344, 500	376, 500	
160	294, 000	344, 800	376, 800	
161	294, 300	345, 100	377, 100	
162	294, 600	345, 400	377, 400	
163	294, 900	345, 700	377, 700	
164	295, 200	346, 000	378, 000	
165	295, 500	346, 300	378, 300	
166	295, 800	346, 600	378, 600	
167	296, 100	346, 900	378, 900	
168	296, 400	347, 200	379, 200	
169	296, 700	347, 500	379, 500	
170	297, 000	347, 800	379, 800	
171	297, 300	348, 100	380, 100	
172	297, 600	348, 400	380, 400	
173	297, 900	348, 700	380, 700	
174	298, 200	349, 000	381, 000	
175	298, 500	349, 300	381, 300	
176	298, 800	349, 600	381, 600	
177	299, 100	349, 900	381, 900	
178	299, 400	350, 200	382, 200	
179	299, 700	350, 500	382, 500	
180	300, 000	350, 800	382, 800	
181	300, 300	351, 100	383, 100	

182	300,600	351,400	383,400	
183	300,900	351,700	383,700	
184	301,200	352,000	384,000	
185	301,500	352,300	384,300	
186	301,800	352,600	384,600	
187	302,100	352,900	384,900	
188	302,400	353,200	385,200	
189	302,700	353,500	385,500	
190	303,000	353,800	385,800	
191	303,300	354,100	386,100	
192	303,600	354,400	386,400	
193	303,900	354,700	386,700	
194	304,200	355,000		
195	304,500	355,300		
196	304,800	355,600		
197	305,100	355,900		
198	305,400	356,200		
199	305,700	356,500		
200	306,000	356,800		
201	306,300	357,100		
202	306,600	357,400		
203	306,900	357,700		
204	307,200	358,000		
205	307,500	358,300		
206	307,800	358,600		
207	308,100	358,900		
208	308,400	359,200		
209	308,700	359,500		
210	309,000	359,800		

211	309,300	360,100		
212	309,600	360,400		
213	309,900	360,700		
214	310,200	361,000		
215	310,500	361,300		
216	310,800	361,600		
217	311,100	361,900		
218	311,400	362,200		
219	311,700	362,500		
220	312,000	362,800		
221	312,300	363,100		
222	312,600	363,400		
223	312,900	363,700		
224	313,200	364,000		
225	313,500	364,300		
226	313,800			
227	314,100			
228	314,400			
229	314,700			
230	315,000			
231	315,300			
232	315,600			
233	315,900			
234	316,200			
235	316,500			
236	316,800			
237	317,100			
238	317,400			
239	317,700			

240	318,000			
241	318,300			
242	318,600			
243	318,900			
244	319,200			
245	319,500			
246	319,800			
247	320,100			
248	320,400			
249	320,700			
250	321,000			
251	321,300			
252	321,600			
253	321,900			
254	322,200			
255	322,500			
256	322,800			
257	323,100			
258	323,400			
259	323,700			
260	324,000			
261	324,300			

別表第2 定年前再任用短時間勤務職員の項中「208,100」を「208,600」に、「222,400」を「222,900」に、「242,600」を「243,100」に、「274,000」を「274,600」に改める。

別表第3 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の部1の項から145の項までを次のように改める。

	円	円	円
1	230,800	329,900	422,500

2	233, 100	333, 600	425, 500
3	235, 400	337, 200	428, 500
4	237, 800	340, 800	431, 400
5	240, 200	344, 400	434, 300
6	242, 600	348, 100	437, 200
7	245, 000	351, 800	440, 000
8	247, 400	355, 500	442, 900
9	249, 800	359, 200	445, 800
10	252, 200	363, 000	448, 600
11	254, 600	366, 700	451, 400
12	257, 000	370, 400	454, 300
13	259, 400	374, 100	457, 200
14	262, 900	378, 100	460, 000
15	266, 400	382, 100	462, 800
16	270, 000	386, 100	465, 500
17	273, 600	390, 100	468, 200
18	277, 400	392, 800	471, 000
19	281, 200	395, 500	473, 800
20	285, 200	398, 100	476, 500
21	289, 100	400, 700	479, 200
22	292, 700	403, 200	481, 900
23	296, 200	405, 700	484, 500
24	299, 600	408, 200	487, 000
25	303, 000	410, 700	489, 600
26	306, 300	413, 200	492, 200
27	309, 600	415, 500	494, 700
28	312, 900	417, 800	497, 100
29	316, 100	420, 100	499, 500
30	319, 300	422, 500	502, 000

31	322, 600	424, 900	504, 500
32	325, 900	427, 200	507, 000
33	329, 100	429, 500	509, 400
34	332, 400	431, 800	511, 900
35	335, 700	434, 000	514, 300
36	338, 900	436, 200	516, 700
37	342, 000	438, 400	519, 100
38	344, 900	440, 600	521, 500
39	347, 800	442, 800	523, 900
40	350, 700	445, 000	526, 200
41	353, 500	447, 200	528, 500
42	356, 400	449, 400	530, 500
43	359, 200	451, 500	532, 500
44	362, 000	453, 600	534, 500
45	364, 700	455, 700	536, 400
46	367, 500	457, 800	538, 200
47	370, 400	459, 800	539, 800
48	373, 200	461, 700	541, 300
49	375, 900	463, 600	542, 700
50	377, 700	465, 400	544, 100
51	379, 400	467, 100	545, 500
52	381, 100	468, 700	546, 900
53	382, 700	470, 300	548, 300
54	384, 300	471, 600	549, 600
55	385, 900	472, 800	550, 900
56	387, 500	473, 900	552, 200
57	389, 000	475, 000	553, 400
58	390, 300	476, 000	554, 500
59	391, 600	477, 000	555, 600

60	392, 900	478, 000	556, 700
61	394, 200	478, 900	557, 800
62	395, 200	479, 700	558, 900
63	396, 100	480, 600	560, 000
64	397, 000	481, 400	561, 100
65	397, 900	482, 100	562, 100
66	398, 700	482, 800	563, 100
67	399, 500	483, 400	564, 100
68	400, 200	484, 000	565, 100
69	400, 900	484, 600	566, 100
70	401, 500	485, 200	567, 100
71	402, 100	485, 800	568, 100
72	402, 700	486, 400	569, 000
73	403, 200	486, 900	569, 900
74	403, 800	487, 500	570, 900
75	404, 300	488, 100	571, 800
76	404, 900	488, 700	572, 700
77	405, 500	489, 200	573, 600
78	406, 100	489, 800	574, 500
79	406, 700	490, 400	575, 400
80	407, 300	490, 900	576, 300
81	407, 800	491, 500	577, 100
82	408, 400	492, 100	578, 000
83	408, 900	492, 700	578, 900
84	409, 500	493, 200	579, 800
85	410, 000	493, 700	580, 600
86	410, 500	494, 300	581, 500
87	411, 100	494, 800	582, 400
88	411, 700	495, 400	583, 200

89	412, 200	495, 900	583, 900
90	412, 600	496, 400	584, 700
91	413, 000	496, 900	585, 500
92	413, 400	497, 400	586, 300
93	413, 800	497, 900	587, 100
94	414, 200	498, 400	587, 800
95	414, 600	498, 900	588, 600
96	415, 000	499, 400	589, 400
97	415, 400	499, 900	590, 200
98	415, 800	500, 400	590, 900
99	416, 200	500, 900	591, 600
100	416, 600	501, 400	592, 400
101	417, 000	501, 900	593, 100
102	417, 400	502, 400	593, 800
103	417, 800	502, 900	594, 600
104	418, 200	503, 400	595, 300
105	418, 600	503, 900	596, 000
106	419, 000		596, 600
107	419, 400		597, 300
108	419, 800		598, 000
109	420, 200		598, 700
110			599, 400
111			600, 100
112			600, 800
113			601, 500
114			602, 200
115			602, 900
116			603, 600
117			604, 300

118			605,000
119			605,700
120			606,400
121			607,100
122			607,800
123			608,500
124			609,200
125			609,900
126			610,600
127			611,300
128			612,000
129			612,700
130			613,400
131			614,100
132			614,800
133			615,500
134			616,200
135			616,900
136			617,600
137			618,300
138			619,000
139			619,700
140			620,400
141			621,100
142			621,800
143			622,500
144			623,200
145			623,900

別表第3 定年前再任用短時間勤務職員の項中「289,100」を「289,700」に、「347,300」を「348,000」に、「404,400」を「405,300」に改める。

別表第４ 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の部１の項から149の項までを次のように改める。

	円	円	円	円	円
1	156,400	211,900	234,100	289,700	509,900
2	157,400	213,400	235,800	292,000	512,400
3	158,500	214,800	237,500	294,300	515,000
4	159,600	216,200	239,200	296,500	517,500
5	160,700	217,700	241,000	298,700	520,100
6	161,800	219,100	242,800	300,900	522,600
7	162,900	220,600	244,600	303,100	525,100
8	164,000	222,200	246,300	305,400	527,700
9	165,100	223,800	248,100	307,700	
10	166,300	225,400	249,900	310,000	
11	167,500	227,100	251,700	312,300	
12	168,700	228,700	253,600	314,600	
13	169,900	230,300	255,500	316,900	
14	171,100	232,000	257,500	319,300	
15	172,300	233,700	259,500	321,700	
16	173,600	235,400	261,500	324,000	
17	175,000	237,100	263,600	326,400	
18	176,400	238,800	265,700	328,900	
19	177,800	240,400	267,800	331,500	
20	179,200	242,100	270,000	334,000	
21	180,700	243,900	272,200	336,500	
22	183,200	245,700	274,400	339,200	
23	185,700	247,400	276,500	341,900	
24	188,200	249,000	278,700	344,600	
25	190,700	250,800	280,800	347,300	
26	192,300	252,700	283,000	350,000	

27	194, 000	254, 500	285, 200	352, 700	
28	195, 800	256, 400	287, 400	355, 500	
29	197, 600	258, 300	289, 600	358, 200	
30	199, 300	260, 300	291, 900	361, 200	
31	201, 100	262, 300	294, 000	364, 100	
32	203, 000	264, 300	296, 200	367, 000	
33	204, 800	266, 400	298, 400	370, 000	
34	206, 600	268, 200	300, 500	372, 800	
35	208, 500	270, 000	302, 700	375, 500	
36	210, 400	271, 700	304, 900	378, 200	
37	212, 200	273, 400	307, 200	380, 700	
38	213, 800	275, 000	309, 500	383, 200	
39	215, 300	276, 700	311, 800	385, 500	
40	216, 600	278, 500	314, 000	387, 900	
41	217, 900	280, 200	316, 300	390, 300	
42	219, 300	281, 900	318, 600	392, 600	
43	220, 700	283, 500	320, 900	394, 900	
44	222, 100	285, 200	323, 200	397, 200	
45	223, 600	286, 900	325, 600	399, 600	
46	225, 100	288, 600	328, 000	401, 900	
47	226, 600	290, 300	330, 400	404, 100	
48	228, 200	292, 000	332, 900	406, 300	
49	229, 800	293, 700	335, 400	408, 600	
50	231, 300	295, 300	338, 100	410, 900	
51	232, 800	297, 000	340, 800	413, 100	
52	234, 300	298, 700	343, 500	415, 300	
53	235, 800	300, 400	346, 200	417, 300	
54	237, 300	302, 100	348, 800	419, 200	
55	238, 800	303, 700	351, 300	421, 200	

56	240,300	305,400	353,700	423,100	
57	241,800	307,000	356,000	424,900	
58	243,300	308,700	358,200	426,700	
59	244,800	310,300	360,300	428,400	
60	246,200	311,900	362,300	430,200	
61	247,700	313,500	364,200	432,000	
62	249,100	315,000	366,200	433,500	
63	250,600	316,500	368,100	434,600	
64	252,200	318,100	369,900	435,500	
65	253,600	319,700	371,700	436,400	
66	255,000	321,300	373,400	437,200	
67	256,400	322,800	375,000	437,900	
68	257,900	324,400	376,500	438,600	
69	259,400	325,900	378,000	439,300	
70	260,900	327,300	379,000	440,000	
71	262,300	328,700	380,100	440,700	
72	263,800	330,200	381,000	441,400	
73	265,200	331,600	381,900	442,100	
74	266,600	333,000	382,700	442,800	
75	268,100	334,200	383,500	443,500	
76	269,500	335,500	384,200	444,100	
77	270,900	336,700	385,000	444,700	
78	272,300	337,700	385,700	445,400	
79	273,700	338,700	386,400	446,000	
80	275,100	339,600	387,100	446,600	
81	276,600	340,400	387,800	447,200	
82	277,900	341,200	388,400	447,800	
83	279,100	341,900	389,000	448,400	
84	280,500	342,600	389,500	449,000	

85	281, 800	343, 300	390, 000	449, 600	
86	283, 100	344, 100	390, 500	450, 200	
87	284, 400	344, 700	391, 000	450, 800	
88	285, 600	345, 400	391, 600	451, 300	
89	287, 000	346, 100	392, 200	451, 800	
90	288, 200	346, 700	392, 800	452, 400	
91	289, 500	347, 200	393, 400	452, 900	
92	290, 900	347, 600	393, 900	453, 400	
93	292, 100	348, 100	394, 400	453, 900	
94	293, 300	348, 600	395, 000	454, 400	
95	294, 500	349, 100	395, 500	454, 900	
96	295, 700	349, 600	396, 000	455, 400	
97	296, 900	350, 000	396, 500	455, 900	
98	298, 100	350, 500	397, 000	456, 400	
99	299, 300	350, 900	397, 500	456, 900	
100	300, 500	351, 400	398, 000	457, 400	
101	301, 700	351, 900	398, 500	457, 900	
102	302, 800	352, 300	399, 000	458, 400	
103	303, 900	352, 800	399, 500	458, 900	
104	305, 000	353, 100	400, 000	459, 400	
105	306, 000	353, 400	400, 400	459, 900	
106	306, 800	353, 700	400, 900	460, 400	
107	307, 600	354, 100	401, 400	460, 900	
108	308, 500	354, 500	401, 800	461, 400	
109	309, 400	354, 900	402, 200	461, 900	
110	310, 200	355, 200	402, 700	462, 400	
111	311, 000	355, 600	403, 200	462, 900	
112	311, 800	356, 000	403, 600		
113	312, 500	356, 400	404, 000		

114	313, 000	356, 800	404, 500		
115	313, 600	357, 100	405, 000		
116	314, 100	357, 500	405, 400		
117	314, 500	357, 900	405, 800		
118	314, 800	358, 200	406, 300		
119	315, 100	358, 600	406, 700		
120	315, 400	359, 000	407, 100		
121	315, 700	359, 400	407, 500		
122	316, 000	359, 700	408, 000		
123	316, 300	360, 100	408, 400		
124	316, 600	360, 500	408, 800		
125	316, 900	360, 900	409, 200		
126	317, 200		409, 600		
127	317, 500		410, 000		
128	317, 800		410, 400		
129	318, 100		410, 800		
130	318, 400		411, 200		
131	318, 700		411, 600		
132	319, 000		412, 000		
133	319, 300		412, 400		
134	319, 600				
135	319, 900				
136	320, 200				
137	320, 500				
138	320, 800				
139	321, 100				
140	321, 400				
141	321, 700				
142	322, 000				

143	322,300				
144	322,600				
145	322,900				
146	323,200				
147	323,500				
148	323,800				
149	324,000				

別表第4 定年前再任用短時間勤務職員の項中「200,500」を「201,000」に、「231,700」を「232,200」に、「271,500」を「272,100」に、「313,000」を「313,700」に、「429,100」を「430,000」に改める。

別表第5 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の部1の項から145の項までを次のように改める。

	円	円	円	円	円
1	167,900	213,800	235,400	281,300	509,900
2	169,200	215,100	237,100	283,400	512,400
3	170,500	216,500	238,800	285,500	515,000
4	171,800	217,900	240,600	287,600	517,500
5	173,100	219,400	242,400	289,700	520,100
6	174,500	220,800	244,200	292,000	522,600
7	175,900	222,200	245,900	294,300	525,100
8	177,300	223,600	247,700	296,500	527,700
9	178,700	225,100	249,500	298,700	
10	180,100	226,500	251,300	300,900	
11	181,500	227,900	253,100	303,100	
12	182,900	229,300	254,900	305,400	
13	184,400	230,800	256,800	307,700	
14	185,900	232,500	258,700	310,000	
15	187,400	234,100	260,500	312,300	
16	188,900	235,700	262,400	314,600	

17	190,400	237,400	264,400	316,900	
18	191,900	239,000	266,400	319,300	
19	193,400	240,600	268,400	321,700	
20	194,900	242,300	270,500	324,000	
21	196,400	244,000	272,700	326,400	
22	198,000	245,800	274,800	328,900	
23	199,800	247,500	276,900	331,500	
24	201,600	249,200	279,000	334,000	
25	203,200	250,900	281,100	336,500	
26	204,600	252,600	283,200	339,200	
27	206,000	254,400	285,300	341,900	
28	207,400	256,300	287,400	344,600	
29	208,700	258,200	289,500	347,300	
30	210,000	260,200	291,700	350,000	
31	211,300	262,200	293,900	352,700	
32	212,600	264,300	296,100	355,500	
33	213,900	266,500	298,300	358,200	
34	215,200	268,200	300,500	361,200	
35	216,500	269,900	302,700	364,100	
36	217,800	271,700	304,900	367,000	
37	219,100	273,500	307,200	370,000	
38	220,400	275,200	309,400	372,800	
39	221,700	276,900	311,700	375,500	
40	223,100	278,600	314,000	378,200	
41	224,400	280,200	316,300	380,700	
42	225,700	281,900	318,600	383,200	
43	227,000	283,500	321,000	385,500	
44	228,300	285,200	323,300	387,900	
45	229,700	286,900	325,700	390,300	

46	231, 000	288, 600	328, 100	392, 600	
47	232, 400	290, 300	330, 500	394, 900	
48	233, 900	291, 900	333, 000	397, 200	
49	235, 400	293, 600	335, 500	399, 600	
50	237, 000	295, 200	338, 200	401, 900	
51	238, 500	296, 900	340, 900	404, 100	
52	240, 000	298, 600	343, 600	406, 300	
53	241, 500	300, 300	346, 300	408, 600	
54	243, 000	302, 000	348, 900	410, 900	
55	244, 400	303, 700	351, 400	413, 100	
56	245, 800	305, 400	353, 800	415, 300	
57	247, 300	307, 000	356, 100	417, 300	
58	248, 800	308, 800	358, 300	419, 200	
59	250, 200	310, 300	360, 400	421, 200	
60	251, 600	311, 800	362, 400	423, 100	
61	253, 100	313, 300	364, 300	424, 900	
62	254, 600	314, 900	366, 300	426, 700	
63	256, 000	316, 500	368, 200	428, 400	
64	257, 500	318, 100	370, 000	430, 200	
65	258, 900	319, 600	371, 800	432, 000	
66	260, 400	321, 200	373, 400	433, 500	
67	261, 800	322, 700	375, 000	434, 600	
68	263, 200	324, 300	376, 500	435, 500	
69	264, 700	325, 800	378, 000	436, 400	
70	266, 100	327, 200	379, 000	437, 200	
71	267, 600	328, 600	380, 100	437, 900	
72	269, 100	330, 000	381, 000	438, 600	
73	270, 500	331, 400	381, 900	439, 300	
74	272, 000	332, 800	382, 700	440, 000	

75	273, 500	334, 200	383, 500	440, 700	
76	274, 900	335, 600	384, 200	441, 400	
77	276, 300	336, 800	385, 000	442, 100	
78	277, 700	337, 900	385, 700	442, 800	
79	279, 000	338, 900	386, 400	443, 500	
80	280, 400	339, 800	387, 100	444, 100	
81	281, 700	340, 600	387, 800	444, 700	
82	283, 000	341, 400	388, 400	445, 400	
83	284, 300	342, 200	389, 000	446, 000	
84	285, 600	342, 900	389, 500	446, 600	
85	287, 000	343, 700	390, 000	447, 200	
86	288, 200	344, 500	390, 500	447, 800	
87	289, 500	345, 200	391, 000	448, 400	
88	290, 900	345, 900	391, 600	449, 000	
89	292, 100	346, 500	392, 200	449, 600	
90	293, 300	347, 000	392, 800	450, 200	
91	294, 500	347, 400	393, 400	450, 800	
92	295, 700	347, 800	393, 900	451, 300	
93	297, 000	348, 300	394, 400	451, 800	
94	298, 200	348, 700	395, 000	452, 300	
95	299, 400	349, 100	395, 500	452, 800	
96	300, 700	349, 600	396, 000	453, 300	
97	301, 900	350, 100	396, 400	453, 800	
98	303, 100	350, 500	396, 900	454, 300	
99	304, 200	350, 900	397, 400	454, 800	
100	305, 200	351, 400	397, 900	455, 300	
101	306, 200	351, 900	398, 400	455, 800	
102	307, 100	352, 300	398, 900	456, 300	
103	307, 900	352, 700	399, 400	456, 800	

104	308, 700	353, 100	399, 900	457, 300	
105	309, 500	353, 400	400, 300	457, 800	
106	310, 300	353, 800	400, 800	458, 300	
107	311, 000	354, 200	401, 300	458, 800	
108	311, 700	354, 600	401, 700	459, 300	
109	312, 300	354, 900	402, 100	459, 800	
110	312, 800	355, 200	402, 600	460, 300	
111	313, 200	355, 600	403, 100	460, 800	
112	313, 700	356, 000	403, 500		
113	314, 000	356, 400	403, 900		
114	314, 300	356, 800	404, 400		
115	314, 600	357, 200	404, 900		
116	314, 900	357, 500	405, 300		
117	315, 200	357, 900	405, 700		
118	315, 500	358, 300	406, 200		
119	315, 800	358, 700	406, 600		
120	316, 100	359, 100	407, 000		
121	316, 400	359, 400	407, 400		
122	316, 700	359, 700	407, 800		
123	317, 000	360, 100	408, 200		
124	317, 300	360, 500	408, 600		
125	317, 600	360, 800	409, 000		
126	317, 900	361, 100	409, 400		
127	318, 200	361, 500	409, 800		
128	318, 500	361, 900	410, 200		
129	318, 800	362, 200	410, 600		
130	319, 100				
131	319, 400				
132	319, 700				

133	320,000				
134	320,300				
135	320,600				
136	320,900				
137	321,200				
138	321,500				
139	321,800				
140	322,100				
141	322,400				
142	322,700				
143	323,000				
144	323,300				
145	323,600				

別表第5 定年前再任用短時間勤務職員の項中「204,500」を「205,000」に、「232,900」を「233,400」に、「271,500」を「272,100」に、「313,000」を「313,700」に、「429,100」を「430,000」に改める。

別表第6 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の部1の項から153の項までを次のように改める。

	円	円	円	円	円
1	156,200	210,100	233,800	289,700	509,900
2	157,100	211,800	235,500	292,000	512,400
3	158,100	213,400	237,200	294,300	515,000
4	159,100	215,100	238,900	296,500	517,500
5	160,100	216,700	240,700	298,700	520,100
6	161,100	218,300	242,400	300,900	522,600
7	162,100	219,900	244,100	303,100	525,100
8	163,100	221,600	245,900	305,400	527,700
9	164,000	223,300	247,700	307,700	
10	164,900	224,900	249,500	310,000	

11	165, 900	226, 600	251, 300	312, 300	
12	166, 900	228, 300	253, 100	314, 600	
13	167, 900	230, 100	255, 000	316, 900	
14	169, 100	231, 800	257, 100	319, 300	
15	170, 300	233, 400	259, 200	321, 700	
16	171, 500	235, 100	261, 200	324, 000	
17	172, 800	236, 900	263, 300	326, 400	
18	174, 900	238, 600	265, 400	328, 900	
19	177, 000	240, 200	267, 600	331, 500	
20	179, 200	241, 900	269, 800	334, 000	
21	181, 400	243, 700	272, 000	336, 500	
22	183, 200	245, 400	274, 200	339, 200	
23	185, 000	247, 000	276, 300	341, 900	
24	186, 800	248, 700	278, 500	344, 600	
25	188, 600	250, 600	280, 700	347, 300	
26	190, 500	252, 500	282, 900	350, 000	
27	192, 400	254, 300	285, 100	352, 700	
28	194, 300	256, 100	287, 300	355, 500	
29	196, 200	258, 000	289, 400	358, 200	
30	198, 100	260, 100	291, 600	361, 200	
31	200, 100	262, 100	293, 800	364, 100	
32	202, 100	264, 200	296, 000	367, 000	
33	204, 300	266, 200	298, 200	370, 000	
34	206, 100	268, 000	300, 400	372, 800	
35	207, 800	269, 800	302, 600	375, 500	
36	209, 500	271, 600	304, 800	378, 200	
37	211, 200	273, 300	307, 000	380, 700	
38	212, 800	274, 900	309, 300	383, 200	
39	214, 300	276, 600	311, 600	385, 500	

40	215, 800	278, 400	313, 900	387, 900	
41	217, 300	280, 100	316, 200	390, 300	
42	218, 800	281, 800	318, 500	392, 600	
43	220, 300	283, 400	320, 900	394, 900	
44	221, 800	285, 100	323, 200	397, 200	
45	223, 300	286, 800	325, 600	399, 600	
46	224, 800	288, 500	328, 000	401, 900	
47	226, 300	290, 100	330, 400	404, 100	
48	227, 800	291, 800	332, 900	406, 300	
49	229, 300	293, 500	335, 400	408, 600	
50	230, 800	295, 100	338, 100	410, 900	
51	232, 300	296, 800	340, 800	413, 100	
52	233, 800	298, 500	343, 500	415, 300	
53	235, 200	300, 200	346, 200	417, 300	
54	236, 700	301, 900	348, 800	419, 200	
55	238, 200	303, 600	351, 300	421, 200	
56	239, 700	305, 200	353, 700	423, 100	
57	241, 100	306, 800	356, 000	424, 900	
58	242, 500	308, 400	358, 200	426, 700	
59	244, 000	310, 000	360, 300	428, 400	
60	245, 500	311, 600	362, 300	430, 200	
61	247, 000	313, 200	364, 200	432, 000	
62	248, 400	314, 800	366, 200	433, 500	
63	249, 900	316, 400	368, 100	434, 600	
64	251, 400	318, 000	369, 900	435, 500	
65	252, 900	319, 500	371, 700	436, 400	
66	254, 400	321, 100	373, 400	437, 200	
67	255, 900	322, 600	375, 000	437, 900	
68	257, 300	324, 200	376, 500	438, 600	

69	258, 800	325, 700	378, 000	439, 300	
70	260, 300	327, 100	379, 000	440, 000	
71	261, 700	328, 400	380, 100	440, 700	
72	263, 100	329, 800	381, 000	441, 400	
73	264, 600	331, 200	381, 900	442, 100	
74	266, 000	332, 600	382, 700	442, 800	
75	267, 500	333, 900	383, 500	443, 500	
76	269, 000	335, 300	384, 200	444, 100	
77	270, 400	336, 500	385, 000	444, 700	
78	271, 900	337, 600	385, 700	445, 400	
79	273, 400	338, 600	386, 400	446, 000	
80	274, 800	339, 500	387, 100	446, 600	
81	276, 200	340, 300	387, 800	447, 200	
82	277, 600	341, 100	388, 400	447, 800	
83	278, 900	341, 900	389, 000	448, 400	
84	280, 300	342, 600	389, 500	449, 000	
85	281, 600	343, 300	390, 000	449, 600	
86	283, 000	344, 100	390, 500	450, 200	
87	284, 300	344, 700	391, 000	450, 800	
88	285, 600	345, 400	391, 600	451, 300	
89	287, 000	346, 100	392, 200	451, 800	
90	288, 200	346, 700	392, 800	452, 400	
91	289, 500	347, 200	393, 400	452, 900	
92	290, 900	347, 600	393, 900	453, 400	
93	292, 100	348, 100	394, 400	453, 900	
94	293, 300	348, 600	395, 000	454, 400	
95	294, 500	349, 100	395, 500	454, 900	
96	295, 700	349, 600	396, 000	455, 400	
97	297, 000	350, 000	396, 500	455, 800	

98	298, 200	350, 500	397, 000	456, 200	
99	299, 400	350, 900	397, 500	456, 600	
100	300, 700	351, 400	398, 000	457, 000	
101	301, 900	351, 900	398, 500	457, 400	
102	303, 100	352, 300	399, 000	457, 800	
103	304, 300	352, 800	399, 500	458, 200	
104	305, 400	353, 300	400, 000	458, 600	
105	306, 500	353, 700	400, 400	459, 000	
106	307, 400	354, 100	400, 900	459, 400	
107	308, 300	354, 500	401, 400	459, 800	
108	309, 200	354, 900	401, 800	460, 200	
109	310, 000	355, 300	402, 200	460, 600	
110	310, 700	355, 700	402, 700	461, 000	
111	311, 400	356, 100	403, 200	461, 400	
112	312, 100	356, 500	403, 600	461, 800	
113	312, 800	356, 900	404, 000	462, 200	
114	313, 200	357, 300	404, 500	462, 600	
115	313, 700	357, 700	405, 000	463, 000	
116	314, 200	358, 100	405, 400	463, 400	
117	314, 600	358, 500	405, 800	463, 800	
118	315, 000	358, 900	406, 300	464, 200	
119	315, 300	359, 300	406, 700	464, 600	
120	315, 600	359, 700	407, 100		
121	315, 900	360, 100	407, 500		
122	316, 300	360, 400	408, 000		
123	316, 600	360, 800	408, 400		
124	316, 900	361, 200	408, 800		
125	317, 200	361, 600	409, 200		
126	317, 600	361, 900	409, 700		

127	317, 900	362, 300	410, 100		
128	318, 200	362, 700	410, 500		
129	318, 500	363, 100	410, 900		
130	318, 900	363, 500	411, 400		
131	319, 200	363, 900	411, 800		
132	319, 500	364, 300	412, 200		
133	319, 800	364, 700	412, 600		
134	320, 200	365, 100	413, 000		
135	320, 500	365, 500	413, 400		
136	320, 800	365, 900	413, 800		
137	321, 100	366, 300	414, 200		
138	321, 400	366, 700	414, 600		
139	321, 800	367, 100	415, 000		
140	322, 100	367, 500	415, 400		
141	322, 400	367, 900	415, 800		
142	322, 700	368, 300			
143	323, 000	368, 700			
144	323, 300	369, 100			
145	323, 600	369, 500			
146	323, 900	369, 900			
147	324, 200	370, 300			
148	324, 500	370, 700			
149	324, 800	371, 100			
150	325, 100	371, 500			
151	325, 400	371, 900			
152	325, 700	372, 300			
153	326, 000				

別表第 6 定年前再任用短時間勤務職員の項中「198, 300」を「198, 800」に、「230, 400」を「230, 900」に、「271, 000」を「271, 600」に、「313, 000」を「313, 700」に、「429, 100」を「430, 000」に改める。

付 則

（施行期日等）

第 1 条 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。ただし、第 19 条第 2 項の改正規定及び次条の規定は令和 5 年 12 月 1 日から、別表第 1 から別表第 6 までの改正規定は令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

（特例措置）

第 2 条 令和 5 年 12 月に支給する勤勉手当に係るこの条例による改正後の稲城市一般職の職員の給与に関する条例（次条において「改正後の条例」という。）第 19 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 115」とあるのは「100 分の 120」と、「100 分の 135」とあるのは「100 分の 140」と、「100 分の 145」とあるのは「100 分の 150」と、「100 分の 55」とあるのは「100 分の 57.5」と、「100 分の 65」とあるのは「100 分の 67.5」とする。

（給与の内払）

第 3 条 改正後の条例の規定を適用する場合において、この条例による改正前の稲城市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて令和 5 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

第 4 条 前 2 条に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案概要説明書

議 案 番 号	第75号	担 当 課	総務部人事課
件 名	稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		

【概 要】

本案は、東京都人事委員会の勧告の趣旨に沿った給与改定を実施するため、稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号）の一部を改正するものです。

東京都人事委員会は、東京都の区域内に所在する民間事業所であって企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上であるもの（11,186事業所）のうちから、無作為に1,242事業所を抽出して給与実態調査を行い、その結果を元に、令和5年10月13日付で勧告を行いました。

その内容は、例月給にあっては、民間従業員の給与が東京都職員の給与を3,569円（0.88%）上回っていることから、公民較差の解消を図りつつ、人材確保の観点から初任層に重点を置いて全級全号給を引き上げるべきであり、特別給にあっては、民間従業員への支給割合が東京都職員の年間支給月数を上回るため0.10月分引き上げるべきである、というものです。

稲城市においては、平成5年度から東京都人事委員会の勧告の内容及び趣旨に沿った給与改定を実施していることから、今回も同様の措置を講ずるものです。

【改正内容等】

○ 第19条（勤勉手当）及び付則第2条（特例措置）

勤勉手当の年間支給月数を0.10月分（再任用職員にあっては0.05月分）引き上げるとともに、6月支給分と12月支給分を同じ割合に調整します。この改定により、6月支給分及び12月支給分が共に0.05月分（再任用職員にあっては0.025月分）の増となります。

なお、特別給の引上げは、令和5年12月に支給する勤勉手当から実施することとし、同月分の支給月数を0.10月分（再任用職員にあっては0.05月分）の増とする特例措置を講じます。

○ 別表第1から別表第6まで

別表第 1 から別表第 6 までの給料表について、初任給を含む給与月額を改定します。

なお、例月給の改定は、令和 5 年 4 月に遡及して実施することとします。

【施行期日等】

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行します。また、付則において、特例措置等について規定します。

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表

新							旧						
(勤勉手当)							(勤勉手当)						
第19条 …… (略)							第19条 …… (略)						
2 勤勉手当の額は、職員の給与月額に、任命権者又はその委任を受けた者が市規則の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき給料、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の115</u>（4級等職員にあっては<u>100分の135</u>、5級等職員にあっては<u>100分の145</u>）を乗じて得た額の総額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては<u>100分の55</u>（4級等職員及び5級等職員にあっては<u>100分の65</u>）を乗じて得た額の総額）を、12月に支給する場合においては<u>100分の115</u>（4級等職員にあっては<u>100分の135</u>、5級等職員にあっては<u>100分の145</u>）を乗じて得た額の総額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては<u>100分の55</u>（4級等職員及び5級等職員にあっては<u>100分の65</u>）を乗じて得た額の総額）を超えてはならない。							2 勤勉手当の額は、職員の給与月額に、任命権者又はその委任を受けた者が市規則の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき給料、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の110</u>（4級等職員にあっては<u>100分の130</u>、5級等職員にあっては<u>100分の140</u>）を乗じて得た額の総額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては<u>100分の52.5</u>（4級等職員及び5級等職員にあっては<u>100分の62.5</u>）を乗じて得た額の総額）を、12月に支給する場合においては<u>100分の110</u>（4級等職員にあっては<u>100分の130</u>、5級等職員にあっては<u>100分の140</u>）を乗じて得た額の総額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては<u>100分の52.5</u>（4級等職員及び5級等職員にあっては<u>100分の62.5</u>）を乗じて得た額の総額）を超えてはならない。						
3～5 …… (略)							3～5 …… (略)						
別表第1（第3条関係）							別表第1（第3条関係）						
行政職給料表(1)							行政職給料表(1)						
職員の 区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	職員の 区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額
定年前 再任用		円	円	円	円	円	定年前 再任用		円	円	円	円	円
	1	<u>156,200</u>	<u>210,100</u>	<u>233,800</u>	<u>289,700</u>	<u>493,200</u>		1	<u>148,300</u>	<u>202,600</u>	<u>227,300</u>	<u>284,500</u>	<u>492,200</u>
短時間 勤務職 員以外 の職員	2	<u>157,100</u>	<u>211,800</u>	<u>235,500</u>	<u>292,000</u>	<u>495,600</u>	短時間 勤務職 員以外 の職員	2	<u>149,200</u>	<u>204,300</u>	<u>229,100</u>	<u>286,900</u>	<u>494,600</u>
	3	<u>158,100</u>	<u>213,400</u>	<u>237,200</u>	<u>294,300</u>	<u>498,100</u>		3	<u>150,200</u>	<u>206,000</u>	<u>230,900</u>	<u>289,200</u>	<u>497,100</u>
	4	<u>159,100</u>	<u>215,100</u>	<u>238,900</u>	<u>296,500</u>	<u>500,400</u>		4	<u>151,200</u>	<u>207,800</u>	<u>232,700</u>	<u>291,500</u>	<u>499,400</u>
	5	<u>160,100</u>	<u>216,700</u>	<u>240,700</u>	<u>298,700</u>	<u>502,800</u>		5	<u>152,200</u>	<u>209,500</u>	<u>234,600</u>	<u>293,800</u>	<u>501,800</u>
	6	<u>161,100</u>	<u>218,300</u>	<u>242,400</u>	<u>300,900</u>	<u>505,100</u>		6	<u>153,200</u>	<u>211,200</u>	<u>236,400</u>	<u>296,100</u>	<u>504,100</u>

7	<u>162, 100</u>	<u>219, 900</u>	<u>244, 100</u>	<u>303, 100</u>	<u>507, 500</u>
8	<u>163, 100</u>	<u>221, 600</u>	<u>245, 900</u>	<u>305, 400</u>	<u>509, 900</u>
9	<u>164, 000</u>	<u>223, 300</u>	<u>247, 700</u>	<u>307, 700</u>	
10	<u>164, 900</u>	<u>224, 900</u>	<u>249, 500</u>	<u>310, 000</u>	
11	<u>165, 900</u>	<u>226, 600</u>	<u>251, 300</u>	<u>312, 300</u>	
12	<u>166, 900</u>	<u>228, 300</u>	<u>253, 100</u>	<u>314, 600</u>	
13	<u>167, 900</u>	<u>230, 100</u>	<u>255, 000</u>	<u>316, 900</u>	
14	<u>169, 100</u>	<u>231, 800</u>	<u>257, 100</u>	<u>319, 300</u>	
15	<u>170, 300</u>	<u>233, 400</u>	<u>259, 200</u>	<u>321, 700</u>	
16	<u>171, 500</u>	<u>235, 100</u>	<u>261, 200</u>	<u>324, 000</u>	
17	<u>172, 800</u>	<u>236, 900</u>	<u>263, 300</u>	<u>326, 400</u>	
18	<u>174, 900</u>	<u>238, 600</u>	<u>265, 400</u>	<u>328, 900</u>	
19	<u>177, 000</u>	<u>240, 200</u>	<u>267, 600</u>	<u>331, 500</u>	
20	<u>179, 200</u>	<u>241, 900</u>	<u>269, 800</u>	<u>334, 000</u>	
21	<u>181, 400</u>	<u>243, 700</u>	<u>272, 000</u>	<u>336, 500</u>	
22	<u>183, 200</u>	<u>245, 400</u>	<u>274, 200</u>	<u>339, 200</u>	
23	<u>185, 000</u>	<u>247, 000</u>	<u>276, 300</u>	<u>341, 900</u>	
24	<u>186, 800</u>	<u>248, 700</u>	<u>278, 500</u>	<u>344, 600</u>	
25	<u>188, 600</u>	<u>250, 600</u>	<u>280, 700</u>	<u>347, 300</u>	
26	<u>190, 500</u>	<u>252, 500</u>	<u>282, 900</u>	<u>350, 000</u>	
27	<u>192, 400</u>	<u>254, 300</u>	<u>285, 100</u>	<u>352, 700</u>	
28	<u>194, 300</u>	<u>256, 100</u>	<u>287, 300</u>	<u>355, 500</u>	
29	<u>196, 200</u>	<u>258, 000</u>	<u>289, 400</u>	<u>358, 200</u>	
30	<u>198, 100</u>	<u>260, 100</u>	<u>291, 600</u>	<u>361, 200</u>	
31	<u>200, 100</u>	<u>262, 100</u>	<u>293, 800</u>	<u>364, 100</u>	
32	<u>202, 100</u>	<u>264, 200</u>	<u>296, 000</u>	<u>367, 000</u>	
33	<u>204, 300</u>	<u>266, 200</u>	<u>298, 200</u>	<u>370, 000</u>	
34	<u>206, 100</u>	<u>268, 000</u>	<u>300, 400</u>	<u>372, 800</u>	
35	<u>207, 800</u>	<u>269, 800</u>	<u>302, 600</u>	<u>375, 500</u>	

7	<u>154, 200</u>	<u>212, 900</u>	<u>238, 200</u>	<u>298, 400</u>	<u>506, 500</u>
8	<u>155, 200</u>	<u>214, 700</u>	<u>240, 100</u>	<u>300, 700</u>	<u>508, 900</u>
9	<u>156, 100</u>	<u>216, 500</u>	<u>242, 000</u>	<u>303, 100</u>	
10	<u>157, 000</u>	<u>218, 200</u>	<u>243, 900</u>	<u>305, 500</u>	
11	<u>158, 000</u>	<u>220, 000</u>	<u>245, 800</u>	<u>307, 900</u>	
12	<u>159, 000</u>	<u>221, 800</u>	<u>247, 700</u>	<u>310, 300</u>	
13	<u>160, 000</u>	<u>223, 700</u>	<u>249, 600</u>	<u>312, 700</u>	
14	<u>161, 200</u>	<u>225, 500</u>	<u>251, 700</u>	<u>315, 200</u>	
15	<u>162, 400</u>	<u>227, 200</u>	<u>253, 800</u>	<u>317, 700</u>	
16	<u>163, 600</u>	<u>229, 000</u>	<u>255, 800</u>	<u>320, 100</u>	
17	<u>164, 900</u>	<u>230, 900</u>	<u>257, 900</u>	<u>322, 600</u>	
18	<u>167, 000</u>	<u>232, 700</u>	<u>260, 000</u>	<u>325, 200</u>	
19	<u>169, 100</u>	<u>234, 400</u>	<u>262, 200</u>	<u>327, 900</u>	
20	<u>171, 300</u>	<u>236, 200</u>	<u>264, 400</u>	<u>330, 500</u>	
21	<u>173, 500</u>	<u>238, 100</u>	<u>266, 600</u>	<u>333, 100</u>	
22	<u>175, 300</u>	<u>239, 900</u>	<u>268, 800</u>	<u>335, 800</u>	
23	<u>177, 100</u>	<u>241, 600</u>	<u>270, 900</u>	<u>338, 500</u>	
24	<u>178, 900</u>	<u>243, 400</u>	<u>273, 100</u>	<u>341, 200</u>	
25	<u>180, 700</u>	<u>245, 300</u>	<u>275, 300</u>	<u>343, 900</u>	
26	<u>182, 600</u>	<u>247, 200</u>	<u>277, 500</u>	<u>346, 600</u>	
27	<u>184, 500</u>	<u>249, 000</u>	<u>279, 700</u>	<u>349, 300</u>	
28	<u>186, 400</u>	<u>250, 800</u>	<u>282, 000</u>	<u>352, 100</u>	
29	<u>188, 300</u>	<u>252, 700</u>	<u>284, 200</u>	<u>354, 900</u>	
30	<u>190, 200</u>	<u>254, 800</u>	<u>286, 500</u>	<u>357, 900</u>	
31	<u>192, 200</u>	<u>256, 800</u>	<u>288, 800</u>	<u>360, 800</u>	
32	<u>194, 200</u>	<u>258, 900</u>	<u>291, 100</u>	<u>363, 700</u>	
33	<u>196, 400</u>	<u>260, 900</u>	<u>293, 400</u>	<u>366, 700</u>	
34	<u>198, 300</u>	<u>262, 700</u>	<u>295, 700</u>	<u>369, 600</u>	
35	<u>200, 100</u>	<u>264, 500</u>	<u>298, 000</u>	<u>372, 400</u>	

36	<u>209,500</u>	<u>271,600</u>	<u>304,800</u>	<u>378,200</u>	
37	<u>211,200</u>	<u>273,300</u>	<u>307,000</u>	<u>380,700</u>	
38	<u>212,800</u>	<u>274,900</u>	<u>309,300</u>	<u>383,200</u>	
39	<u>214,300</u>	<u>276,600</u>	<u>311,600</u>	<u>385,500</u>	
40	<u>215,800</u>	<u>278,400</u>	<u>313,900</u>	<u>387,900</u>	
41	<u>217,300</u>	<u>280,100</u>	<u>316,200</u>	<u>390,300</u>	
42	<u>218,800</u>	<u>281,800</u>	<u>318,500</u>	<u>392,600</u>	
43	<u>220,300</u>	<u>283,400</u>	<u>320,900</u>	<u>394,900</u>	
44	<u>221,800</u>	<u>285,100</u>	<u>323,200</u>	<u>397,200</u>	
45	<u>223,300</u>	<u>286,800</u>	<u>325,600</u>	<u>399,600</u>	
46	<u>224,800</u>	<u>288,500</u>	<u>328,000</u>	<u>401,900</u>	
47	<u>226,300</u>	<u>290,100</u>	<u>330,400</u>	<u>404,100</u>	
48	<u>227,800</u>	<u>291,800</u>	<u>332,900</u>	<u>406,300</u>	
49	<u>229,300</u>	<u>293,500</u>	<u>335,400</u>	<u>408,600</u>	
50	<u>230,800</u>	<u>295,100</u>	<u>338,100</u>	<u>410,900</u>	
51	<u>232,300</u>	<u>296,800</u>	<u>340,800</u>	<u>413,100</u>	
52	<u>233,800</u>	<u>298,500</u>	<u>343,500</u>	<u>415,300</u>	
53	<u>235,200</u>	<u>300,200</u>	<u>346,200</u>	<u>417,300</u>	
54	<u>236,700</u>	<u>301,900</u>	<u>348,800</u>	<u>419,200</u>	
55	<u>238,200</u>	<u>303,600</u>	<u>351,300</u>	<u>421,200</u>	
56	<u>239,700</u>	<u>305,200</u>	<u>353,700</u>	<u>423,100</u>	
57	<u>241,100</u>	<u>306,800</u>	<u>356,000</u>	<u>424,900</u>	
58	<u>242,500</u>	<u>308,400</u>	<u>358,200</u>	<u>426,700</u>	
59	<u>244,000</u>	<u>310,000</u>	<u>360,300</u>	<u>428,400</u>	
60	<u>245,500</u>	<u>311,600</u>	<u>362,300</u>	<u>430,200</u>	
61	<u>247,000</u>	<u>313,200</u>	<u>364,200</u>	<u>432,000</u>	
62	<u>248,400</u>	<u>314,800</u>	<u>366,200</u>	<u>433,500</u>	
63	<u>249,900</u>	<u>316,400</u>	<u>368,100</u>	<u>434,600</u>	
64	<u>251,400</u>	<u>318,000</u>	<u>369,900</u>	<u>435,500</u>	

36	<u>201,900</u>	<u>266,300</u>	<u>300,300</u>	<u>375,200</u>	
37	<u>203,700</u>	<u>268,000</u>	<u>302,600</u>	<u>377,800</u>	
38	<u>205,400</u>	<u>269,700</u>	<u>305,000</u>	<u>380,400</u>	
39	<u>207,000</u>	<u>271,500</u>	<u>307,400</u>	<u>382,800</u>	
40	<u>208,600</u>	<u>273,300</u>	<u>309,800</u>	<u>385,300</u>	
41	<u>210,200</u>	<u>275,100</u>	<u>312,200</u>	<u>387,800</u>	
42	<u>211,800</u>	<u>276,900</u>	<u>314,600</u>	<u>390,200</u>	
43	<u>213,400</u>	<u>278,600</u>	<u>317,100</u>	<u>392,600</u>	
44	<u>215,000</u>	<u>280,400</u>	<u>319,500</u>	<u>395,000</u>	
45	<u>216,600</u>	<u>282,200</u>	<u>322,000</u>	<u>397,500</u>	
46	<u>218,200</u>	<u>284,000</u>	<u>324,500</u>	<u>399,900</u>	
47	<u>219,800</u>	<u>285,700</u>	<u>327,000</u>	<u>402,200</u>	
48	<u>221,400</u>	<u>287,500</u>	<u>329,600</u>	<u>404,500</u>	
49	<u>223,000</u>	<u>289,300</u>	<u>332,200</u>	<u>406,900</u>	
50	<u>224,600</u>	<u>291,000</u>	<u>334,900</u>	<u>409,300</u>	
51	<u>226,200</u>	<u>292,800</u>	<u>337,600</u>	<u>411,600</u>	
52	<u>227,800</u>	<u>294,600</u>	<u>340,300</u>	<u>413,800</u>	
53	<u>229,300</u>	<u>296,400</u>	<u>343,000</u>	<u>415,900</u>	
54	<u>230,900</u>	<u>298,200</u>	<u>345,600</u>	<u>417,900</u>	
55	<u>232,500</u>	<u>300,000</u>	<u>348,100</u>	<u>420,000</u>	
56	<u>234,100</u>	<u>301,700</u>	<u>350,500</u>	<u>422,000</u>	
57	<u>235,600</u>	<u>303,400</u>	<u>352,800</u>	<u>423,900</u>	
58	<u>237,100</u>	<u>305,100</u>	<u>355,100</u>	<u>425,800</u>	
59	<u>238,700</u>	<u>306,800</u>	<u>357,300</u>	<u>427,600</u>	
60	<u>240,300</u>	<u>308,500</u>	<u>359,400</u>	<u>429,400</u>	
61	<u>241,800</u>	<u>310,200</u>	<u>361,400</u>	<u>431,200</u>	
62	<u>243,300</u>	<u>311,800</u>	<u>363,400</u>	<u>432,700</u>	
63	<u>244,900</u>	<u>313,500</u>	<u>365,400</u>	<u>433,800</u>	
64	<u>246,400</u>	<u>315,100</u>	<u>367,300</u>	<u>434,700</u>	

65	<u>252,900</u>	<u>319,500</u>	<u>371,700</u>	<u>436,400</u>	
66	<u>254,400</u>	<u>321,100</u>	<u>373,400</u>	<u>437,200</u>	
67	<u>255,900</u>	<u>322,600</u>	<u>375,000</u>	<u>437,900</u>	
68	<u>257,300</u>	<u>324,200</u>	<u>376,500</u>	<u>438,600</u>	
69	<u>258,800</u>	<u>325,700</u>	<u>378,000</u>	<u>439,300</u>	
70	<u>260,300</u>	<u>327,100</u>	<u>379,000</u>	<u>440,000</u>	
71	<u>261,700</u>	<u>328,400</u>	<u>380,100</u>	<u>440,700</u>	
72	<u>263,100</u>	<u>329,800</u>	<u>381,000</u>	<u>441,400</u>	
73	<u>264,600</u>	<u>331,200</u>	<u>381,900</u>	<u>442,100</u>	
74	<u>266,000</u>	<u>332,600</u>	<u>382,700</u>	<u>442,800</u>	
75	<u>267,500</u>	<u>333,900</u>	<u>383,500</u>	<u>443,500</u>	
76	<u>269,000</u>	<u>335,300</u>	<u>384,200</u>	<u>444,100</u>	
77	<u>270,400</u>	<u>336,500</u>	<u>385,000</u>	<u>444,700</u>	
78	<u>271,900</u>	<u>337,600</u>	<u>385,700</u>	<u>445,400</u>	
79	<u>273,400</u>	<u>338,600</u>	<u>386,400</u>	<u>446,000</u>	
80	<u>274,800</u>	<u>339,500</u>	<u>387,100</u>	<u>446,600</u>	
81	<u>276,200</u>	<u>340,300</u>	<u>387,800</u>	<u>447,200</u>	
82	<u>277,600</u>	<u>341,100</u>	<u>388,400</u>	<u>447,800</u>	
83	<u>278,900</u>	<u>341,900</u>	<u>389,000</u>	<u>448,400</u>	
84	<u>280,300</u>	<u>342,600</u>	<u>389,500</u>	<u>449,000</u>	
85	<u>281,600</u>	<u>343,300</u>	<u>390,000</u>	<u>449,600</u>	
86	<u>283,000</u>	<u>344,100</u>	<u>390,500</u>	<u>450,200</u>	
87	<u>284,300</u>	<u>344,700</u>	<u>391,000</u>	<u>450,800</u>	
88	<u>285,600</u>	<u>345,400</u>	<u>391,600</u>	<u>451,300</u>	
89	<u>287,000</u>	<u>346,100</u>	<u>392,200</u>	<u>451,800</u>	
90	<u>288,200</u>	<u>346,700</u>	<u>392,800</u>	<u>452,400</u>	
91	<u>289,500</u>	<u>347,200</u>	<u>393,400</u>	<u>452,900</u>	
92	<u>290,900</u>	<u>347,600</u>	<u>393,900</u>	<u>453,400</u>	
93	<u>292,100</u>	<u>348,100</u>	<u>394,400</u>	<u>453,900</u>	

65	<u>248,000</u>	<u>316,600</u>	<u>369,200</u>	<u>435,600</u>	
66	<u>249,600</u>	<u>318,200</u>	<u>371,000</u>	<u>436,400</u>	
67	<u>251,100</u>	<u>319,700</u>	<u>372,700</u>	<u>437,100</u>	
68	<u>252,600</u>	<u>321,300</u>	<u>374,300</u>	<u>437,800</u>	
69	<u>254,200</u>	<u>322,800</u>	<u>375,900</u>	<u>438,500</u>	
70	<u>255,800</u>	<u>324,300</u>	<u>377,000</u>	<u>439,200</u>	
71	<u>257,300</u>	<u>325,700</u>	<u>378,100</u>	<u>439,900</u>	
72	<u>258,800</u>	<u>327,100</u>	<u>379,000</u>	<u>440,600</u>	
73	<u>260,400</u>	<u>328,600</u>	<u>379,900</u>	<u>441,300</u>	
74	<u>261,900</u>	<u>330,100</u>	<u>380,800</u>	<u>442,000</u>	
75	<u>263,500</u>	<u>331,500</u>	<u>381,700</u>	<u>442,700</u>	
76	<u>265,100</u>	<u>332,900</u>	<u>382,500</u>	<u>443,300</u>	
77	<u>266,600</u>	<u>334,200</u>	<u>383,300</u>	<u>443,900</u>	
78	<u>268,200</u>	<u>335,500</u>	<u>384,100</u>	<u>444,600</u>	
79	<u>269,800</u>	<u>336,700</u>	<u>384,900</u>	<u>445,200</u>	
80	<u>271,300</u>	<u>337,800</u>	<u>385,700</u>	<u>445,800</u>	
81	<u>272,800</u>	<u>338,800</u>	<u>386,500</u>	<u>446,400</u>	
82	<u>274,400</u>	<u>339,800</u>	<u>387,200</u>	<u>447,000</u>	
83	<u>275,900</u>	<u>340,800</u>	<u>387,900</u>	<u>447,600</u>	
84	<u>277,400</u>	<u>341,700</u>	<u>388,500</u>	<u>448,200</u>	
85	<u>278,900</u>	<u>342,500</u>	<u>389,100</u>	<u>448,800</u>	
86	<u>280,500</u>	<u>343,400</u>	<u>389,700</u>	<u>449,400</u>	
87	<u>282,000</u>	<u>344,100</u>	<u>390,300</u>	<u>450,000</u>	
88	<u>283,500</u>	<u>344,800</u>	<u>390,900</u>	<u>450,500</u>	
89	<u>285,000</u>	<u>345,500</u>	<u>391,500</u>	<u>451,000</u>	
90	<u>286,400</u>	<u>346,100</u>	<u>392,100</u>	<u>451,600</u>	
91	<u>287,900</u>	<u>346,600</u>	<u>392,700</u>	<u>452,100</u>	
92	<u>289,400</u>	<u>347,000</u>	<u>393,200</u>	<u>452,600</u>	
93	<u>290,800</u>	<u>347,500</u>	<u>393,700</u>	<u>453,100</u>	

94	<u>293,300</u>	<u>348,600</u>	<u>395,000</u>	<u>454,400</u>	
95	<u>294,500</u>	<u>349,100</u>	<u>395,500</u>	<u>454,900</u>	
96	<u>295,700</u>	<u>349,600</u>	<u>396,000</u>	<u>455,400</u>	
97	<u>297,000</u>	<u>350,000</u>	<u>396,500</u>	<u>455,800</u>	
98	<u>298,200</u>	<u>350,500</u>	<u>397,000</u>		
99	<u>299,400</u>	<u>350,900</u>	<u>397,500</u>		
100	<u>300,700</u>	<u>351,400</u>	<u>398,000</u>		
101	<u>301,900</u>	<u>351,900</u>	<u>398,500</u>		
102	<u>303,100</u>	<u>352,300</u>	<u>399,000</u>		
103	<u>304,300</u>	<u>352,800</u>	<u>399,500</u>		
104	<u>305,400</u>	<u>353,300</u>	<u>400,000</u>		
105	<u>306,500</u>	<u>353,700</u>	<u>400,400</u>		
106	<u>307,400</u>	<u>354,100</u>	<u>400,900</u>		
107	<u>308,300</u>	<u>354,500</u>	<u>401,400</u>		
108	<u>309,200</u>	<u>354,900</u>	<u>401,800</u>		
109	<u>310,000</u>	<u>355,300</u>	<u>402,200</u>		
110	<u>310,700</u>	<u>355,700</u>	<u>402,700</u>		
111	<u>311,400</u>	<u>356,100</u>	<u>403,200</u>		
112	<u>312,100</u>	<u>356,500</u>	<u>403,600</u>		
113	<u>312,800</u>	<u>356,900</u>	<u>404,000</u>		
114	<u>313,200</u>	<u>357,300</u>	<u>404,500</u>		
115	<u>313,700</u>	<u>357,700</u>	<u>405,000</u>		
116	<u>314,200</u>	<u>358,100</u>	<u>405,400</u>		
117	<u>314,600</u>	<u>358,500</u>	<u>405,800</u>		
118	<u>315,000</u>	<u>358,900</u>	<u>406,300</u>		
119	<u>315,300</u>	<u>359,300</u>	<u>406,700</u>		
120	<u>315,600</u>	<u>359,700</u>	<u>407,100</u>		
121	<u>315,900</u>	<u>360,100</u>	<u>407,500</u>		
122	<u>316,300</u>	<u>360,400</u>	<u>408,000</u>		

94	<u>292,200</u>	<u>348,000</u>	<u>394,300</u>	<u>453,600</u>	
95	<u>293,600</u>	<u>348,500</u>	<u>394,800</u>	<u>454,100</u>	
96	<u>295,000</u>	<u>349,000</u>	<u>395,300</u>	<u>454,600</u>	
97	<u>296,400</u>	<u>349,400</u>	<u>395,800</u>	<u>455,000</u>	
98	<u>297,700</u>	<u>349,900</u>	<u>396,300</u>		
99	<u>298,900</u>	<u>350,300</u>	<u>396,800</u>		
100	<u>300,200</u>	<u>350,800</u>	<u>397,300</u>		
101	<u>301,400</u>	<u>351,300</u>	<u>397,800</u>		
102	<u>302,600</u>	<u>351,700</u>	<u>398,300</u>		
103	<u>303,800</u>	<u>352,200</u>	<u>398,800</u>		
104	<u>304,900</u>	<u>352,700</u>	<u>399,300</u>		
105	<u>306,000</u>	<u>353,100</u>	<u>399,700</u>		
106	<u>306,900</u>	<u>353,500</u>	<u>400,200</u>		
107	<u>307,800</u>	<u>353,900</u>	<u>400,700</u>		
108	<u>308,700</u>	<u>354,300</u>	<u>401,100</u>		
109	<u>309,500</u>	<u>354,700</u>	<u>401,500</u>		
110	<u>310,200</u>	<u>355,100</u>	<u>402,000</u>		
111	<u>310,900</u>	<u>355,500</u>	<u>402,500</u>		
112	<u>311,600</u>	<u>355,900</u>	<u>402,900</u>		
113	<u>312,300</u>	<u>356,300</u>	<u>403,300</u>		
114	<u>312,700</u>	<u>356,700</u>	<u>403,800</u>		
115	<u>313,200</u>	<u>357,100</u>	<u>404,300</u>		
116	<u>313,700</u>	<u>357,500</u>	<u>404,700</u>		
117	<u>314,100</u>	<u>357,900</u>	<u>405,100</u>		
118	<u>314,500</u>	<u>358,300</u>	<u>405,600</u>		
119	<u>314,800</u>	<u>358,700</u>	<u>406,000</u>		
120	<u>315,100</u>	<u>359,100</u>	<u>406,400</u>		
121	<u>315,400</u>	<u>359,500</u>	<u>406,800</u>		
122	<u>315,800</u>	<u>359,800</u>	<u>407,300</u>		

	123	<u>316,600</u>	<u>360,800</u>	<u>408,400</u>		
	124	<u>316,900</u>	<u>361,200</u>	<u>408,800</u>		
	125	<u>317,200</u>	<u>361,600</u>	<u>409,200</u>		
	126	<u>317,600</u>	<u>361,900</u>	<u>409,700</u>		
	127	<u>317,900</u>	<u>362,300</u>	<u>410,100</u>		
	128	<u>318,200</u>	<u>362,700</u>	<u>410,500</u>		
	129	<u>318,500</u>	<u>363,100</u>	<u>410,900</u>		
	130	<u>318,900</u>		<u>411,400</u>		
	131	<u>319,200</u>		<u>411,800</u>		
	132	<u>319,500</u>		<u>412,200</u>		
	133	<u>319,800</u>		<u>412,600</u>		
	134	<u>320,200</u>		<u>413,000</u>		
	135	<u>320,500</u>		<u>413,400</u>		
	136	<u>320,800</u>		<u>413,800</u>		
	137	<u>321,100</u>		<u>414,200</u>		
	138	<u>321,400</u>		<u>414,600</u>		
	139	<u>321,800</u>		<u>415,000</u>		
	140	<u>322,100</u>		<u>415,400</u>		
	141	<u>322,400</u>		<u>415,800</u>		
	142	<u>322,700</u>				
	143	<u>323,000</u>				
	144	<u>323,300</u>				
	145	<u>323,600</u>				
	146	<u>323,900</u>				
	147	<u>324,200</u>				
	148	<u>324,500</u>				
	149	<u>324,800</u>				
定 年 前 再 任 用		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額

	123	<u>316,100</u>	<u>360,200</u>	<u>407,700</u>		
	124	<u>316,400</u>	<u>360,600</u>	<u>408,100</u>		
	125	<u>316,700</u>	<u>361,000</u>	<u>408,500</u>		
	126	<u>317,100</u>	<u>361,300</u>	<u>409,000</u>		
	127	<u>317,400</u>	<u>361,700</u>	<u>409,400</u>		
	128	<u>317,700</u>	<u>362,100</u>	<u>409,800</u>		
	129	<u>318,000</u>	<u>362,500</u>	<u>410,200</u>		
	130	<u>318,400</u>		<u>410,700</u>		
	131	<u>318,700</u>		<u>411,100</u>		
	132	<u>319,000</u>		<u>411,500</u>		
	133	<u>319,300</u>		<u>411,900</u>		
	134	<u>319,700</u>		<u>412,300</u>		
	135	<u>320,000</u>		<u>412,700</u>		
	136	<u>320,300</u>		<u>413,100</u>		
	137	<u>320,600</u>		<u>413,500</u>		
	138	<u>320,900</u>		<u>413,900</u>		
	139	<u>321,300</u>		<u>414,300</u>		
	140	<u>321,600</u>		<u>414,700</u>		
	141	<u>321,900</u>		<u>415,100</u>		
	142	<u>322,200</u>				
	143	<u>322,500</u>				
	144	<u>322,800</u>				
	145	<u>323,100</u>				
	146	<u>323,400</u>				
	147	<u>323,700</u>				
	148	<u>324,000</u>				
	149	<u>324,300</u>				
定 年 前 再 任 用		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額

短時間勤務職員		<u>198,800</u>	<u>230,900</u>	<u>271,600</u>	<u>313,700</u>	<u>430,000</u>
---------	--	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

備考

- 1 …… (略)
- 2 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で、市規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、170,400円とする。

別表第2（第3条関係）

行政職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用		円	円	円	円
短時間勤務職員以外 の職員	1	<u>147,800</u>	<u>231,400</u>	<u>268,900</u>	<u>300,300</u>
	2	<u>148,300</u>	<u>233,300</u>	<u>270,700</u>	<u>302,400</u>
	3	<u>148,800</u>	<u>235,000</u>	<u>272,400</u>	<u>304,500</u>
	4	<u>149,300</u>	<u>236,800</u>	<u>274,200</u>	<u>306,600</u>
	5	<u>149,800</u>	<u>238,500</u>	<u>276,000</u>	<u>308,700</u>
	6	<u>150,300</u>	<u>240,100</u>	<u>277,800</u>	<u>310,800</u>
	7	<u>150,800</u>	<u>241,600</u>	<u>279,600</u>	<u>312,900</u>
	8	<u>151,400</u>	<u>243,100</u>	<u>281,400</u>	<u>315,000</u>
	9	<u>152,000</u>	<u>244,500</u>	<u>283,200</u>	<u>317,000</u>
	10	<u>152,500</u>	<u>246,000</u>	<u>285,000</u>	<u>319,000</u>
	11	<u>153,200</u>	<u>247,500</u>	<u>286,800</u>	<u>321,000</u>
	12	<u>153,800</u>	<u>249,000</u>	<u>288,600</u>	<u>323,000</u>
	13	<u>154,400</u>	<u>250,500</u>	<u>290,400</u>	<u>324,900</u>

短時間勤務職員		<u>198,300</u>	<u>230,400</u>	<u>271,000</u>	<u>313,000</u>	<u>429,100</u>
---------	--	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

備考

- 1 …… (略)
- 2 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で、市規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、162,500円とする。
- 3 1級の29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で、市規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、187,900円とする。

別表第2（第3条関係）

行政職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用		円	円	円	円
短時間勤務職員以外 の職員	1	<u>139,900</u>	<u>227,500</u>	<u>266,100</u>	<u>297,600</u>
	2	<u>140,400</u>	<u>229,400</u>	<u>267,900</u>	<u>299,700</u>
	3	<u>140,900</u>	<u>231,100</u>	<u>269,700</u>	<u>301,800</u>
	4	<u>141,400</u>	<u>232,900</u>	<u>271,500</u>	<u>303,900</u>
	5	<u>141,900</u>	<u>234,600</u>	<u>273,300</u>	<u>306,000</u>
	6	<u>142,400</u>	<u>236,200</u>	<u>275,100</u>	<u>308,100</u>
	7	<u>142,900</u>	<u>237,800</u>	<u>276,900</u>	<u>310,200</u>
	8	<u>143,500</u>	<u>239,400</u>	<u>278,700</u>	<u>312,300</u>
	9	<u>144,100</u>	<u>241,000</u>	<u>280,600</u>	<u>314,300</u>
	10	<u>144,600</u>	<u>242,600</u>	<u>282,500</u>	<u>316,300</u>
	11	<u>145,300</u>	<u>244,200</u>	<u>284,300</u>	<u>318,300</u>
	12	<u>145,900</u>	<u>245,800</u>	<u>286,100</u>	<u>320,300</u>
	13	<u>146,500</u>	<u>247,400</u>	<u>287,900</u>	<u>322,200</u>

14	<u>155,100</u>	<u>252,000</u>	<u>292,100</u>	<u>326,900</u>
15	<u>155,900</u>	<u>253,500</u>	<u>293,800</u>	<u>328,800</u>
16	<u>156,700</u>	<u>255,000</u>	<u>295,500</u>	<u>330,700</u>
17	<u>157,500</u>	<u>256,400</u>	<u>297,200</u>	<u>332,600</u>
18	<u>158,500</u>	<u>257,900</u>	<u>298,900</u>	<u>334,500</u>
19	<u>159,600</u>	<u>259,400</u>	<u>300,500</u>	<u>336,400</u>
20	<u>160,700</u>	<u>260,900</u>	<u>302,200</u>	<u>338,400</u>
21	<u>161,800</u>	<u>262,400</u>	<u>303,900</u>	<u>340,200</u>
22	<u>162,900</u>	<u>263,900</u>	<u>305,500</u>	<u>342,100</u>
23	<u>164,000</u>	<u>265,400</u>	<u>307,100</u>	<u>343,900</u>
24	<u>165,100</u>	<u>266,900</u>	<u>308,700</u>	<u>345,700</u>
25	<u>166,200</u>	<u>268,400</u>	<u>310,300</u>	<u>347,500</u>
26	<u>167,500</u>	<u>269,900</u>	<u>311,800</u>	<u>349,200</u>
27	<u>168,900</u>	<u>271,400</u>	<u>313,300</u>	<u>350,800</u>
28	<u>170,300</u>	<u>272,900</u>	<u>314,700</u>	<u>352,400</u>
29	<u>171,700</u>	<u>274,400</u>	<u>316,100</u>	<u>354,000</u>
30	<u>173,200</u>	<u>276,000</u>	<u>317,600</u>	<u>355,200</u>
31	<u>174,700</u>	<u>277,500</u>	<u>319,000</u>	<u>356,400</u>
32	<u>176,200</u>	<u>278,900</u>	<u>320,400</u>	<u>357,600</u>
33	<u>177,800</u>	<u>280,400</u>	<u>321,800</u>	<u>358,800</u>
34	<u>179,300</u>	<u>281,900</u>	<u>323,200</u>	<u>359,900</u>
35	<u>180,900</u>	<u>283,200</u>	<u>324,600</u>	<u>360,900</u>
36	<u>182,500</u>	<u>284,600</u>	<u>325,900</u>	<u>362,000</u>
37	<u>184,100</u>	<u>285,900</u>	<u>327,200</u>	<u>363,000</u>
38	<u>185,600</u>	<u>287,300</u>	<u>328,400</u>	<u>364,000</u>
39	<u>187,200</u>	<u>288,700</u>	<u>329,600</u>	<u>364,900</u>
40	<u>188,800</u>	<u>289,900</u>	<u>330,700</u>	<u>365,800</u>
41	<u>190,300</u>	<u>291,200</u>	<u>331,800</u>	<u>366,700</u>
42	<u>191,700</u>	<u>292,400</u>	<u>332,800</u>	<u>367,500</u>

14	<u>147,200</u>	<u>249,000</u>	<u>289,600</u>	<u>324,200</u>
15	<u>148,000</u>	<u>250,600</u>	<u>291,300</u>	<u>326,100</u>
16	<u>148,800</u>	<u>252,200</u>	<u>293,000</u>	<u>328,000</u>
17	<u>149,600</u>	<u>253,800</u>	<u>294,700</u>	<u>329,900</u>
18	<u>150,600</u>	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>	<u>331,800</u>
19	<u>151,700</u>	<u>257,000</u>	<u>298,100</u>	<u>333,700</u>
20	<u>152,800</u>	<u>258,600</u>	<u>299,800</u>	<u>335,700</u>
21	<u>153,900</u>	<u>260,100</u>	<u>301,500</u>	<u>337,500</u>
22	<u>155,000</u>	<u>261,700</u>	<u>303,100</u>	<u>339,400</u>
23	<u>156,100</u>	<u>263,300</u>	<u>304,700</u>	<u>341,200</u>
24	<u>157,200</u>	<u>264,900</u>	<u>306,300</u>	<u>343,000</u>
25	<u>158,300</u>	<u>266,400</u>	<u>307,900</u>	<u>344,800</u>
26	<u>159,600</u>	<u>268,000</u>	<u>309,400</u>	<u>346,500</u>
27	<u>161,000</u>	<u>269,600</u>	<u>310,900</u>	<u>348,100</u>
28	<u>162,400</u>	<u>271,100</u>	<u>312,300</u>	<u>349,700</u>
29	<u>163,800</u>	<u>272,600</u>	<u>313,700</u>	<u>351,300</u>
30	<u>165,300</u>	<u>274,200</u>	<u>315,200</u>	<u>352,500</u>
31	<u>166,800</u>	<u>275,700</u>	<u>316,600</u>	<u>353,700</u>
32	<u>168,300</u>	<u>277,100</u>	<u>318,000</u>	<u>354,900</u>
33	<u>169,900</u>	<u>278,600</u>	<u>319,400</u>	<u>356,100</u>
34	<u>171,400</u>	<u>280,100</u>	<u>320,800</u>	<u>357,200</u>
35	<u>173,000</u>	<u>281,400</u>	<u>322,200</u>	<u>358,200</u>
36	<u>174,600</u>	<u>282,800</u>	<u>323,500</u>	<u>359,300</u>
37	<u>176,200</u>	<u>284,100</u>	<u>324,800</u>	<u>360,300</u>
38	<u>177,700</u>	<u>285,500</u>	<u>326,000</u>	<u>361,300</u>
39	<u>179,300</u>	<u>286,900</u>	<u>327,200</u>	<u>362,200</u>
40	<u>180,900</u>	<u>288,100</u>	<u>328,300</u>	<u>363,100</u>
41	<u>182,400</u>	<u>289,400</u>	<u>329,400</u>	<u>364,000</u>
42	<u>183,800</u>	<u>290,600</u>	<u>330,400</u>	<u>364,800</u>

43	<u>193, 100</u>	<u>293, 600</u>	<u>333, 700</u>	<u>368, 300</u>
44	<u>194, 500</u>	<u>294, 700</u>	<u>334, 600</u>	<u>369, 100</u>
45	<u>195, 800</u>	<u>295, 800</u>	<u>335, 500</u>	<u>369, 800</u>
46	<u>196, 900</u>	<u>296, 800</u>	<u>336, 400</u>	<u>370, 400</u>
47	<u>198, 000</u>	<u>297, 800</u>	<u>337, 200</u>	<u>371, 000</u>
48	<u>199, 100</u>	<u>298, 800</u>	<u>338, 000</u>	<u>371, 600</u>
49	<u>200, 100</u>	<u>299, 800</u>	<u>338, 800</u>	<u>372, 100</u>
50	<u>201, 100</u>	<u>300, 800</u>	<u>339, 600</u>	<u>372, 600</u>
51	<u>202, 100</u>	<u>301, 700</u>	<u>340, 300</u>	<u>373, 000</u>
52	<u>203, 000</u>	<u>302, 600</u>	<u>341, 000</u>	<u>373, 400</u>
53	<u>204, 000</u>	<u>303, 500</u>	<u>341, 700</u>	<u>373, 800</u>
54	<u>205, 100</u>	<u>304, 400</u>	<u>342, 400</u>	<u>374, 200</u>
55	<u>206, 200</u>	<u>305, 300</u>	<u>343, 000</u>	<u>374, 600</u>
56	<u>207, 400</u>	<u>306, 100</u>	<u>343, 600</u>	<u>375, 000</u>
57	<u>208, 700</u>	<u>306, 900</u>	<u>344, 200</u>	<u>375, 300</u>
58	<u>209, 900</u>	<u>307, 700</u>	<u>344, 700</u>	<u>375, 700</u>
59	<u>211, 200</u>	<u>308, 500</u>	<u>345, 200</u>	<u>376, 100</u>
60	<u>212, 500</u>	<u>309, 300</u>	<u>345, 700</u>	<u>376, 400</u>
61	<u>213, 800</u>	<u>310, 100</u>	<u>346, 100</u>	<u>376, 700</u>
62	<u>215, 100</u>	<u>310, 700</u>	<u>346, 500</u>	<u>377, 100</u>
63	<u>216, 400</u>	<u>311, 300</u>	<u>346, 900</u>	<u>377, 500</u>
64	<u>217, 700</u>	<u>311, 900</u>	<u>347, 300</u>	<u>377, 800</u>
65	<u>218, 900</u>	<u>312, 500</u>	<u>347, 700</u>	<u>378, 100</u>
66	<u>220, 200</u>	<u>313, 100</u>	<u>348, 100</u>	<u>378, 500</u>
67	<u>221, 500</u>	<u>313, 700</u>	<u>348, 500</u>	<u>378, 900</u>
68	<u>222, 800</u>	<u>314, 300</u>	<u>348, 900</u>	<u>379, 200</u>
69	<u>224, 000</u>	<u>314, 800</u>	<u>349, 200</u>	<u>379, 500</u>
70	<u>225, 300</u>	<u>315, 400</u>	<u>349, 600</u>	<u>379, 800</u>
71	<u>226, 600</u>	<u>315, 900</u>	<u>350, 000</u>	<u>380, 100</u>

43	<u>185, 200</u>	<u>291, 800</u>	<u>331, 300</u>	<u>365, 600</u>
44	<u>186, 600</u>	<u>292, 900</u>	<u>332, 200</u>	<u>366, 400</u>
45	<u>187, 900</u>	<u>294, 000</u>	<u>333, 100</u>	<u>367, 100</u>
46	<u>189, 100</u>	<u>295, 000</u>	<u>334, 000</u>	<u>367, 700</u>
47	<u>190, 300</u>	<u>296, 000</u>	<u>334, 800</u>	<u>368, 300</u>
48	<u>191, 500</u>	<u>297, 000</u>	<u>335, 600</u>	<u>368, 900</u>
49	<u>192, 600</u>	<u>298, 000</u>	<u>336, 400</u>	<u>369, 400</u>
50	<u>193, 700</u>	<u>299, 000</u>	<u>337, 200</u>	<u>369, 900</u>
51	<u>194, 800</u>	<u>299, 900</u>	<u>337, 900</u>	<u>370, 300</u>
52	<u>195, 800</u>	<u>300, 800</u>	<u>338, 600</u>	<u>370, 700</u>
53	<u>196, 800</u>	<u>301, 700</u>	<u>339, 300</u>	<u>371, 100</u>
54	<u>198, 000</u>	<u>302, 600</u>	<u>340, 000</u>	<u>371, 500</u>
55	<u>199, 300</u>	<u>303, 500</u>	<u>340, 600</u>	<u>371, 900</u>
56	<u>200, 700</u>	<u>304, 300</u>	<u>341, 200</u>	<u>372, 300</u>
57	<u>202, 100</u>	<u>305, 100</u>	<u>341, 800</u>	<u>372, 600</u>
58	<u>203, 300</u>	<u>305, 900</u>	<u>342, 300</u>	<u>373, 000</u>
59	<u>204, 700</u>	<u>306, 700</u>	<u>342, 800</u>	<u>373, 400</u>
60	<u>206, 100</u>	<u>307, 500</u>	<u>343, 300</u>	<u>373, 800</u>
61	<u>207, 500</u>	<u>308, 300</u>	<u>343, 700</u>	<u>374, 100</u>
62	<u>208, 900</u>	<u>308, 900</u>	<u>344, 100</u>	<u>374, 500</u>
63	<u>210, 300</u>	<u>309, 500</u>	<u>344, 500</u>	<u>374, 900</u>
64	<u>211, 700</u>	<u>310, 100</u>	<u>344, 900</u>	<u>375, 200</u>
65	<u>213, 000</u>	<u>310, 700</u>	<u>345, 300</u>	<u>375, 500</u>
66	<u>214, 400</u>	<u>311, 300</u>	<u>345, 700</u>	<u>375, 900</u>
67	<u>215, 800</u>	<u>311, 900</u>	<u>346, 100</u>	<u>376, 300</u>
68	<u>217, 200</u>	<u>312, 500</u>	<u>346, 500</u>	<u>376, 600</u>
69	<u>218, 500</u>	<u>313, 000</u>	<u>346, 800</u>	<u>376, 900</u>
70	<u>219, 900</u>	<u>313, 600</u>	<u>347, 200</u>	<u>377, 200</u>
71	<u>221, 400</u>	<u>314, 100</u>	<u>347, 600</u>	<u>377, 500</u>

72	<u>227, 900</u>	<u>316, 400</u>	<u>350, 300</u>	<u>380, 400</u>	72	<u>222, 700</u>	<u>314, 600</u>	<u>347, 900</u>	<u>377, 800</u>
73	<u>229, 200</u>	<u>316, 900</u>	<u>350, 600</u>	<u>380, 700</u>	73	<u>224, 000</u>	<u>315, 100</u>	<u>348, 200</u>	<u>378, 100</u>
74	<u>230, 500</u>	<u>317, 400</u>	<u>351, 000</u>	<u>381, 000</u>	74	<u>225, 400</u>	<u>315, 600</u>	<u>348, 600</u>	<u>378, 400</u>
75	<u>231, 800</u>	<u>317, 900</u>	<u>351, 300</u>	<u>381, 300</u>	75	<u>226, 800</u>	<u>316, 100</u>	<u>348, 900</u>	<u>378, 700</u>
76	<u>233, 100</u>	<u>318, 400</u>	<u>351, 600</u>	<u>381, 600</u>	76	<u>228, 100</u>	<u>316, 600</u>	<u>349, 200</u>	<u>379, 000</u>
77	<u>234, 400</u>	<u>318, 800</u>	<u>351, 900</u>	<u>381, 900</u>	77	<u>229, 500</u>	<u>317, 000</u>	<u>349, 500</u>	<u>379, 300</u>
78	<u>235, 600</u>	<u>319, 300</u>	<u>352, 300</u>	<u>382, 200</u>	78	<u>230, 800</u>	<u>317, 500</u>	<u>349, 900</u>	<u>379, 600</u>
79	<u>236, 900</u>	<u>319, 700</u>	<u>352, 600</u>	<u>382, 500</u>	79	<u>232, 100</u>	<u>317, 900</u>	<u>350, 200</u>	<u>379, 900</u>
80	<u>238, 200</u>	<u>320, 100</u>	<u>352, 900</u>	<u>382, 800</u>	80	<u>233, 500</u>	<u>318, 300</u>	<u>350, 500</u>	<u>380, 200</u>
81	<u>239, 400</u>	<u>320, 500</u>	<u>353, 200</u>	<u>383, 100</u>	81	<u>234, 800</u>	<u>318, 700</u>	<u>350, 800</u>	<u>380, 500</u>
82	<u>240, 700</u>	<u>320, 900</u>	<u>353, 500</u>	<u>383, 400</u>	82	<u>236, 200</u>	<u>319, 100</u>	<u>351, 100</u>	<u>380, 800</u>
83	<u>242, 000</u>	<u>321, 300</u>	<u>353, 800</u>	<u>383, 700</u>	83	<u>237, 600</u>	<u>319, 500</u>	<u>351, 400</u>	<u>381, 100</u>
84	<u>243, 200</u>	<u>321, 600</u>	<u>354, 100</u>	<u>384, 000</u>	84	<u>238, 900</u>	<u>319, 800</u>	<u>351, 700</u>	<u>381, 400</u>
85	<u>244, 500</u>	<u>321, 900</u>	<u>354, 400</u>	<u>384, 200</u>	85	<u>240, 300</u>	<u>320, 100</u>	<u>352, 000</u>	<u>381, 700</u>
86	<u>245, 800</u>	<u>322, 300</u>	<u>354, 700</u>	<u>384, 500</u>	86	<u>241, 700</u>	<u>320, 500</u>	<u>352, 300</u>	<u>382, 000</u>
87	<u>247, 100</u>	<u>322, 700</u>	<u>355, 000</u>	<u>384, 800</u>	87	<u>243, 100</u>	<u>320, 900</u>	<u>352, 600</u>	<u>382, 300</u>
88	<u>248, 400</u>	<u>323, 000</u>	<u>355, 300</u>	<u>385, 100</u>	88	<u>244, 500</u>	<u>321, 200</u>	<u>352, 900</u>	<u>382, 600</u>
89	<u>249, 600</u>	<u>323, 300</u>	<u>355, 600</u>	<u>385, 400</u>	89	<u>245, 800</u>	<u>321, 500</u>	<u>353, 200</u>	<u>382, 900</u>
90	<u>250, 900</u>	<u>323, 700</u>	<u>355, 900</u>	<u>385, 700</u>	90	<u>247, 200</u>	<u>321, 900</u>	<u>353, 500</u>	<u>383, 200</u>
91	<u>252, 200</u>	<u>324, 000</u>	<u>356, 200</u>	<u>386, 000</u>	91	<u>248, 600</u>	<u>322, 200</u>	<u>353, 800</u>	<u>383, 500</u>
92	<u>253, 500</u>	<u>324, 300</u>	<u>356, 500</u>	<u>386, 300</u>	92	<u>250, 000</u>	<u>322, 500</u>	<u>354, 100</u>	<u>383, 800</u>
93	<u>254, 800</u>	<u>324, 600</u>	<u>356, 800</u>	<u>386, 600</u>	93	<u>251, 400</u>	<u>322, 800</u>	<u>354, 400</u>	<u>384, 100</u>
94	<u>256, 100</u>	<u>325, 000</u>	<u>357, 100</u>	<u>386, 900</u>	94	<u>252, 900</u>	<u>323, 200</u>	<u>354, 700</u>	<u>384, 400</u>
95	<u>257, 300</u>	<u>325, 300</u>	<u>357, 400</u>	<u>387, 200</u>	95	<u>254, 300</u>	<u>323, 500</u>	<u>355, 000</u>	<u>384, 700</u>
96	<u>258, 500</u>	<u>325, 600</u>	<u>357, 700</u>	<u>387, 500</u>	96	<u>255, 600</u>	<u>323, 800</u>	<u>355, 300</u>	<u>385, 000</u>
97	<u>259, 600</u>	<u>325, 900</u>	<u>358, 000</u>	<u>387, 800</u>	97	<u>256, 800</u>	<u>324, 100</u>	<u>355, 600</u>	<u>385, 300</u>
98	<u>260, 800</u>	<u>326, 300</u>	<u>358, 300</u>	<u>388, 100</u>	98	<u>258, 200</u>	<u>324, 500</u>	<u>355, 900</u>	<u>385, 600</u>
99	<u>262, 000</u>	<u>326, 600</u>	<u>358, 600</u>	<u>388, 400</u>	99	<u>259, 600</u>	<u>324, 800</u>	<u>356, 200</u>	<u>385, 900</u>
100	<u>263, 100</u>	<u>326, 900</u>	<u>358, 900</u>	<u>388, 700</u>	100	<u>261, 000</u>	<u>325, 100</u>	<u>356, 500</u>	<u>386, 200</u>

101	<u>264, 100</u>	<u>327, 100</u>	<u>359, 200</u>	<u>389, 000</u>
102	<u>265, 200</u>	<u>327, 400</u>	<u>359, 500</u>	<u>389, 300</u>
103	<u>266, 300</u>	<u>327, 700</u>	<u>359, 800</u>	<u>389, 600</u>
104	<u>267, 400</u>	<u>328, 000</u>	<u>360, 100</u>	<u>389, 900</u>
105	<u>268, 400</u>	<u>328, 300</u>	<u>360, 300</u>	<u>390, 200</u>
106	<u>269, 400</u>	<u>328, 700</u>	<u>360, 600</u>	<u>390, 500</u>
107	<u>270, 400</u>	<u>329, 000</u>	<u>360, 900</u>	<u>390, 800</u>
108	<u>271, 400</u>	<u>329, 200</u>	<u>361, 200</u>	<u>391, 100</u>
109	<u>272, 400</u>	<u>329, 500</u>	<u>361, 500</u>	<u>391, 400</u>
110	<u>273, 400</u>	<u>329, 800</u>	<u>361, 800</u>	<u>391, 700</u>
111	<u>274, 400</u>	<u>330, 100</u>	<u>362, 100</u>	<u>392, 000</u>
112	<u>275, 100</u>	<u>330, 400</u>	<u>362, 400</u>	<u>392, 300</u>
113	<u>276, 000</u>	<u>330, 700</u>	<u>362, 700</u>	<u>392, 600</u>
114	<u>276, 800</u>	<u>331, 000</u>	<u>363, 000</u>	<u>392, 900</u>
115	<u>277, 600</u>	<u>331, 300</u>	<u>363, 300</u>	<u>393, 200</u>
116	<u>278, 400</u>	<u>331, 600</u>	<u>363, 600</u>	<u>393, 500</u>
117	<u>279, 100</u>	<u>331, 900</u>	<u>363, 900</u>	<u>393, 800</u>
118	<u>279, 700</u>	<u>332, 200</u>	<u>364, 200</u>	<u>394, 100</u>
119	<u>280, 300</u>	<u>332, 500</u>	<u>364, 500</u>	<u>394, 400</u>
120	<u>280, 800</u>	<u>332, 800</u>	<u>364, 800</u>	<u>394, 700</u>
121	<u>281, 300</u>	<u>333, 100</u>	<u>365, 100</u>	<u>395, 000</u>
122	<u>281, 800</u>	<u>333, 400</u>	<u>365, 400</u>	<u>395, 300</u>
123	<u>282, 200</u>	<u>333, 700</u>	<u>365, 700</u>	<u>395, 600</u>
124	<u>282, 600</u>	<u>334, 000</u>	<u>366, 000</u>	<u>395, 900</u>
125	<u>283, 000</u>	<u>334, 300</u>	<u>366, 300</u>	<u>396, 200</u>
126	<u>283, 400</u>	<u>334, 600</u>	<u>366, 600</u>	<u>396, 500</u>
127	<u>283, 800</u>	<u>334, 900</u>	<u>366, 900</u>	<u>396, 800</u>
128	<u>284, 200</u>	<u>335, 200</u>	<u>367, 200</u>	<u>397, 100</u>
129	<u>284, 500</u>	<u>335, 500</u>	<u>367, 500</u>	<u>397, 400</u>

101	<u>262, 100</u>	<u>325, 300</u>	<u>356, 800</u>	<u>386, 500</u>
102	<u>263, 400</u>	<u>325, 600</u>	<u>357, 100</u>	<u>386, 800</u>
103	<u>264, 700</u>	<u>325, 900</u>	<u>357, 400</u>	<u>387, 100</u>
104	<u>265, 900</u>	<u>326, 200</u>	<u>357, 700</u>	<u>387, 400</u>
105	<u>267, 100</u>	<u>326, 500</u>	<u>358, 000</u>	<u>387, 700</u>
106	<u>268, 100</u>	<u>326, 900</u>	<u>358, 300</u>	<u>388, 000</u>
107	<u>269, 100</u>	<u>327, 200</u>	<u>358, 600</u>	<u>388, 300</u>
108	<u>270, 100</u>	<u>327, 400</u>	<u>358, 900</u>	<u>388, 600</u>
109	<u>271, 100</u>	<u>327, 700</u>	<u>359, 200</u>	<u>388, 900</u>
110	<u>272, 100</u>	<u>328, 000</u>	<u>359, 500</u>	<u>389, 200</u>
111	<u>273, 100</u>	<u>328, 300</u>	<u>359, 800</u>	<u>389, 500</u>
112	<u>273, 800</u>	<u>328, 600</u>	<u>360, 100</u>	<u>389, 800</u>
113	<u>274, 700</u>	<u>328, 900</u>	<u>360, 400</u>	<u>390, 100</u>
114	<u>275, 500</u>	<u>329, 200</u>	<u>360, 700</u>	<u>390, 400</u>
115	<u>276, 300</u>	<u>329, 500</u>	<u>361, 000</u>	<u>390, 700</u>
116	<u>277, 100</u>	<u>329, 800</u>	<u>361, 300</u>	<u>391, 000</u>
117	<u>277, 800</u>	<u>330, 100</u>	<u>361, 600</u>	<u>391, 300</u>
118	<u>278, 400</u>	<u>330, 400</u>	<u>361, 900</u>	<u>391, 600</u>
119	<u>279, 000</u>	<u>330, 700</u>	<u>362, 200</u>	<u>391, 900</u>
120	<u>279, 600</u>	<u>331, 000</u>	<u>362, 500</u>	<u>392, 200</u>
121	<u>280, 100</u>	<u>331, 300</u>	<u>362, 800</u>	<u>392, 500</u>
122	<u>280, 600</u>	<u>331, 600</u>	<u>363, 100</u>	<u>392, 800</u>
123	<u>281, 000</u>	<u>331, 900</u>	<u>363, 400</u>	<u>393, 100</u>
124	<u>281, 400</u>	<u>332, 200</u>	<u>363, 700</u>	<u>393, 400</u>
125	<u>281, 800</u>	<u>332, 500</u>	<u>364, 000</u>	<u>393, 700</u>
126	<u>282, 200</u>	<u>332, 800</u>	<u>364, 300</u>	<u>394, 000</u>
127	<u>282, 600</u>	<u>333, 100</u>	<u>364, 600</u>	<u>394, 300</u>
128	<u>283, 000</u>	<u>333, 400</u>	<u>364, 900</u>	<u>394, 600</u>
129	<u>283, 300</u>	<u>333, 700</u>	<u>365, 200</u>	<u>394, 900</u>

130	<u>284,900</u>	<u>335,800</u>	<u>367,800</u>	<u>397,700</u>
131	<u>285,300</u>	<u>336,100</u>	<u>368,100</u>	<u>398,000</u>
132	<u>285,700</u>	<u>336,400</u>	<u>368,400</u>	<u>398,300</u>
133	<u>286,000</u>	<u>336,700</u>	<u>368,700</u>	<u>398,600</u>
134	<u>286,300</u>	<u>337,000</u>	<u>369,000</u>	<u>398,900</u>
135	<u>286,600</u>	<u>337,300</u>	<u>369,300</u>	<u>399,200</u>
136	<u>286,900</u>	<u>337,600</u>	<u>369,600</u>	<u>399,500</u>
137	<u>287,200</u>	<u>337,900</u>	<u>369,900</u>	<u>399,800</u>
138	<u>287,500</u>	<u>338,200</u>	<u>370,200</u>	<u>400,100</u>
139	<u>287,800</u>	<u>338,500</u>	<u>370,500</u>	<u>400,400</u>
140	<u>288,100</u>	<u>338,800</u>	<u>370,800</u>	<u>400,700</u>
141	<u>288,400</u>	<u>339,100</u>	<u>371,100</u>	<u>401,000</u>
142	<u>288,700</u>	<u>339,400</u>	<u>371,400</u>	<u>401,300</u>
143	<u>289,000</u>	<u>339,700</u>	<u>371,700</u>	<u>401,600</u>
144	<u>289,300</u>	<u>340,000</u>	<u>372,000</u>	<u>401,900</u>
145	<u>289,600</u>	<u>340,300</u>	<u>372,300</u>	<u>402,200</u>
146	<u>289,800</u>	<u>340,600</u>	<u>372,600</u>	<u>402,500</u>
147	<u>290,100</u>	<u>340,900</u>	<u>372,900</u>	<u>402,800</u>
148	<u>290,400</u>	<u>341,200</u>	<u>373,200</u>	<u>403,100</u>
149	<u>290,700</u>	<u>341,500</u>	<u>373,500</u>	<u>403,400</u>
150	<u>291,000</u>	<u>341,800</u>	<u>373,800</u>	
151	<u>291,300</u>	<u>342,100</u>	<u>374,100</u>	
152	<u>291,600</u>	<u>342,400</u>	<u>374,400</u>	
153	<u>291,900</u>	<u>342,700</u>	<u>374,700</u>	
154	<u>292,200</u>	<u>343,000</u>	<u>375,000</u>	
155	<u>292,500</u>	<u>343,300</u>	<u>375,300</u>	
156	<u>292,800</u>	<u>343,600</u>	<u>375,600</u>	
157	<u>293,100</u>	<u>343,900</u>	<u>375,900</u>	
158	<u>293,400</u>	<u>344,200</u>	<u>376,200</u>	

130	<u>283,700</u>	<u>334,000</u>	<u>365,500</u>	<u>395,200</u>
131	<u>284,100</u>	<u>334,300</u>	<u>365,800</u>	<u>395,500</u>
132	<u>284,500</u>	<u>334,600</u>	<u>366,100</u>	<u>395,800</u>
133	<u>284,800</u>	<u>334,900</u>	<u>366,400</u>	<u>396,100</u>
134	<u>285,100</u>	<u>335,200</u>	<u>366,700</u>	<u>396,400</u>
135	<u>285,400</u>	<u>335,500</u>	<u>367,000</u>	<u>396,700</u>
136	<u>285,700</u>	<u>335,800</u>	<u>367,300</u>	<u>397,000</u>
137	<u>286,000</u>	<u>336,100</u>	<u>367,600</u>	<u>397,300</u>
138	<u>286,300</u>	<u>336,400</u>	<u>367,900</u>	<u>397,600</u>
139	<u>286,600</u>	<u>336,700</u>	<u>368,200</u>	<u>397,900</u>
140	<u>286,900</u>	<u>337,000</u>	<u>368,500</u>	<u>398,200</u>
141	<u>287,200</u>	<u>337,300</u>	<u>368,800</u>	<u>398,500</u>
142	<u>287,500</u>	<u>337,600</u>	<u>369,100</u>	<u>398,800</u>
143	<u>287,800</u>	<u>337,900</u>	<u>369,400</u>	<u>399,100</u>
144	<u>288,100</u>	<u>338,200</u>	<u>369,700</u>	<u>399,400</u>
145	<u>288,400</u>	<u>338,500</u>	<u>370,000</u>	<u>399,700</u>
146	<u>288,700</u>	<u>338,800</u>	<u>370,300</u>	<u>400,000</u>
147	<u>289,000</u>	<u>339,100</u>	<u>370,600</u>	<u>400,300</u>
148	<u>289,300</u>	<u>339,400</u>	<u>370,900</u>	<u>400,600</u>
149	<u>289,600</u>	<u>339,700</u>	<u>371,200</u>	<u>400,900</u>
150	<u>289,900</u>	<u>340,000</u>	<u>371,500</u>	
151	<u>290,200</u>	<u>340,300</u>	<u>371,800</u>	
152	<u>290,500</u>	<u>340,600</u>	<u>372,100</u>	
153	<u>290,800</u>	<u>340,900</u>	<u>372,400</u>	
154	<u>291,100</u>	<u>341,200</u>	<u>372,700</u>	
155	<u>291,400</u>	<u>341,500</u>	<u>373,000</u>	
156	<u>291,700</u>	<u>341,800</u>	<u>373,300</u>	
157	<u>292,000</u>	<u>342,100</u>	<u>373,600</u>	
158	<u>292,300</u>	<u>342,400</u>	<u>373,900</u>	

159	<u>293, 700</u>	<u>344, 500</u>	<u>376, 500</u>
160	<u>294, 000</u>	<u>344, 800</u>	<u>376, 800</u>
161	<u>294, 300</u>	<u>345, 100</u>	<u>377, 100</u>
162	<u>294, 600</u>	<u>345, 400</u>	<u>377, 400</u>
163	<u>294, 900</u>	<u>345, 700</u>	<u>377, 700</u>
164	<u>295, 200</u>	<u>346, 000</u>	<u>378, 000</u>
165	<u>295, 500</u>	<u>346, 300</u>	<u>378, 300</u>
166	<u>295, 800</u>	<u>346, 600</u>	<u>378, 600</u>
167	<u>296, 100</u>	<u>346, 900</u>	<u>378, 900</u>
168	<u>296, 400</u>	<u>347, 200</u>	<u>379, 200</u>
169	<u>296, 700</u>	<u>347, 500</u>	<u>379, 500</u>
170	<u>297, 000</u>	<u>347, 800</u>	<u>379, 800</u>
171	<u>297, 300</u>	<u>348, 100</u>	<u>380, 100</u>
172	<u>297, 600</u>	<u>348, 400</u>	<u>380, 400</u>
173	<u>297, 900</u>	<u>348, 700</u>	<u>380, 700</u>
174	<u>298, 200</u>	<u>349, 000</u>	<u>381, 000</u>
175	<u>298, 500</u>	<u>349, 300</u>	<u>381, 300</u>
176	<u>298, 800</u>	<u>349, 600</u>	<u>381, 600</u>
177	<u>299, 100</u>	<u>349, 900</u>	<u>381, 900</u>
178	<u>299, 400</u>	<u>350, 200</u>	<u>382, 200</u>
179	<u>299, 700</u>	<u>350, 500</u>	<u>382, 500</u>
180	<u>300, 000</u>	<u>350, 800</u>	<u>382, 800</u>
181	<u>300, 300</u>	<u>351, 100</u>	<u>383, 100</u>
182	<u>300, 600</u>	<u>351, 400</u>	<u>383, 400</u>
183	<u>300, 900</u>	<u>351, 700</u>	<u>383, 700</u>
184	<u>301, 200</u>	<u>352, 000</u>	<u>384, 000</u>
185	<u>301, 500</u>	<u>352, 300</u>	<u>384, 300</u>
186	<u>301, 800</u>	<u>352, 600</u>	<u>384, 600</u>
187	<u>302, 100</u>	<u>352, 900</u>	<u>384, 900</u>

159	<u>292, 600</u>	<u>342, 700</u>	<u>374, 200</u>
160	<u>292, 900</u>	<u>343, 000</u>	<u>374, 500</u>
161	<u>293, 200</u>	<u>343, 300</u>	<u>374, 800</u>
162	<u>293, 500</u>	<u>343, 600</u>	<u>375, 100</u>
163	<u>293, 800</u>	<u>343, 900</u>	<u>375, 400</u>
164	<u>294, 100</u>	<u>344, 200</u>	<u>375, 700</u>
165	<u>294, 400</u>	<u>344, 500</u>	<u>376, 000</u>
166	<u>294, 700</u>	<u>344, 800</u>	<u>376, 300</u>
167	<u>295, 000</u>	<u>345, 100</u>	<u>376, 600</u>
168	<u>295, 300</u>	<u>345, 400</u>	<u>376, 900</u>
169	<u>295, 600</u>	<u>345, 700</u>	<u>377, 200</u>
170	<u>295, 900</u>	<u>346, 000</u>	<u>377, 500</u>
171	<u>296, 200</u>	<u>346, 300</u>	<u>377, 800</u>
172	<u>296, 500</u>	<u>346, 600</u>	<u>378, 100</u>
173	<u>296, 800</u>	<u>346, 900</u>	<u>378, 400</u>
174	<u>297, 100</u>	<u>347, 200</u>	<u>378, 700</u>
175	<u>297, 400</u>	<u>347, 500</u>	<u>379, 000</u>
176	<u>297, 700</u>	<u>347, 800</u>	<u>379, 300</u>
177	<u>298, 000</u>	<u>348, 100</u>	<u>379, 600</u>
178	<u>298, 300</u>	<u>348, 400</u>	<u>379, 900</u>
179	<u>298, 600</u>	<u>348, 700</u>	<u>380, 200</u>
180	<u>298, 900</u>	<u>349, 000</u>	<u>380, 500</u>
181	<u>299, 200</u>	<u>349, 300</u>	<u>380, 800</u>
182	<u>299, 500</u>	<u>349, 600</u>	<u>381, 100</u>
183	<u>299, 800</u>	<u>349, 900</u>	<u>381, 400</u>
184	<u>300, 100</u>	<u>350, 200</u>	<u>381, 700</u>
185	<u>300, 400</u>	<u>350, 500</u>	<u>382, 000</u>
186	<u>300, 700</u>	<u>350, 800</u>	<u>382, 300</u>
187	<u>301, 000</u>	<u>351, 100</u>	<u>382, 600</u>

188	<u>302, 400</u>	<u>353, 200</u>	<u>385, 200</u>		188	<u>301, 300</u>	<u>351, 400</u>	<u>382, 900</u>	
189	<u>302, 700</u>	<u>353, 500</u>	<u>385, 500</u>		189	<u>301, 600</u>	<u>351, 700</u>	<u>383, 200</u>	
190	<u>303, 000</u>	<u>353, 800</u>	<u>385, 800</u>		190	<u>301, 900</u>	<u>352, 000</u>	<u>383, 500</u>	
191	<u>303, 300</u>	<u>354, 100</u>	<u>386, 100</u>		191	<u>302, 200</u>	<u>352, 300</u>	<u>383, 800</u>	
192	<u>303, 600</u>	<u>354, 400</u>	<u>386, 400</u>		192	<u>302, 500</u>	<u>352, 600</u>	<u>384, 100</u>	
193	<u>303, 900</u>	<u>354, 700</u>	<u>386, 700</u>		193	<u>302, 800</u>	<u>352, 900</u>	<u>384, 400</u>	
194	<u>304, 200</u>	<u>355, 000</u>			194	<u>303, 100</u>	<u>353, 200</u>		
195	<u>304, 500</u>	<u>355, 300</u>			195	<u>303, 400</u>	<u>353, 500</u>		
196	<u>304, 800</u>	<u>355, 600</u>			196	<u>303, 700</u>	<u>353, 800</u>		
197	<u>305, 100</u>	<u>355, 900</u>			197	<u>304, 000</u>	<u>354, 100</u>		
198	<u>305, 400</u>	<u>356, 200</u>			198	<u>304, 300</u>	<u>354, 400</u>		
199	<u>305, 700</u>	<u>356, 500</u>			199	<u>304, 600</u>	<u>354, 700</u>		
200	<u>306, 000</u>	<u>356, 800</u>			200	<u>304, 900</u>	<u>355, 000</u>		
201	<u>306, 300</u>	<u>357, 100</u>			201	<u>305, 200</u>	<u>355, 300</u>		
202	<u>306, 600</u>	<u>357, 400</u>			202	<u>305, 500</u>	<u>355, 600</u>		
203	<u>306, 900</u>	<u>357, 700</u>			203	<u>305, 800</u>	<u>355, 900</u>		
204	<u>307, 200</u>	<u>358, 000</u>			204	<u>306, 100</u>	<u>356, 200</u>		
205	<u>307, 500</u>	<u>358, 300</u>			205	<u>306, 400</u>	<u>356, 500</u>		
206	<u>307, 800</u>	<u>358, 600</u>			206	<u>306, 700</u>	<u>356, 800</u>		
207	<u>308, 100</u>	<u>358, 900</u>			207	<u>307, 000</u>	<u>357, 100</u>		
208	<u>308, 400</u>	<u>359, 200</u>			208	<u>307, 300</u>	<u>357, 400</u>		
209	<u>308, 700</u>	<u>359, 500</u>			209	<u>307, 600</u>	<u>357, 700</u>		
210	<u>309, 000</u>	<u>359, 800</u>			210	<u>307, 900</u>	<u>358, 000</u>		
211	<u>309, 300</u>	<u>360, 100</u>			211	<u>308, 200</u>	<u>358, 300</u>		
212	<u>309, 600</u>	<u>360, 400</u>			212	<u>308, 500</u>	<u>358, 600</u>		
213	<u>309, 900</u>	<u>360, 700</u>			213	<u>308, 800</u>	<u>358, 900</u>		
214	<u>310, 200</u>	<u>361, 000</u>			214	<u>309, 100</u>	<u>359, 200</u>		
215	<u>310, 500</u>	<u>361, 300</u>			215	<u>309, 400</u>	<u>359, 500</u>		
216	<u>310, 800</u>	<u>361, 600</u>			216	<u>309, 700</u>	<u>359, 800</u>		

217	<u>311, 100</u>	<u>361, 900</u>			217	<u>310, 000</u>	<u>360, 100</u>		
218	<u>311, 400</u>	<u>362, 200</u>			218	<u>310, 300</u>	<u>360, 400</u>		
219	<u>311, 700</u>	<u>362, 500</u>			219	<u>310, 600</u>	<u>360, 700</u>		
220	<u>312, 000</u>	<u>362, 800</u>			220	<u>310, 900</u>	<u>361, 000</u>		
221	<u>312, 300</u>	<u>363, 100</u>			221	<u>311, 200</u>	<u>361, 300</u>		
222	<u>312, 600</u>	<u>363, 400</u>			222	<u>311, 500</u>	<u>361, 600</u>		
223	<u>312, 900</u>	<u>363, 700</u>			223	<u>311, 800</u>	<u>361, 900</u>		
224	<u>313, 200</u>	<u>364, 000</u>			224	<u>312, 100</u>	<u>362, 200</u>		
225	<u>313, 500</u>	<u>364, 300</u>			225	<u>312, 400</u>	<u>362, 500</u>		
226	<u>313, 800</u>				226	<u>312, 700</u>			
227	<u>314, 100</u>				227	<u>313, 000</u>			
228	<u>314, 400</u>				228	<u>313, 300</u>			
229	<u>314, 700</u>				229	<u>313, 600</u>			
230	<u>315, 000</u>				230	<u>313, 900</u>			
231	<u>315, 300</u>				231	<u>314, 200</u>			
232	<u>315, 600</u>				232	<u>314, 500</u>			
233	<u>315, 900</u>				233	<u>314, 800</u>			
234	<u>316, 200</u>				234	<u>315, 100</u>			
235	<u>316, 500</u>				235	<u>315, 400</u>			
236	<u>316, 800</u>				236	<u>315, 700</u>			
237	<u>317, 100</u>				237	<u>316, 000</u>			
238	<u>317, 400</u>				238	<u>316, 300</u>			
239	<u>317, 700</u>				239	<u>316, 600</u>			
240	<u>318, 000</u>				240	<u>316, 900</u>			
241	<u>318, 300</u>				241	<u>317, 200</u>			
242	<u>318, 600</u>				242	<u>317, 500</u>			
243	<u>318, 900</u>				243	<u>317, 800</u>			
244	<u>319, 200</u>				244	<u>318, 100</u>			
245	<u>319, 500</u>				245	<u>318, 400</u>			

	246	<u>319,800</u>					246	<u>318,700</u>			
	247	<u>320,100</u>					247	<u>319,000</u>			
	248	<u>320,400</u>					248	<u>319,300</u>			
	249	<u>320,700</u>					249	<u>319,600</u>			
	250	<u>321,000</u>					250	<u>319,900</u>			
	251	<u>321,300</u>					251	<u>320,200</u>			
	252	<u>321,600</u>					252	<u>320,500</u>			
	253	<u>321,900</u>					253	<u>320,800</u>			
	254	<u>322,200</u>					254	<u>321,100</u>			
	255	<u>322,500</u>					255	<u>321,400</u>			
	256	<u>322,800</u>					256	<u>321,700</u>			
	257	<u>323,100</u>					257	<u>322,000</u>			
	258	<u>323,400</u>					258	<u>322,300</u>			
	259	<u>323,700</u>					259	<u>322,600</u>			
	260	<u>324,000</u>					260	<u>322,900</u>			
	261	<u>324,300</u>					261	<u>323,200</u>			
定年前 再任用 短時間 勤務職員		基準給料月額 <u>208,600</u>	基準給料月額 <u>222,900</u>	基準給料月額 <u>243,100</u>	基準給料月額 <u>274,600</u>		定年前 再任用 短時間 勤務職員	基準給料月額 <u>208,100</u>	基準給料月額 <u>222,400</u>	基準給料月額 <u>242,600</u>	基準給料月額 <u>274,000</u>
備考 …… (略)						備考 …… (略)					
別表第3 (第3条関係)						別表第3 (第3条関係)					
医療職給料表(1)						医療職給料表(1)					
職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級		職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	
		給料月額	給料月額	給料月額				給料月額	給料月額	給料月額	
定年再任		円	円	円		定年再任		円	円	円	
用短時間勤	1	<u>230,800</u>	<u>329,900</u>	<u>422,500</u>		用短時間勤	1	<u>220,700</u>	<u>321,400</u>	<u>421,200</u>	
務職員以外	2	<u>233,100</u>	<u>333,600</u>	<u>425,500</u>		務職員以外	2	<u>223,000</u>	<u>325,100</u>	<u>424,200</u>	

の職員	3	<u>235, 400</u>	<u>337, 200</u>	<u>428, 500</u>
	4	<u>237, 800</u>	<u>340, 800</u>	<u>431, 400</u>
	5	<u>240, 200</u>	<u>344, 400</u>	<u>434, 300</u>
	6	<u>242, 600</u>	<u>348, 100</u>	<u>437, 200</u>
	7	<u>245, 000</u>	<u>351, 800</u>	<u>440, 000</u>
	8	<u>247, 400</u>	<u>355, 500</u>	<u>442, 900</u>
	9	<u>249, 800</u>	<u>359, 200</u>	<u>445, 800</u>
	10	<u>252, 200</u>	<u>363, 000</u>	<u>448, 600</u>
	11	<u>254, 600</u>	<u>366, 700</u>	<u>451, 400</u>
	12	<u>257, 000</u>	<u>370, 400</u>	<u>454, 300</u>
	13	<u>259, 400</u>	<u>374, 100</u>	<u>457, 200</u>
	14	<u>262, 900</u>	<u>378, 100</u>	<u>460, 000</u>
	15	<u>266, 400</u>	<u>382, 100</u>	<u>462, 800</u>
	16	<u>270, 000</u>	<u>386, 100</u>	<u>465, 500</u>
	17	<u>273, 600</u>	<u>390, 100</u>	<u>468, 200</u>
	18	<u>277, 400</u>	<u>392, 800</u>	<u>471, 000</u>
	19	<u>281, 200</u>	<u>395, 500</u>	<u>473, 800</u>
	20	<u>285, 200</u>	<u>398, 100</u>	<u>476, 500</u>
	21	<u>289, 100</u>	<u>400, 700</u>	<u>479, 200</u>
	22	<u>292, 700</u>	<u>403, 200</u>	<u>481, 900</u>
	23	<u>296, 200</u>	<u>405, 700</u>	<u>484, 500</u>
	24	<u>299, 600</u>	<u>408, 200</u>	<u>487, 000</u>
	25	<u>303, 000</u>	<u>410, 700</u>	<u>489, 600</u>
	26	<u>306, 300</u>	<u>413, 200</u>	<u>492, 200</u>
	27	<u>309, 600</u>	<u>415, 500</u>	<u>494, 700</u>
	28	<u>312, 900</u>	<u>417, 800</u>	<u>497, 100</u>
	29	<u>316, 100</u>	<u>420, 100</u>	<u>499, 500</u>
	30	<u>319, 300</u>	<u>422, 500</u>	<u>502, 000</u>
	31	<u>322, 600</u>	<u>424, 900</u>	<u>504, 500</u>

の職員	3	<u>225, 300</u>	<u>328, 800</u>	<u>427, 200</u>
	4	<u>227, 700</u>	<u>332, 500</u>	<u>430, 100</u>
	5	<u>230, 100</u>	<u>336, 200</u>	<u>433, 000</u>
	6	<u>232, 500</u>	<u>340, 000</u>	<u>435, 900</u>
	7	<u>234, 900</u>	<u>343, 800</u>	<u>438, 700</u>
	8	<u>237, 300</u>	<u>347, 600</u>	<u>441, 600</u>
	9	<u>239, 800</u>	<u>351, 400</u>	<u>444, 500</u>
	10	<u>242, 200</u>	<u>355, 300</u>	<u>447, 300</u>
	11	<u>244, 600</u>	<u>359, 100</u>	<u>450, 100</u>
	12	<u>247, 100</u>	<u>362, 900</u>	<u>453, 000</u>
	13	<u>249, 600</u>	<u>366, 700</u>	<u>455, 900</u>
	14	<u>253, 200</u>	<u>370, 700</u>	<u>458, 700</u>
	15	<u>256, 800</u>	<u>374, 700</u>	<u>461, 500</u>
	16	<u>260, 500</u>	<u>378, 700</u>	<u>464, 200</u>
	17	<u>264, 200</u>	<u>382, 700</u>	<u>466, 900</u>
	18	<u>268, 000</u>	<u>385, 500</u>	<u>469, 700</u>
	19	<u>271, 800</u>	<u>388, 300</u>	<u>472, 500</u>
	20	<u>275, 800</u>	<u>391, 000</u>	<u>475, 200</u>
	21	<u>279, 700</u>	<u>393, 700</u>	<u>477, 900</u>
	22	<u>283, 400</u>	<u>396, 300</u>	<u>480, 600</u>
	23	<u>287, 000</u>	<u>398, 900</u>	<u>483, 200</u>
	24	<u>290, 500</u>	<u>401, 500</u>	<u>485, 700</u>
	25	<u>294, 000</u>	<u>404, 100</u>	<u>488, 300</u>
	26	<u>297, 400</u>	<u>406, 700</u>	<u>490, 900</u>
	27	<u>300, 800</u>	<u>409, 100</u>	<u>493, 400</u>
	28	<u>304, 200</u>	<u>411, 500</u>	<u>495, 800</u>
	29	<u>307, 500</u>	<u>413, 900</u>	<u>498, 200</u>
	30	<u>310, 800</u>	<u>416, 400</u>	<u>500, 700</u>
	31	<u>314, 200</u>	<u>418, 900</u>	<u>503, 200</u>

32	<u>325,900</u>	<u>427,200</u>	<u>507,000</u>	32	<u>317,600</u>	<u>421,300</u>	<u>505,700</u>
33	<u>329,100</u>	<u>429,500</u>	<u>509,400</u>	33	<u>320,900</u>	<u>423,700</u>	<u>508,100</u>
34	<u>332,400</u>	<u>431,800</u>	<u>511,900</u>	34	<u>324,300</u>	<u>426,100</u>	<u>510,600</u>
35	<u>335,700</u>	<u>434,000</u>	<u>514,300</u>	35	<u>327,700</u>	<u>428,400</u>	<u>513,000</u>
36	<u>338,900</u>	<u>436,200</u>	<u>516,700</u>	36	<u>331,000</u>	<u>430,700</u>	<u>515,400</u>
37	<u>342,000</u>	<u>438,400</u>	<u>519,100</u>	37	<u>334,200</u>	<u>433,000</u>	<u>517,800</u>
38	<u>344,900</u>	<u>440,600</u>	<u>521,500</u>	38	<u>337,200</u>	<u>435,300</u>	<u>520,200</u>
39	<u>347,800</u>	<u>442,800</u>	<u>523,900</u>	39	<u>340,200</u>	<u>437,600</u>	<u>522,600</u>
40	<u>350,700</u>	<u>445,000</u>	<u>526,200</u>	40	<u>343,200</u>	<u>439,900</u>	<u>524,900</u>
41	<u>353,500</u>	<u>447,200</u>	<u>528,500</u>	41	<u>346,100</u>	<u>442,200</u>	<u>527,200</u>
42	<u>356,400</u>	<u>449,400</u>	<u>530,500</u>	42	<u>349,100</u>	<u>444,500</u>	<u>529,200</u>
43	<u>359,200</u>	<u>451,500</u>	<u>532,500</u>	43	<u>352,000</u>	<u>446,700</u>	<u>531,200</u>
44	<u>362,000</u>	<u>453,600</u>	<u>534,500</u>	44	<u>354,900</u>	<u>448,900</u>	<u>533,200</u>
45	<u>364,700</u>	<u>455,700</u>	<u>536,400</u>	45	<u>357,700</u>	<u>451,100</u>	<u>535,100</u>
46	<u>367,500</u>	<u>457,800</u>	<u>538,200</u>	46	<u>360,600</u>	<u>453,300</u>	<u>536,900</u>
47	<u>370,400</u>	<u>459,800</u>	<u>539,800</u>	47	<u>363,600</u>	<u>455,400</u>	<u>538,500</u>
48	<u>373,200</u>	<u>461,700</u>	<u>541,300</u>	48	<u>366,500</u>	<u>457,400</u>	<u>540,000</u>
49	<u>375,900</u>	<u>463,600</u>	<u>542,700</u>	49	<u>369,300</u>	<u>459,400</u>	<u>541,400</u>
50	<u>377,700</u>	<u>465,400</u>	<u>544,100</u>	50	<u>371,200</u>	<u>461,300</u>	<u>542,800</u>
51	<u>379,400</u>	<u>467,100</u>	<u>545,500</u>	51	<u>373,000</u>	<u>463,100</u>	<u>544,200</u>
52	<u>381,100</u>	<u>468,700</u>	<u>546,900</u>	52	<u>374,800</u>	<u>464,800</u>	<u>545,600</u>
53	<u>382,700</u>	<u>470,300</u>	<u>548,300</u>	53	<u>376,500</u>	<u>466,500</u>	<u>547,000</u>
54	<u>384,300</u>	<u>471,600</u>	<u>549,600</u>	54	<u>378,200</u>	<u>467,900</u>	<u>548,300</u>
55	<u>385,900</u>	<u>472,800</u>	<u>550,900</u>	55	<u>379,900</u>	<u>469,200</u>	<u>549,600</u>
56	<u>387,500</u>	<u>473,900</u>	<u>552,200</u>	56	<u>381,600</u>	<u>470,400</u>	<u>550,900</u>
57	<u>389,000</u>	<u>475,000</u>	<u>553,400</u>	57	<u>383,200</u>	<u>471,600</u>	<u>552,100</u>
58	<u>390,300</u>	<u>476,000</u>	<u>554,500</u>	58	<u>384,600</u>	<u>472,700</u>	<u>553,200</u>
59	<u>391,600</u>	<u>477,000</u>	<u>555,600</u>	59	<u>386,000</u>	<u>473,800</u>	<u>554,300</u>
60	<u>392,900</u>	<u>478,000</u>	<u>556,700</u>	60	<u>387,400</u>	<u>474,900</u>	<u>555,400</u>

61	<u>394,200</u>	<u>478,900</u>	<u>557,800</u>
62	<u>395,200</u>	<u>479,700</u>	<u>558,900</u>
63	<u>396,100</u>	<u>480,600</u>	<u>560,000</u>
64	<u>397,000</u>	<u>481,400</u>	<u>561,100</u>
65	<u>397,900</u>	<u>482,100</u>	<u>562,100</u>
66	<u>398,700</u>	<u>482,800</u>	<u>563,100</u>
67	<u>399,500</u>	<u>483,400</u>	<u>564,100</u>
68	<u>400,200</u>	<u>484,000</u>	<u>565,100</u>
69	<u>400,900</u>	<u>484,600</u>	<u>566,100</u>
70	<u>401,500</u>	<u>485,200</u>	<u>567,100</u>
71	<u>402,100</u>	<u>485,800</u>	<u>568,100</u>
72	<u>402,700</u>	<u>486,400</u>	<u>569,000</u>
73	<u>403,200</u>	<u>486,900</u>	<u>569,900</u>
74	<u>403,800</u>	<u>487,500</u>	<u>570,900</u>
75	<u>404,300</u>	<u>488,100</u>	<u>571,800</u>
76	<u>404,900</u>	<u>488,700</u>	<u>572,700</u>
77	<u>405,500</u>	<u>489,200</u>	<u>573,600</u>
78	<u>406,100</u>	<u>489,800</u>	<u>574,500</u>
79	<u>406,700</u>	<u>490,400</u>	<u>575,400</u>
80	<u>407,300</u>	<u>490,900</u>	<u>576,300</u>
81	<u>407,800</u>	<u>491,500</u>	<u>577,100</u>
82	<u>408,400</u>	<u>492,100</u>	<u>578,000</u>
83	<u>408,900</u>	<u>492,700</u>	<u>578,900</u>
84	<u>409,500</u>	<u>493,200</u>	<u>579,800</u>
85	<u>410,000</u>	<u>493,700</u>	<u>580,600</u>
86	<u>410,500</u>	<u>494,300</u>	<u>581,500</u>
87	<u>411,100</u>	<u>494,800</u>	<u>582,400</u>
88	<u>411,700</u>	<u>495,400</u>	<u>583,200</u>
89	<u>412,200</u>	<u>495,900</u>	<u>583,900</u>

61	<u>388,800</u>	<u>475,900</u>	<u>556,500</u>
62	<u>389,900</u>	<u>476,800</u>	<u>557,600</u>
63	<u>390,900</u>	<u>477,800</u>	<u>558,700</u>
64	<u>391,900</u>	<u>478,700</u>	<u>559,800</u>
65	<u>392,900</u>	<u>479,500</u>	<u>560,800</u>
66	<u>393,800</u>	<u>480,300</u>	<u>561,800</u>
67	<u>394,700</u>	<u>481,000</u>	<u>562,800</u>
68	<u>395,500</u>	<u>481,700</u>	<u>563,800</u>
69	<u>396,300</u>	<u>482,400</u>	<u>564,800</u>
70	<u>397,000</u>	<u>483,100</u>	<u>565,800</u>
71	<u>397,700</u>	<u>483,700</u>	<u>566,800</u>
72	<u>398,400</u>	<u>484,300</u>	<u>567,700</u>
73	<u>399,000</u>	<u>484,900</u>	<u>568,600</u>
74	<u>399,700</u>	<u>485,500</u>	<u>569,600</u>
75	<u>400,300</u>	<u>486,100</u>	<u>570,500</u>
76	<u>401,000</u>	<u>486,700</u>	<u>571,400</u>
77	<u>401,700</u>	<u>487,300</u>	<u>572,300</u>
78	<u>402,400</u>	<u>487,900</u>	<u>573,200</u>
79	<u>403,100</u>	<u>488,500</u>	<u>574,100</u>
80	<u>403,800</u>	<u>489,000</u>	<u>575,000</u>
81	<u>404,400</u>	<u>489,600</u>	<u>575,800</u>
82	<u>405,100</u>	<u>490,200</u>	<u>576,700</u>
83	<u>405,700</u>	<u>490,800</u>	<u>577,600</u>
84	<u>406,400</u>	<u>491,300</u>	<u>578,500</u>
85	<u>407,000</u>	<u>491,800</u>	<u>579,300</u>
86	<u>407,600</u>	<u>492,400</u>	<u>580,200</u>
87	<u>408,300</u>	<u>492,900</u>	<u>581,100</u>
88	<u>409,000</u>	<u>493,500</u>	<u>581,900</u>
89	<u>409,600</u>	<u>494,000</u>	<u>582,600</u>

90	<u>412, 600</u>	<u>496, 400</u>	<u>584, 700</u>
91	<u>413, 000</u>	<u>496, 900</u>	<u>585, 500</u>
92	<u>413, 400</u>	<u>497, 400</u>	<u>586, 300</u>
93	<u>413, 800</u>	<u>497, 900</u>	<u>587, 100</u>
94	<u>414, 200</u>	<u>498, 400</u>	<u>587, 800</u>
95	<u>414, 600</u>	<u>498, 900</u>	<u>588, 600</u>
96	<u>415, 000</u>	<u>499, 400</u>	<u>589, 400</u>
97	<u>415, 400</u>	<u>499, 900</u>	<u>590, 200</u>
98	<u>415, 800</u>	<u>500, 400</u>	<u>590, 900</u>
99	<u>416, 200</u>	<u>500, 900</u>	<u>591, 600</u>
100	<u>416, 600</u>	<u>501, 400</u>	<u>592, 400</u>
101	<u>417, 000</u>	<u>501, 900</u>	<u>593, 100</u>
102	<u>417, 400</u>	<u>502, 400</u>	<u>593, 800</u>
103	<u>417, 800</u>	<u>502, 900</u>	<u>594, 600</u>
104	<u>418, 200</u>	<u>503, 400</u>	<u>595, 300</u>
105	<u>418, 600</u>	<u>503, 900</u>	<u>596, 000</u>
106	<u>419, 000</u>		<u>596, 600</u>
107	<u>419, 400</u>		<u>597, 300</u>
108	<u>419, 800</u>		<u>598, 000</u>
109	<u>420, 200</u>		<u>598, 700</u>
110			<u>599, 400</u>
111			<u>600, 100</u>
112			<u>600, 800</u>
113			<u>601, 500</u>
114			<u>602, 200</u>
115			<u>602, 900</u>
116			<u>603, 600</u>
117			<u>604, 300</u>
118			<u>605, 000</u>

90	<u>410, 100</u>	<u>494, 500</u>	<u>583, 400</u>
91	<u>410, 600</u>	<u>495, 100</u>	<u>584, 200</u>
92	<u>411, 100</u>	<u>495, 700</u>	<u>585, 000</u>
93	<u>411, 600</u>	<u>496, 200</u>	<u>585, 800</u>
94	<u>412, 100</u>	<u>496, 800</u>	<u>586, 500</u>
95	<u>412, 600</u>	<u>497, 400</u>	<u>587, 300</u>
96	<u>413, 100</u>	<u>497, 900</u>	<u>588, 100</u>
97	<u>413, 500</u>	<u>498, 400</u>	<u>588, 900</u>
98	<u>414, 000</u>	<u>499, 000</u>	<u>589, 600</u>
99	<u>414, 500</u>	<u>499, 600</u>	<u>590, 300</u>
100	<u>415, 000</u>	<u>500, 100</u>	<u>591, 100</u>
101	<u>415, 400</u>	<u>500, 600</u>	<u>591, 800</u>
102	<u>415, 900</u>	<u>501, 200</u>	<u>592, 500</u>
103	<u>416, 400</u>	<u>501, 800</u>	<u>593, 300</u>
104	<u>416, 900</u>	<u>502, 300</u>	<u>594, 000</u>
105	<u>417, 300</u>	<u>502, 800</u>	<u>594, 700</u>
106	<u>417, 800</u>		<u>595, 300</u>
107	<u>418, 300</u>		<u>596, 000</u>
108	<u>418, 800</u>		<u>596, 700</u>
109	<u>419, 200</u>		<u>597, 400</u>
110			<u>598, 100</u>
111			<u>598, 800</u>
112			<u>599, 500</u>
113			<u>600, 200</u>
114			<u>600, 900</u>
115			<u>601, 600</u>
116			<u>602, 300</u>
117			<u>603, 000</u>
118			<u>603, 700</u>

	119			<u>605,700</u>		119			<u>604,400</u>
	120			<u>606,400</u>		120			<u>605,100</u>
	121			<u>607,100</u>		121			<u>605,800</u>
	122			<u>607,800</u>		122			<u>606,500</u>
	123			<u>608,500</u>		123			<u>607,200</u>
	124			<u>609,200</u>		124			<u>607,900</u>
	125			<u>609,900</u>		125			<u>608,600</u>
	126			<u>610,600</u>		126			<u>609,300</u>
	127			<u>611,300</u>		127			<u>610,000</u>
	128			<u>612,000</u>		128			<u>610,700</u>
	129			<u>612,700</u>		129			<u>611,400</u>
	130			<u>613,400</u>		130			<u>612,100</u>
	131			<u>614,100</u>		131			<u>612,800</u>
	132			<u>614,800</u>		132			<u>613,500</u>
	133			<u>615,500</u>		133			<u>614,200</u>
	134			<u>616,200</u>		134			<u>614,900</u>
	135			<u>616,900</u>		135			<u>615,600</u>
	136			<u>617,600</u>		136			<u>616,300</u>
	137			<u>618,300</u>		137			<u>617,000</u>
	138			<u>619,000</u>		138			<u>617,700</u>
	139			<u>619,700</u>		139			<u>618,400</u>
	140			<u>620,400</u>		140			<u>619,100</u>
	141			<u>621,100</u>		141			<u>619,800</u>
	142			<u>621,800</u>		142			<u>620,500</u>
	143			<u>622,500</u>		143			<u>621,200</u>
	144			<u>623,200</u>		144			<u>621,900</u>
	145			<u>623,900</u>		145			<u>622,600</u>
定年前再任用短時間勤		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	定年前再任用短時間勤		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		<u>289,700</u>	<u>348,000</u>	<u>405,300</u>			<u>289,100</u>	<u>347,300</u>	<u>404,400</u>

務職員						
備考 …… (略)						
別表第4 (第3条関係)						
医療職給料表(2)						
職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	<u>156,400</u>	<u>211,900</u>	<u>234,100</u>	<u>289,700</u>	<u>509,900</u>
短時間	2	<u>157,400</u>	<u>213,400</u>	<u>235,800</u>	<u>292,000</u>	<u>512,400</u>
勤務職	3	<u>158,500</u>	<u>214,800</u>	<u>237,500</u>	<u>294,300</u>	<u>515,000</u>
員以外	4	<u>159,600</u>	<u>216,200</u>	<u>239,200</u>	<u>296,500</u>	<u>517,500</u>
の職員	5	<u>160,700</u>	<u>217,700</u>	<u>241,000</u>	<u>298,700</u>	<u>520,100</u>
	6	<u>161,800</u>	<u>219,100</u>	<u>242,800</u>	<u>300,900</u>	<u>522,600</u>
	7	<u>162,900</u>	<u>220,600</u>	<u>244,600</u>	<u>303,100</u>	<u>525,100</u>
	8	<u>164,000</u>	<u>222,200</u>	<u>246,300</u>	<u>305,400</u>	<u>527,700</u>
	9	<u>165,100</u>	<u>223,800</u>	<u>248,100</u>	<u>307,700</u>	
	10	<u>166,300</u>	<u>225,400</u>	<u>249,900</u>	<u>310,000</u>	
	11	<u>167,500</u>	<u>227,100</u>	<u>251,700</u>	<u>312,300</u>	
	12	<u>168,700</u>	<u>228,700</u>	<u>253,600</u>	<u>314,600</u>	
	13	<u>169,900</u>	<u>230,300</u>	<u>255,500</u>	<u>316,900</u>	
	14	<u>171,100</u>	<u>232,000</u>	<u>257,500</u>	<u>319,300</u>	
	15	<u>172,300</u>	<u>233,700</u>	<u>259,500</u>	<u>321,700</u>	
	16	<u>173,600</u>	<u>235,400</u>	<u>261,500</u>	<u>324,000</u>	
	17	<u>175,000</u>	<u>237,100</u>	<u>263,600</u>	<u>326,400</u>	
	18	<u>176,400</u>	<u>238,800</u>	<u>265,700</u>	<u>328,900</u>	
	19	<u>177,800</u>	<u>240,400</u>	<u>267,800</u>	<u>331,500</u>	
	20	<u>179,200</u>	<u>242,100</u>	<u>270,000</u>	<u>334,000</u>	
	21	<u>180,700</u>	<u>243,900</u>	<u>272,200</u>	<u>336,500</u>	
	22	<u>183,200</u>	<u>245,700</u>	<u>274,400</u>	<u>339,200</u>	

務職員						
備考 …… (略)						
別表第4 (第3条関係)						
医療職給料表(2)						
職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	<u>148,500</u>	<u>204,400</u>	<u>227,600</u>	<u>284,500</u>	<u>508,900</u>
短時間	2	<u>149,500</u>	<u>205,900</u>	<u>229,400</u>	<u>286,900</u>	<u>511,400</u>
勤務職	3	<u>150,600</u>	<u>207,400</u>	<u>231,200</u>	<u>289,200</u>	<u>514,000</u>
員以外	4	<u>151,700</u>	<u>208,900</u>	<u>233,000</u>	<u>291,500</u>	<u>516,500</u>
の職員	5	<u>152,800</u>	<u>210,500</u>	<u>234,900</u>	<u>293,800</u>	<u>519,100</u>
	6	<u>153,900</u>	<u>212,000</u>	<u>236,800</u>	<u>296,100</u>	<u>521,600</u>
	7	<u>155,000</u>	<u>213,600</u>	<u>238,700</u>	<u>298,400</u>	<u>524,100</u>
	8	<u>156,100</u>	<u>215,300</u>	<u>240,500</u>	<u>300,700</u>	<u>526,700</u>
	9	<u>157,200</u>	<u>217,000</u>	<u>242,400</u>	<u>303,100</u>	
	10	<u>158,400</u>	<u>218,700</u>	<u>244,300</u>	<u>305,500</u>	
	11	<u>159,600</u>	<u>220,500</u>	<u>246,200</u>	<u>307,900</u>	
	12	<u>160,800</u>	<u>222,200</u>	<u>248,200</u>	<u>310,300</u>	
	13	<u>162,000</u>	<u>223,900</u>	<u>250,100</u>	<u>312,700</u>	
	14	<u>163,200</u>	<u>225,700</u>	<u>252,100</u>	<u>315,200</u>	
	15	<u>164,400</u>	<u>227,500</u>	<u>254,100</u>	<u>317,700</u>	
	16	<u>165,700</u>	<u>229,300</u>	<u>256,100</u>	<u>320,100</u>	
	17	<u>167,100</u>	<u>231,100</u>	<u>258,200</u>	<u>322,600</u>	
	18	<u>168,500</u>	<u>232,900</u>	<u>260,300</u>	<u>325,200</u>	
	19	<u>169,900</u>	<u>234,600</u>	<u>262,400</u>	<u>327,900</u>	
	20	<u>171,300</u>	<u>236,400</u>	<u>264,600</u>	<u>330,500</u>	
	21	<u>172,800</u>	<u>238,300</u>	<u>266,800</u>	<u>333,100</u>	
	22	<u>175,300</u>	<u>240,200</u>	<u>269,000</u>	<u>335,800</u>	

23	<u>185,700</u>	<u>247,400</u>	<u>276,500</u>	<u>341,900</u>	
24	<u>188,200</u>	<u>249,000</u>	<u>278,700</u>	<u>344,600</u>	
25	<u>190,700</u>	<u>250,800</u>	<u>280,800</u>	<u>347,300</u>	
26	<u>192,300</u>	<u>252,700</u>	<u>283,000</u>	<u>350,000</u>	
27	<u>194,000</u>	<u>254,500</u>	<u>285,200</u>	<u>352,700</u>	
28	<u>195,800</u>	<u>256,400</u>	<u>287,400</u>	<u>355,500</u>	
29	<u>197,600</u>	<u>258,300</u>	<u>289,600</u>	<u>358,200</u>	
30	<u>199,300</u>	<u>260,300</u>	<u>291,900</u>	<u>361,200</u>	
31	<u>201,100</u>	<u>262,300</u>	<u>294,000</u>	<u>364,100</u>	
32	<u>203,000</u>	<u>264,300</u>	<u>296,200</u>	<u>367,000</u>	
33	<u>204,800</u>	<u>266,400</u>	<u>298,400</u>	<u>370,000</u>	
34	<u>206,600</u>	<u>268,200</u>	<u>300,500</u>	<u>372,800</u>	
35	<u>208,500</u>	<u>270,000</u>	<u>302,700</u>	<u>375,500</u>	
36	<u>210,400</u>	<u>271,700</u>	<u>304,900</u>	<u>378,200</u>	
37	<u>212,200</u>	<u>273,400</u>	<u>307,200</u>	<u>380,700</u>	
38	<u>213,800</u>	<u>275,000</u>	<u>309,500</u>	<u>383,200</u>	
39	<u>215,300</u>	<u>276,700</u>	<u>311,800</u>	<u>385,500</u>	
40	<u>216,600</u>	<u>278,500</u>	<u>314,000</u>	<u>387,900</u>	
41	<u>217,900</u>	<u>280,200</u>	<u>316,300</u>	<u>390,300</u>	
42	<u>219,300</u>	<u>281,900</u>	<u>318,600</u>	<u>392,600</u>	
43	<u>220,700</u>	<u>283,500</u>	<u>320,900</u>	<u>394,900</u>	
44	<u>222,100</u>	<u>285,200</u>	<u>323,200</u>	<u>397,200</u>	
45	<u>223,600</u>	<u>286,900</u>	<u>325,600</u>	<u>399,600</u>	
46	<u>225,100</u>	<u>288,600</u>	<u>328,000</u>	<u>401,900</u>	
47	<u>226,600</u>	<u>290,300</u>	<u>330,400</u>	<u>404,100</u>	
48	<u>228,200</u>	<u>292,000</u>	<u>332,900</u>	<u>406,300</u>	
49	<u>229,800</u>	<u>293,700</u>	<u>335,400</u>	<u>408,600</u>	
50	<u>231,300</u>	<u>295,300</u>	<u>338,100</u>	<u>410,900</u>	
51	<u>232,800</u>	<u>297,000</u>	<u>340,800</u>	<u>413,100</u>	

23	<u>177,800</u>	<u>242,000</u>	<u>271,100</u>	<u>338,500</u>	
24	<u>180,300</u>	<u>243,700</u>	<u>273,300</u>	<u>341,200</u>	
25	<u>182,800</u>	<u>245,500</u>	<u>275,400</u>	<u>343,900</u>	
26	<u>184,400</u>	<u>247,400</u>	<u>277,600</u>	<u>346,600</u>	
27	<u>186,100</u>	<u>249,200</u>	<u>279,800</u>	<u>349,300</u>	
28	<u>187,900</u>	<u>251,100</u>	<u>282,100</u>	<u>352,100</u>	
29	<u>189,700</u>	<u>253,000</u>	<u>284,400</u>	<u>354,900</u>	
30	<u>191,400</u>	<u>255,000</u>	<u>286,800</u>	<u>357,900</u>	
31	<u>193,200</u>	<u>257,000</u>	<u>289,000</u>	<u>360,800</u>	
32	<u>195,100</u>	<u>259,000</u>	<u>291,300</u>	<u>363,700</u>	
33	<u>196,900</u>	<u>261,100</u>	<u>293,600</u>	<u>366,700</u>	
34	<u>198,800</u>	<u>262,900</u>	<u>295,800</u>	<u>369,600</u>	
35	<u>200,800</u>	<u>264,700</u>	<u>298,100</u>	<u>372,400</u>	
36	<u>202,800</u>	<u>266,400</u>	<u>300,400</u>	<u>375,200</u>	
37	<u>204,700</u>	<u>268,200</u>	<u>302,800</u>	<u>377,800</u>	
38	<u>206,400</u>	<u>269,900</u>	<u>305,200</u>	<u>380,400</u>	
39	<u>208,000</u>	<u>271,700</u>	<u>307,600</u>	<u>382,800</u>	
40	<u>209,400</u>	<u>273,500</u>	<u>309,900</u>	<u>385,300</u>	
41	<u>210,800</u>	<u>275,300</u>	<u>312,300</u>	<u>387,800</u>	
42	<u>212,300</u>	<u>277,100</u>	<u>314,700</u>	<u>390,200</u>	
43	<u>213,800</u>	<u>278,800</u>	<u>317,100</u>	<u>392,600</u>	
44	<u>215,300</u>	<u>280,600</u>	<u>319,500</u>	<u>395,000</u>	
45	<u>216,900</u>	<u>282,400</u>	<u>322,000</u>	<u>397,500</u>	
46	<u>218,500</u>	<u>284,100</u>	<u>324,500</u>	<u>399,900</u>	
47	<u>220,100</u>	<u>285,900</u>	<u>327,000</u>	<u>402,200</u>	
48	<u>221,800</u>	<u>287,700</u>	<u>329,600</u>	<u>404,500</u>	
49	<u>223,500</u>	<u>289,500</u>	<u>332,200</u>	<u>406,900</u>	
50	<u>225,100</u>	<u>291,200</u>	<u>334,900</u>	<u>409,300</u>	
51	<u>226,700</u>	<u>293,000</u>	<u>337,600</u>	<u>411,600</u>	

52	<u>234,300</u>	<u>298,700</u>	<u>343,500</u>	<u>415,300</u>	
53	<u>235,800</u>	<u>300,400</u>	<u>346,200</u>	<u>417,300</u>	
54	<u>237,300</u>	<u>302,100</u>	<u>348,800</u>	<u>419,200</u>	
55	<u>238,800</u>	<u>303,700</u>	<u>351,300</u>	<u>421,200</u>	
56	<u>240,300</u>	<u>305,400</u>	<u>353,700</u>	<u>423,100</u>	
57	<u>241,800</u>	<u>307,000</u>	<u>356,000</u>	<u>424,900</u>	
58	<u>243,300</u>	<u>308,700</u>	<u>358,200</u>	<u>426,700</u>	
59	<u>244,800</u>	<u>310,300</u>	<u>360,300</u>	<u>428,400</u>	
60	<u>246,200</u>	<u>311,900</u>	<u>362,300</u>	<u>430,200</u>	
61	<u>247,700</u>	<u>313,500</u>	<u>364,200</u>	<u>432,000</u>	
62	<u>249,100</u>	<u>315,000</u>	<u>366,200</u>	<u>433,500</u>	
63	<u>250,600</u>	<u>316,500</u>	<u>368,100</u>	<u>434,600</u>	
64	<u>252,200</u>	<u>318,100</u>	<u>369,900</u>	<u>435,500</u>	
65	<u>253,600</u>	<u>319,700</u>	<u>371,700</u>	<u>436,400</u>	
66	<u>255,000</u>	<u>321,300</u>	<u>373,400</u>	<u>437,200</u>	
67	<u>256,400</u>	<u>322,800</u>	<u>375,000</u>	<u>437,900</u>	
68	<u>257,900</u>	<u>324,400</u>	<u>376,500</u>	<u>438,600</u>	
69	<u>259,400</u>	<u>325,900</u>	<u>378,000</u>	<u>439,300</u>	
70	<u>260,900</u>	<u>327,300</u>	<u>379,000</u>	<u>440,000</u>	
71	<u>262,300</u>	<u>328,700</u>	<u>380,100</u>	<u>440,700</u>	
72	<u>263,800</u>	<u>330,200</u>	<u>381,000</u>	<u>441,400</u>	
73	<u>265,200</u>	<u>331,600</u>	<u>381,900</u>	<u>442,100</u>	
74	<u>266,600</u>	<u>333,000</u>	<u>382,700</u>	<u>442,800</u>	
75	<u>268,100</u>	<u>334,200</u>	<u>383,500</u>	<u>443,500</u>	
76	<u>269,500</u>	<u>335,500</u>	<u>384,200</u>	<u>444,100</u>	
77	<u>270,900</u>	<u>336,700</u>	<u>385,000</u>	<u>444,700</u>	
78	<u>272,300</u>	<u>337,700</u>	<u>385,700</u>	<u>445,400</u>	
79	<u>273,700</u>	<u>338,700</u>	<u>386,400</u>	<u>446,000</u>	
80	<u>275,100</u>	<u>339,600</u>	<u>387,100</u>	<u>446,600</u>	

52	<u>228,300</u>	<u>294,800</u>	<u>340,300</u>	<u>413,800</u>	
53	<u>229,900</u>	<u>296,600</u>	<u>343,000</u>	<u>415,900</u>	
54	<u>231,500</u>	<u>298,400</u>	<u>345,600</u>	<u>417,900</u>	
55	<u>233,100</u>	<u>300,100</u>	<u>348,100</u>	<u>420,000</u>	
56	<u>234,700</u>	<u>301,900</u>	<u>350,500</u>	<u>422,000</u>	
57	<u>236,300</u>	<u>303,600</u>	<u>352,800</u>	<u>423,900</u>	
58	<u>237,900</u>	<u>305,400</u>	<u>355,100</u>	<u>425,800</u>	
59	<u>239,500</u>	<u>307,100</u>	<u>357,300</u>	<u>427,600</u>	
60	<u>241,000</u>	<u>308,800</u>	<u>359,400</u>	<u>429,400</u>	
61	<u>242,500</u>	<u>310,500</u>	<u>361,400</u>	<u>431,200</u>	
62	<u>244,000</u>	<u>312,100</u>	<u>363,400</u>	<u>432,700</u>	
63	<u>245,600</u>	<u>313,700</u>	<u>365,400</u>	<u>433,800</u>	
64	<u>247,200</u>	<u>315,300</u>	<u>367,300</u>	<u>434,700</u>	
65	<u>248,700</u>	<u>316,900</u>	<u>369,200</u>	<u>435,600</u>	
66	<u>250,200</u>	<u>318,500</u>	<u>371,000</u>	<u>436,400</u>	
67	<u>251,700</u>	<u>320,000</u>	<u>372,700</u>	<u>437,100</u>	
68	<u>253,300</u>	<u>321,600</u>	<u>374,300</u>	<u>437,800</u>	
69	<u>254,900</u>	<u>323,100</u>	<u>375,900</u>	<u>438,500</u>	
70	<u>256,500</u>	<u>324,600</u>	<u>377,000</u>	<u>439,200</u>	
71	<u>258,000</u>	<u>326,100</u>	<u>378,100</u>	<u>439,900</u>	
72	<u>259,600</u>	<u>327,600</u>	<u>379,000</u>	<u>440,600</u>	
73	<u>261,100</u>	<u>329,100</u>	<u>379,900</u>	<u>441,300</u>	
74	<u>262,600</u>	<u>330,600</u>	<u>380,800</u>	<u>442,000</u>	
75	<u>264,200</u>	<u>331,900</u>	<u>381,700</u>	<u>442,700</u>	
76	<u>265,700</u>	<u>333,200</u>	<u>382,500</u>	<u>443,300</u>	
77	<u>267,200</u>	<u>334,500</u>	<u>383,300</u>	<u>443,900</u>	
78	<u>268,700</u>	<u>335,700</u>	<u>384,100</u>	<u>444,600</u>	
79	<u>270,200</u>	<u>336,900</u>	<u>384,900</u>	<u>445,200</u>	
80	<u>271,700</u>	<u>338,000</u>	<u>385,700</u>	<u>445,800</u>	

81	<u>276,600</u>	<u>340,400</u>	<u>387,800</u>	<u>447,200</u>	
82	<u>277,900</u>	<u>341,200</u>	<u>388,400</u>	<u>447,800</u>	
83	<u>279,100</u>	<u>341,900</u>	<u>389,000</u>	<u>448,400</u>	
84	<u>280,500</u>	<u>342,600</u>	<u>389,500</u>	<u>449,000</u>	
85	<u>281,800</u>	<u>343,300</u>	<u>390,000</u>	<u>449,600</u>	
86	<u>283,100</u>	<u>344,100</u>	<u>390,500</u>	<u>450,200</u>	
87	<u>284,400</u>	<u>344,700</u>	<u>391,000</u>	<u>450,800</u>	
88	<u>285,600</u>	<u>345,400</u>	<u>391,600</u>	<u>451,300</u>	
89	<u>287,000</u>	<u>346,100</u>	<u>392,200</u>	<u>451,800</u>	
90	<u>288,200</u>	<u>346,700</u>	<u>392,800</u>	<u>452,400</u>	
91	<u>289,500</u>	<u>347,200</u>	<u>393,400</u>	<u>452,900</u>	
92	<u>290,900</u>	<u>347,600</u>	<u>393,900</u>	<u>453,400</u>	
93	<u>292,100</u>	<u>348,100</u>	<u>394,400</u>	<u>453,900</u>	
94	<u>293,300</u>	<u>348,600</u>	<u>395,000</u>	<u>454,400</u>	
95	<u>294,500</u>	<u>349,100</u>	<u>395,500</u>	<u>454,900</u>	
96	<u>295,700</u>	<u>349,600</u>	<u>396,000</u>	<u>455,400</u>	
97	<u>296,900</u>	<u>350,000</u>	<u>396,500</u>	<u>455,900</u>	
98	<u>298,100</u>	<u>350,500</u>	<u>397,000</u>	<u>456,400</u>	
99	<u>299,300</u>	<u>350,900</u>	<u>397,500</u>	<u>456,900</u>	
100	<u>300,500</u>	<u>351,400</u>	<u>398,000</u>	<u>457,400</u>	
101	<u>301,700</u>	<u>351,900</u>	<u>398,500</u>	<u>457,900</u>	
102	<u>302,800</u>	<u>352,300</u>	<u>399,000</u>	<u>458,400</u>	
103	<u>303,900</u>	<u>352,800</u>	<u>399,500</u>	<u>458,900</u>	
104	<u>305,000</u>	<u>353,100</u>	<u>400,000</u>	<u>459,400</u>	
105	<u>306,000</u>	<u>353,400</u>	<u>400,400</u>	<u>459,900</u>	
106	<u>306,800</u>	<u>353,700</u>	<u>400,900</u>	<u>460,400</u>	
107	<u>307,600</u>	<u>354,100</u>	<u>401,400</u>	<u>460,900</u>	
108	<u>308,500</u>	<u>354,500</u>	<u>401,800</u>	<u>461,400</u>	
109	<u>309,400</u>	<u>354,900</u>	<u>402,200</u>	<u>461,900</u>	

81	<u>273,300</u>	<u>339,000</u>	<u>386,500</u>	<u>446,400</u>	
82	<u>274,800</u>	<u>339,900</u>	<u>387,200</u>	<u>447,000</u>	
83	<u>276,200</u>	<u>340,800</u>	<u>387,900</u>	<u>447,600</u>	
84	<u>277,700</u>	<u>341,700</u>	<u>388,500</u>	<u>448,200</u>	
85	<u>279,200</u>	<u>342,500</u>	<u>389,100</u>	<u>448,800</u>	
86	<u>280,600</u>	<u>343,400</u>	<u>389,700</u>	<u>449,400</u>	
87	<u>282,100</u>	<u>344,100</u>	<u>390,300</u>	<u>450,000</u>	
88	<u>283,500</u>	<u>344,800</u>	<u>390,900</u>	<u>450,500</u>	
89	<u>285,000</u>	<u>345,500</u>	<u>391,500</u>	<u>451,000</u>	
90	<u>286,400</u>	<u>346,100</u>	<u>392,100</u>	<u>451,600</u>	
91	<u>287,900</u>	<u>346,600</u>	<u>392,700</u>	<u>452,100</u>	
92	<u>289,400</u>	<u>347,000</u>	<u>393,200</u>	<u>452,600</u>	
93	<u>290,800</u>	<u>347,500</u>	<u>393,700</u>	<u>453,100</u>	
94	<u>292,200</u>	<u>348,000</u>	<u>394,300</u>	<u>453,600</u>	
95	<u>293,600</u>	<u>348,500</u>	<u>394,800</u>	<u>454,100</u>	
96	<u>295,000</u>	<u>349,000</u>	<u>395,300</u>	<u>454,600</u>	
97	<u>296,300</u>	<u>349,400</u>	<u>395,800</u>	<u>455,100</u>	
98	<u>297,600</u>	<u>349,900</u>	<u>396,300</u>	<u>455,600</u>	
99	<u>298,800</u>	<u>350,300</u>	<u>396,800</u>	<u>456,100</u>	
100	<u>300,000</u>	<u>350,800</u>	<u>397,300</u>	<u>456,600</u>	
101	<u>301,200</u>	<u>351,300</u>	<u>397,800</u>	<u>457,100</u>	
102	<u>302,300</u>	<u>351,700</u>	<u>398,300</u>	<u>457,600</u>	
103	<u>303,400</u>	<u>352,200</u>	<u>398,800</u>	<u>458,100</u>	
104	<u>304,500</u>	<u>352,500</u>	<u>399,300</u>	<u>458,600</u>	
105	<u>305,500</u>	<u>352,800</u>	<u>399,700</u>	<u>459,100</u>	
106	<u>306,300</u>	<u>353,100</u>	<u>400,200</u>	<u>459,600</u>	
107	<u>307,100</u>	<u>353,500</u>	<u>400,700</u>	<u>460,100</u>	
108	<u>308,000</u>	<u>353,900</u>	<u>401,100</u>	<u>460,600</u>	
109	<u>308,900</u>	<u>354,300</u>	<u>401,500</u>	<u>461,100</u>	

110	<u>310,200</u>	<u>355,200</u>	<u>402,700</u>	<u>462,400</u>	
111	<u>311,000</u>	<u>355,600</u>	<u>403,200</u>	<u>462,900</u>	
112	<u>311,800</u>	<u>356,000</u>	<u>403,600</u>		
113	<u>312,500</u>	<u>356,400</u>	<u>404,000</u>		
114	<u>313,000</u>	<u>356,800</u>	<u>404,500</u>		
115	<u>313,600</u>	<u>357,100</u>	<u>405,000</u>		
116	<u>314,100</u>	<u>357,500</u>	<u>405,400</u>		
117	<u>314,500</u>	<u>357,900</u>	<u>405,800</u>		
118	<u>314,800</u>	<u>358,200</u>	<u>406,300</u>		
119	<u>315,100</u>	<u>358,600</u>	<u>406,700</u>		
120	<u>315,400</u>	<u>359,000</u>	<u>407,100</u>		
121	<u>315,700</u>	<u>359,400</u>	<u>407,500</u>		
122	<u>316,000</u>	<u>359,700</u>	<u>408,000</u>		
123	<u>316,300</u>	<u>360,100</u>	<u>408,400</u>		
124	<u>316,600</u>	<u>360,500</u>	<u>408,800</u>		
125	<u>316,900</u>	<u>360,900</u>	<u>409,200</u>		
126	<u>317,200</u>		<u>409,600</u>		
127	<u>317,500</u>		<u>410,000</u>		
128	<u>317,800</u>		<u>410,400</u>		
129	<u>318,100</u>		<u>410,800</u>		
130	<u>318,400</u>		<u>411,200</u>		
131	<u>318,700</u>		<u>411,600</u>		
132	<u>319,000</u>		<u>412,000</u>		
133	<u>319,300</u>		<u>412,400</u>		
134	<u>319,600</u>				
135	<u>319,900</u>				
136	<u>320,200</u>				
137	<u>320,500</u>				
138	<u>320,800</u>				

110	<u>309,700</u>	<u>354,600</u>	<u>402,000</u>	<u>461,600</u>	
111	<u>310,500</u>	<u>355,000</u>	<u>402,500</u>	<u>462,100</u>	
112	<u>311,300</u>	<u>355,400</u>	<u>402,900</u>		
113	<u>312,000</u>	<u>355,800</u>	<u>403,300</u>		
114	<u>312,500</u>	<u>356,200</u>	<u>403,800</u>		
115	<u>313,100</u>	<u>356,500</u>	<u>404,300</u>		
116	<u>313,600</u>	<u>356,900</u>	<u>404,700</u>		
117	<u>314,000</u>	<u>357,300</u>	<u>405,100</u>		
118	<u>314,300</u>	<u>357,600</u>	<u>405,600</u>		
119	<u>314,600</u>	<u>358,000</u>	<u>406,000</u>		
120	<u>314,900</u>	<u>358,400</u>	<u>406,400</u>		
121	<u>315,200</u>	<u>358,800</u>	<u>406,800</u>		
122	<u>315,500</u>	<u>359,100</u>	<u>407,300</u>		
123	<u>315,800</u>	<u>359,500</u>	<u>407,700</u>		
124	<u>316,100</u>	<u>359,900</u>	<u>408,100</u>		
125	<u>316,400</u>	<u>360,300</u>	<u>408,500</u>		
126	<u>316,700</u>		<u>408,900</u>		
127	<u>317,000</u>		<u>409,300</u>		
128	<u>317,300</u>		<u>409,700</u>		
129	<u>317,600</u>		<u>410,100</u>		
130	<u>317,900</u>		<u>410,500</u>		
131	<u>318,200</u>		<u>410,900</u>		
132	<u>318,500</u>		<u>411,300</u>		
133	<u>318,800</u>		<u>411,700</u>		
134	<u>319,100</u>				
135	<u>319,400</u>				
136	<u>319,700</u>				
137	<u>320,000</u>				
138	<u>320,300</u>				

	139	<u>321,100</u>				
	140	<u>321,400</u>				
	141	<u>321,700</u>				
	142	<u>322,000</u>				
	143	<u>322,300</u>				
	144	<u>322,600</u>				
	145	<u>322,900</u>				
	146	<u>323,200</u>				
	147	<u>323,500</u>				
	148	<u>323,800</u>				
	149	<u>324,000</u>				
定年前 再任用 短時間 勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		<u>201,000</u>	<u>232,200</u>	<u>272,100</u>	<u>313,700</u>	<u>430,000</u>

備考 …… (略)

別表第5 (第3条関係)

医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職員 以外の 職員		円	円	円	円	円
	1	<u>167,900</u>	<u>213,800</u>	<u>235,400</u>	<u>281,300</u>	<u>509,900</u>
	2	<u>169,200</u>	<u>215,100</u>	<u>237,100</u>	<u>283,400</u>	<u>512,400</u>
	3	<u>170,500</u>	<u>216,500</u>	<u>238,800</u>	<u>285,500</u>	<u>515,000</u>
	4	<u>171,800</u>	<u>217,900</u>	<u>240,600</u>	<u>287,600</u>	<u>517,500</u>
	5	<u>173,100</u>	<u>219,400</u>	<u>242,400</u>	<u>289,700</u>	<u>520,100</u>
	6	<u>174,500</u>	<u>220,800</u>	<u>244,200</u>	<u>292,000</u>	<u>522,600</u>
	7	<u>175,900</u>	<u>222,200</u>	<u>245,900</u>	<u>294,300</u>	<u>525,100</u>

	139	<u>320,600</u>				
	140	<u>320,900</u>				
	141	<u>321,200</u>				
	142	<u>321,500</u>				
	143	<u>321,800</u>				
	144	<u>322,100</u>				
	145	<u>322,400</u>				
	146	<u>322,700</u>				
	147	<u>323,000</u>				
	148	<u>323,300</u>				
	149	<u>323,500</u>				
定年前 再任用 短時間 勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		<u>200,500</u>	<u>231,700</u>	<u>271,500</u>	<u>313,000</u>	<u>429,100</u>

備考 …… (略)

別表第5 (第3条関係)

医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職員 以外の 職員		円	円	円	円	円
	1	<u>160,000</u>	<u>206,300</u>	<u>228,800</u>	<u>275,900</u>	<u>508,900</u>
	2	<u>161,300</u>	<u>207,700</u>	<u>230,600</u>	<u>278,000</u>	<u>511,400</u>
	3	<u>162,600</u>	<u>209,200</u>	<u>232,400</u>	<u>280,100</u>	<u>514,000</u>
	4	<u>163,900</u>	<u>210,700</u>	<u>234,300</u>	<u>282,300</u>	<u>516,500</u>
	5	<u>165,200</u>	<u>212,300</u>	<u>236,200</u>	<u>284,500</u>	<u>519,100</u>
	6	<u>166,600</u>	<u>213,800</u>	<u>238,100</u>	<u>286,900</u>	<u>521,600</u>
	7	<u>168,000</u>	<u>215,300</u>	<u>239,900</u>	<u>289,200</u>	<u>524,100</u>

8	<u>177,300</u>	<u>223,600</u>	<u>247,700</u>	<u>296,500</u>	<u>527,700</u>
9	<u>178,700</u>	<u>225,100</u>	<u>249,500</u>	<u>298,700</u>	
10	<u>180,100</u>	<u>226,500</u>	<u>251,300</u>	<u>300,900</u>	
11	<u>181,500</u>	<u>227,900</u>	<u>253,100</u>	<u>303,100</u>	
12	<u>182,900</u>	<u>229,300</u>	<u>254,900</u>	<u>305,400</u>	
13	<u>184,400</u>	<u>230,800</u>	<u>256,800</u>	<u>307,700</u>	
14	<u>185,900</u>	<u>232,500</u>	<u>258,700</u>	<u>310,000</u>	
15	<u>187,400</u>	<u>234,100</u>	<u>260,500</u>	<u>312,300</u>	
16	<u>188,900</u>	<u>235,700</u>	<u>262,400</u>	<u>314,600</u>	
17	<u>190,400</u>	<u>237,400</u>	<u>264,400</u>	<u>316,900</u>	
18	<u>191,900</u>	<u>239,000</u>	<u>266,400</u>	<u>319,300</u>	
19	<u>193,400</u>	<u>240,600</u>	<u>268,400</u>	<u>321,700</u>	
20	<u>194,900</u>	<u>242,300</u>	<u>270,500</u>	<u>324,000</u>	
21	<u>196,400</u>	<u>244,000</u>	<u>272,700</u>	<u>326,400</u>	
22	<u>198,000</u>	<u>245,800</u>	<u>274,800</u>	<u>328,900</u>	
23	<u>199,800</u>	<u>247,500</u>	<u>276,900</u>	<u>331,500</u>	
24	<u>201,600</u>	<u>249,200</u>	<u>279,000</u>	<u>334,000</u>	
25	<u>203,200</u>	<u>250,900</u>	<u>281,100</u>	<u>336,500</u>	
26	<u>204,600</u>	<u>252,600</u>	<u>283,200</u>	<u>339,200</u>	
27	<u>206,000</u>	<u>254,400</u>	<u>285,300</u>	<u>341,900</u>	
28	<u>207,400</u>	<u>256,300</u>	<u>287,400</u>	<u>344,600</u>	
29	<u>208,700</u>	<u>258,200</u>	<u>289,500</u>	<u>347,300</u>	
30	<u>210,000</u>	<u>260,200</u>	<u>291,700</u>	<u>350,000</u>	
31	<u>211,300</u>	<u>262,200</u>	<u>293,900</u>	<u>352,700</u>	
32	<u>212,600</u>	<u>264,300</u>	<u>296,100</u>	<u>355,500</u>	
33	<u>213,900</u>	<u>266,500</u>	<u>298,300</u>	<u>358,200</u>	
34	<u>215,200</u>	<u>268,200</u>	<u>300,500</u>	<u>361,200</u>	
35	<u>216,500</u>	<u>269,900</u>	<u>302,700</u>	<u>364,100</u>	
36	<u>217,800</u>	<u>271,700</u>	<u>304,900</u>	<u>367,000</u>	

8	<u>169,400</u>	<u>216,800</u>	<u>241,800</u>	<u>291,500</u>	<u>526,700</u>
9	<u>170,800</u>	<u>218,400</u>	<u>243,700</u>	<u>293,800</u>	
10	<u>172,200</u>	<u>219,900</u>	<u>245,600</u>	<u>296,100</u>	
11	<u>173,600</u>	<u>221,400</u>	<u>247,500</u>	<u>298,400</u>	
12	<u>175,000</u>	<u>222,900</u>	<u>249,400</u>	<u>300,700</u>	
13	<u>176,500</u>	<u>224,500</u>	<u>251,300</u>	<u>303,100</u>	
14	<u>178,000</u>	<u>226,200</u>	<u>253,200</u>	<u>305,500</u>	
15	<u>179,500</u>	<u>227,900</u>	<u>255,100</u>	<u>307,900</u>	
16	<u>181,000</u>	<u>229,600</u>	<u>257,000</u>	<u>310,300</u>	
17	<u>182,500</u>	<u>231,400</u>	<u>259,000</u>	<u>312,700</u>	
18	<u>184,000</u>	<u>233,100</u>	<u>261,000</u>	<u>315,200</u>	
19	<u>185,500</u>	<u>234,800</u>	<u>263,000</u>	<u>317,700</u>	
20	<u>187,000</u>	<u>236,600</u>	<u>265,100</u>	<u>320,100</u>	
21	<u>188,500</u>	<u>238,400</u>	<u>267,300</u>	<u>322,600</u>	
22	<u>190,100</u>	<u>240,300</u>	<u>269,400</u>	<u>325,200</u>	
23	<u>191,900</u>	<u>242,100</u>	<u>271,500</u>	<u>327,900</u>	
24	<u>193,700</u>	<u>243,900</u>	<u>273,600</u>	<u>330,500</u>	
25	<u>195,300</u>	<u>245,600</u>	<u>275,700</u>	<u>333,100</u>	
26	<u>196,700</u>	<u>247,300</u>	<u>277,800</u>	<u>335,800</u>	
27	<u>198,100</u>	<u>249,100</u>	<u>279,900</u>	<u>338,500</u>	
28	<u>199,500</u>	<u>251,000</u>	<u>282,100</u>	<u>341,200</u>	
29	<u>200,800</u>	<u>253,000</u>	<u>284,300</u>	<u>343,900</u>	
30	<u>202,200</u>	<u>255,000</u>	<u>286,600</u>	<u>346,600</u>	
31	<u>203,600</u>	<u>257,000</u>	<u>288,900</u>	<u>349,300</u>	
32	<u>205,000</u>	<u>259,100</u>	<u>291,200</u>	<u>352,100</u>	
33	<u>206,400</u>	<u>261,300</u>	<u>293,500</u>	<u>354,900</u>	
34	<u>207,800</u>	<u>263,100</u>	<u>295,800</u>	<u>357,900</u>	
35	<u>209,200</u>	<u>264,800</u>	<u>298,100</u>	<u>360,800</u>	
36	<u>210,600</u>	<u>266,600</u>	<u>300,400</u>	<u>363,700</u>	

37	<u>219,100</u>	<u>273,500</u>	<u>307,200</u>	<u>370,000</u>	
38	<u>220,400</u>	<u>275,200</u>	<u>309,400</u>	<u>372,800</u>	
39	<u>221,700</u>	<u>276,900</u>	<u>311,700</u>	<u>375,500</u>	
40	<u>223,100</u>	<u>278,600</u>	<u>314,000</u>	<u>378,200</u>	
41	<u>224,400</u>	<u>280,200</u>	<u>316,300</u>	<u>380,700</u>	
42	<u>225,700</u>	<u>281,900</u>	<u>318,600</u>	<u>383,200</u>	
43	<u>227,000</u>	<u>283,500</u>	<u>321,000</u>	<u>385,500</u>	
44	<u>228,300</u>	<u>285,200</u>	<u>323,300</u>	<u>387,900</u>	
45	<u>229,700</u>	<u>286,900</u>	<u>325,700</u>	<u>390,300</u>	
46	<u>231,000</u>	<u>288,600</u>	<u>328,100</u>	<u>392,600</u>	
47	<u>232,400</u>	<u>290,300</u>	<u>330,500</u>	<u>394,900</u>	
48	<u>233,900</u>	<u>291,900</u>	<u>333,000</u>	<u>397,200</u>	
49	<u>235,400</u>	<u>293,600</u>	<u>335,500</u>	<u>399,600</u>	
50	<u>237,000</u>	<u>295,200</u>	<u>338,200</u>	<u>401,900</u>	
51	<u>238,500</u>	<u>296,900</u>	<u>340,900</u>	<u>404,100</u>	
52	<u>240,000</u>	<u>298,600</u>	<u>343,600</u>	<u>406,300</u>	
53	<u>241,500</u>	<u>300,300</u>	<u>346,300</u>	<u>408,600</u>	
54	<u>243,000</u>	<u>302,000</u>	<u>348,900</u>	<u>410,900</u>	
55	<u>244,400</u>	<u>303,700</u>	<u>351,400</u>	<u>413,100</u>	
56	<u>245,800</u>	<u>305,400</u>	<u>353,800</u>	<u>415,300</u>	
57	<u>247,300</u>	<u>307,000</u>	<u>356,100</u>	<u>417,300</u>	
58	<u>248,800</u>	<u>308,800</u>	<u>358,300</u>	<u>419,200</u>	
59	<u>250,200</u>	<u>310,300</u>	<u>360,400</u>	<u>421,200</u>	
60	<u>251,600</u>	<u>311,800</u>	<u>362,400</u>	<u>423,100</u>	
61	<u>253,100</u>	<u>313,300</u>	<u>364,300</u>	<u>424,900</u>	
62	<u>254,600</u>	<u>314,900</u>	<u>366,300</u>	<u>426,700</u>	
63	<u>256,000</u>	<u>316,500</u>	<u>368,200</u>	<u>428,400</u>	
64	<u>257,500</u>	<u>318,100</u>	<u>370,000</u>	<u>430,200</u>	
65	<u>258,900</u>	<u>319,600</u>	<u>371,800</u>	<u>432,000</u>	

37	<u>212,000</u>	<u>268,400</u>	<u>302,800</u>	<u>366,700</u>	
38	<u>213,400</u>	<u>270,200</u>	<u>305,100</u>	<u>369,600</u>	
39	<u>214,800</u>	<u>272,000</u>	<u>307,500</u>	<u>372,400</u>	
40	<u>216,300</u>	<u>273,800</u>	<u>309,900</u>	<u>375,200</u>	
41	<u>217,700</u>	<u>275,500</u>	<u>312,300</u>	<u>377,800</u>	
42	<u>219,100</u>	<u>277,300</u>	<u>314,700</u>	<u>380,400</u>	
43	<u>220,500</u>	<u>279,000</u>	<u>317,200</u>	<u>382,800</u>	
44	<u>221,900</u>	<u>280,800</u>	<u>319,600</u>	<u>385,300</u>	
45	<u>223,400</u>	<u>282,600</u>	<u>322,100</u>	<u>387,800</u>	
46	<u>224,800</u>	<u>284,400</u>	<u>324,600</u>	<u>390,200</u>	
47	<u>226,300</u>	<u>286,200</u>	<u>327,100</u>	<u>392,600</u>	
48	<u>227,900</u>	<u>287,900</u>	<u>329,700</u>	<u>395,000</u>	
49	<u>229,500</u>	<u>289,700</u>	<u>332,300</u>	<u>397,500</u>	
50	<u>231,200</u>	<u>291,400</u>	<u>335,000</u>	<u>399,900</u>	
51	<u>232,800</u>	<u>293,200</u>	<u>337,700</u>	<u>402,200</u>	
52	<u>234,400</u>	<u>295,000</u>	<u>340,400</u>	<u>404,500</u>	
53	<u>236,000</u>	<u>296,800</u>	<u>343,100</u>	<u>406,900</u>	
54	<u>237,600</u>	<u>298,600</u>	<u>345,700</u>	<u>409,300</u>	
55	<u>239,100</u>	<u>300,300</u>	<u>348,200</u>	<u>411,600</u>	
56	<u>240,600</u>	<u>302,100</u>	<u>350,600</u>	<u>413,800</u>	
57	<u>242,200</u>	<u>303,800</u>	<u>352,900</u>	<u>415,900</u>	
58	<u>243,800</u>	<u>305,700</u>	<u>355,200</u>	<u>417,900</u>	
59	<u>245,300</u>	<u>307,300</u>	<u>357,400</u>	<u>420,000</u>	
60	<u>246,800</u>	<u>308,900</u>	<u>359,500</u>	<u>422,000</u>	
61	<u>248,400</u>	<u>310,500</u>	<u>361,500</u>	<u>423,900</u>	
62	<u>250,000</u>	<u>312,100</u>	<u>363,500</u>	<u>425,800</u>	
63	<u>251,500</u>	<u>313,700</u>	<u>365,500</u>	<u>427,600</u>	
64	<u>253,100</u>	<u>315,300</u>	<u>367,400</u>	<u>429,400</u>	
65	<u>254,600</u>	<u>316,800</u>	<u>369,300</u>	<u>431,200</u>	

66	<u>260,400</u>	<u>321,200</u>	<u>373,400</u>	<u>433,500</u>	
67	<u>261,800</u>	<u>322,700</u>	<u>375,000</u>	<u>434,600</u>	
68	<u>263,200</u>	<u>324,300</u>	<u>376,500</u>	<u>435,500</u>	
69	<u>264,700</u>	<u>325,800</u>	<u>378,000</u>	<u>436,400</u>	
70	<u>266,100</u>	<u>327,200</u>	<u>379,000</u>	<u>437,200</u>	
71	<u>267,600</u>	<u>328,600</u>	<u>380,100</u>	<u>437,900</u>	
72	<u>269,100</u>	<u>330,000</u>	<u>381,000</u>	<u>438,600</u>	
73	<u>270,500</u>	<u>331,400</u>	<u>381,900</u>	<u>439,300</u>	
74	<u>272,000</u>	<u>332,800</u>	<u>382,700</u>	<u>440,000</u>	
75	<u>273,500</u>	<u>334,200</u>	<u>383,500</u>	<u>440,700</u>	
76	<u>274,900</u>	<u>335,600</u>	<u>384,200</u>	<u>441,400</u>	
77	<u>276,300</u>	<u>336,800</u>	<u>385,000</u>	<u>442,100</u>	
78	<u>277,700</u>	<u>337,900</u>	<u>385,700</u>	<u>442,800</u>	
79	<u>279,000</u>	<u>338,900</u>	<u>386,400</u>	<u>443,500</u>	
80	<u>280,400</u>	<u>339,800</u>	<u>387,100</u>	<u>444,100</u>	
81	<u>281,700</u>	<u>340,600</u>	<u>387,800</u>	<u>444,700</u>	
82	<u>283,000</u>	<u>341,400</u>	<u>388,400</u>	<u>445,400</u>	
83	<u>284,300</u>	<u>342,200</u>	<u>389,000</u>	<u>446,000</u>	
84	<u>285,600</u>	<u>342,900</u>	<u>389,500</u>	<u>446,600</u>	
85	<u>287,000</u>	<u>343,700</u>	<u>390,000</u>	<u>447,200</u>	
86	<u>288,200</u>	<u>344,500</u>	<u>390,500</u>	<u>447,800</u>	
87	<u>289,500</u>	<u>345,200</u>	<u>391,000</u>	<u>448,400</u>	
88	<u>290,900</u>	<u>345,900</u>	<u>391,600</u>	<u>449,000</u>	
89	<u>292,100</u>	<u>346,500</u>	<u>392,200</u>	<u>449,600</u>	
90	<u>293,300</u>	<u>347,000</u>	<u>392,800</u>	<u>450,200</u>	
91	<u>294,500</u>	<u>347,400</u>	<u>393,400</u>	<u>450,800</u>	
92	<u>295,700</u>	<u>347,800</u>	<u>393,900</u>	<u>451,300</u>	
93	<u>297,000</u>	<u>348,300</u>	<u>394,400</u>	<u>451,800</u>	
94	<u>298,200</u>	<u>348,700</u>	<u>395,000</u>	<u>452,300</u>	

66	<u>256,200</u>	<u>318,400</u>	<u>371,000</u>	<u>432,700</u>	
67	<u>257,700</u>	<u>319,900</u>	<u>372,700</u>	<u>433,800</u>	
68	<u>259,200</u>	<u>321,500</u>	<u>374,300</u>	<u>434,700</u>	
69	<u>260,700</u>	<u>323,000</u>	<u>375,900</u>	<u>435,600</u>	
70	<u>262,200</u>	<u>324,500</u>	<u>377,000</u>	<u>436,400</u>	
71	<u>263,800</u>	<u>326,000</u>	<u>378,100</u>	<u>437,100</u>	
72	<u>265,300</u>	<u>327,500</u>	<u>379,000</u>	<u>437,800</u>	
73	<u>266,800</u>	<u>329,000</u>	<u>379,900</u>	<u>438,500</u>	
74	<u>268,400</u>	<u>330,500</u>	<u>380,800</u>	<u>439,200</u>	
75	<u>269,900</u>	<u>332,000</u>	<u>381,700</u>	<u>439,900</u>	
76	<u>271,400</u>	<u>333,400</u>	<u>382,500</u>	<u>440,600</u>	
77	<u>272,900</u>	<u>334,700</u>	<u>383,300</u>	<u>441,300</u>	
78	<u>274,500</u>	<u>336,000</u>	<u>384,100</u>	<u>442,000</u>	
79	<u>276,000</u>	<u>337,200</u>	<u>384,900</u>	<u>442,700</u>	
80	<u>277,500</u>	<u>338,300</u>	<u>385,700</u>	<u>443,300</u>	
81	<u>279,000</u>	<u>339,300</u>	<u>386,500</u>	<u>443,900</u>	
82	<u>280,500</u>	<u>340,300</u>	<u>387,200</u>	<u>444,600</u>	
83	<u>282,000</u>	<u>341,300</u>	<u>387,900</u>	<u>445,200</u>	
84	<u>283,500</u>	<u>342,200</u>	<u>388,500</u>	<u>445,800</u>	
85	<u>285,000</u>	<u>343,100</u>	<u>389,100</u>	<u>446,400</u>	
86	<u>286,400</u>	<u>343,900</u>	<u>389,700</u>	<u>447,000</u>	
87	<u>287,900</u>	<u>344,600</u>	<u>390,300</u>	<u>447,600</u>	
88	<u>289,400</u>	<u>345,300</u>	<u>390,900</u>	<u>448,200</u>	
89	<u>290,800</u>	<u>345,900</u>	<u>391,500</u>	<u>448,800</u>	
90	<u>292,200</u>	<u>346,400</u>	<u>392,100</u>	<u>449,400</u>	
91	<u>293,600</u>	<u>346,800</u>	<u>392,700</u>	<u>450,000</u>	
92	<u>295,000</u>	<u>347,200</u>	<u>393,200</u>	<u>450,500</u>	
93	<u>296,400</u>	<u>347,700</u>	<u>393,700</u>	<u>451,000</u>	
94	<u>297,700</u>	<u>348,100</u>	<u>394,300</u>	<u>451,500</u>	

95	<u>299,400</u>	<u>349,100</u>	<u>395,500</u>	<u>452,800</u>	
96	<u>300,700</u>	<u>349,600</u>	<u>396,000</u>	<u>453,300</u>	
97	<u>301,900</u>	<u>350,100</u>	<u>396,400</u>	<u>453,800</u>	
98	<u>303,100</u>	<u>350,500</u>	<u>396,900</u>	<u>454,300</u>	
99	<u>304,200</u>	<u>350,900</u>	<u>397,400</u>	<u>454,800</u>	
100	<u>305,200</u>	<u>351,400</u>	<u>397,900</u>	<u>455,300</u>	
101	<u>306,200</u>	<u>351,900</u>	<u>398,400</u>	<u>455,800</u>	
102	<u>307,100</u>	<u>352,300</u>	<u>398,900</u>	<u>456,300</u>	
103	<u>307,900</u>	<u>352,700</u>	<u>399,400</u>	<u>456,800</u>	
104	<u>308,700</u>	<u>353,100</u>	<u>399,900</u>	<u>457,300</u>	
105	<u>309,500</u>	<u>353,400</u>	<u>400,300</u>	<u>457,800</u>	
106	<u>310,300</u>	<u>353,800</u>	<u>400,800</u>	<u>458,300</u>	
107	<u>311,000</u>	<u>354,200</u>	<u>401,300</u>	<u>458,800</u>	
108	<u>311,700</u>	<u>354,600</u>	<u>401,700</u>	<u>459,300</u>	
109	<u>312,300</u>	<u>354,900</u>	<u>402,100</u>	<u>459,800</u>	
110	<u>312,800</u>	<u>355,200</u>	<u>402,600</u>	<u>460,300</u>	
111	<u>313,200</u>	<u>355,600</u>	<u>403,100</u>	<u>460,800</u>	
112	<u>313,700</u>	<u>356,000</u>	<u>403,500</u>		
113	<u>314,000</u>	<u>356,400</u>	<u>403,900</u>		
114	<u>314,300</u>	<u>356,800</u>	<u>404,400</u>		
115	<u>314,600</u>	<u>357,200</u>	<u>404,900</u>		
116	<u>314,900</u>	<u>357,500</u>	<u>405,300</u>		
117	<u>315,200</u>	<u>357,900</u>	<u>405,700</u>		
118	<u>315,500</u>	<u>358,300</u>	<u>406,200</u>		
119	<u>315,800</u>	<u>358,700</u>	<u>406,600</u>		
120	<u>316,100</u>	<u>359,100</u>	<u>407,000</u>		
121	<u>316,400</u>	<u>359,400</u>	<u>407,400</u>		
122	<u>316,700</u>	<u>359,700</u>	<u>407,800</u>		
123	<u>317,000</u>	<u>360,100</u>	<u>408,200</u>		

95	<u>298,900</u>	<u>348,500</u>	<u>394,800</u>	<u>452,000</u>	
96	<u>300,200</u>	<u>349,000</u>	<u>395,300</u>	<u>452,500</u>	
97	<u>301,400</u>	<u>349,500</u>	<u>395,700</u>	<u>453,000</u>	
98	<u>302,600</u>	<u>349,900</u>	<u>396,200</u>	<u>453,500</u>	
99	<u>303,700</u>	<u>350,300</u>	<u>396,700</u>	<u>454,000</u>	
100	<u>304,700</u>	<u>350,800</u>	<u>397,200</u>	<u>454,500</u>	
101	<u>305,700</u>	<u>351,300</u>	<u>397,700</u>	<u>455,000</u>	
102	<u>306,600</u>	<u>351,700</u>	<u>398,200</u>	<u>455,500</u>	
103	<u>307,400</u>	<u>352,100</u>	<u>398,700</u>	<u>456,000</u>	
104	<u>308,200</u>	<u>352,500</u>	<u>399,200</u>	<u>456,500</u>	
105	<u>309,000</u>	<u>352,800</u>	<u>399,600</u>	<u>457,000</u>	
106	<u>309,800</u>	<u>353,200</u>	<u>400,100</u>	<u>457,500</u>	
107	<u>310,500</u>	<u>353,600</u>	<u>400,600</u>	<u>458,000</u>	
108	<u>311,200</u>	<u>354,000</u>	<u>401,000</u>	<u>458,500</u>	
109	<u>311,800</u>	<u>354,300</u>	<u>401,400</u>	<u>459,000</u>	
110	<u>312,300</u>	<u>354,600</u>	<u>401,900</u>	<u>459,500</u>	
111	<u>312,700</u>	<u>355,000</u>	<u>402,400</u>	<u>460,000</u>	
112	<u>313,200</u>	<u>355,400</u>	<u>402,800</u>		
113	<u>313,500</u>	<u>355,800</u>	<u>403,200</u>		
114	<u>313,800</u>	<u>356,200</u>	<u>403,700</u>		
115	<u>314,100</u>	<u>356,600</u>	<u>404,200</u>		
116	<u>314,400</u>	<u>356,900</u>	<u>404,600</u>		
117	<u>314,700</u>	<u>357,300</u>	<u>405,000</u>		
118	<u>315,000</u>	<u>357,700</u>	<u>405,500</u>		
119	<u>315,300</u>	<u>358,100</u>	<u>405,900</u>		
120	<u>315,600</u>	<u>358,500</u>	<u>406,300</u>		
121	<u>315,900</u>	<u>358,800</u>	<u>406,700</u>		
122	<u>316,200</u>	<u>359,100</u>	<u>407,100</u>		
123	<u>316,500</u>	<u>359,500</u>	<u>407,500</u>		

	124	<u>317,300</u>	<u>360,500</u>	<u>408,600</u>		
	125	<u>317,600</u>	<u>360,800</u>	<u>409,000</u>		
	126	<u>317,900</u>	<u>361,100</u>	<u>409,400</u>		
	127	<u>318,200</u>	<u>361,500</u>	<u>409,800</u>		
	128	<u>318,500</u>	<u>361,900</u>	<u>410,200</u>		
	129	<u>318,800</u>	<u>362,200</u>	<u>410,600</u>		
	130	<u>319,100</u>				
	131	<u>319,400</u>				
	132	<u>319,700</u>				
	133	<u>320,000</u>				
	134	<u>320,300</u>				
	135	<u>320,600</u>				
	136	<u>320,900</u>				
	137	<u>321,200</u>				
	138	<u>321,500</u>				
	139	<u>321,800</u>				
	140	<u>322,100</u>				
	141	<u>322,400</u>				
	142	<u>322,700</u>				
	143	<u>323,000</u>				
	144	<u>323,300</u>				
	145	<u>323,600</u>				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		<u>205,000</u>	<u>233,400</u>	<u>272,100</u>	<u>313,700</u>	<u>430,000</u>

備考 …… (略)

別表第6 (第3条関係)

	124	<u>316,800</u>	<u>359,900</u>	<u>407,900</u>		
	125	<u>317,100</u>	<u>360,200</u>	<u>408,300</u>		
	126	<u>317,400</u>	<u>360,500</u>	<u>408,700</u>		
	127	<u>317,700</u>	<u>360,900</u>	<u>409,100</u>		
	128	<u>318,000</u>	<u>361,300</u>	<u>409,500</u>		
	129	<u>318,300</u>	<u>361,600</u>	<u>409,900</u>		
	130	<u>318,600</u>				
	131	<u>318,900</u>				
	132	<u>319,200</u>				
	133	<u>319,500</u>				
	134	<u>319,800</u>				
	135	<u>320,100</u>				
	136	<u>320,400</u>				
	137	<u>320,700</u>				
	138	<u>321,000</u>				
	139	<u>321,300</u>				
	140	<u>321,600</u>				
	141	<u>321,900</u>				
	142	<u>322,200</u>				
	143	<u>322,500</u>				
	144	<u>322,800</u>				
	145	<u>323,100</u>				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		<u>204,500</u>	<u>232,900</u>	<u>271,500</u>	<u>313,000</u>	<u>429,100</u>

備考 …… (略)

別表第6 (第3条関係)

消防職給料表						
職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	<u>156,200</u>	<u>210,100</u>	<u>233,800</u>	<u>289,700</u>	<u>509,900</u>
短時間	2	<u>157,100</u>	<u>211,800</u>	<u>235,500</u>	<u>292,000</u>	<u>512,400</u>
勤務職	3	<u>158,100</u>	<u>213,400</u>	<u>237,200</u>	<u>294,300</u>	<u>515,000</u>
員以外	4	<u>159,100</u>	<u>215,100</u>	<u>238,900</u>	<u>296,500</u>	<u>517,500</u>
の職員	5	<u>160,100</u>	<u>216,700</u>	<u>240,700</u>	<u>298,700</u>	<u>520,100</u>
	6	<u>161,100</u>	<u>218,300</u>	<u>242,400</u>	<u>300,900</u>	<u>522,600</u>
	7	<u>162,100</u>	<u>219,900</u>	<u>244,100</u>	<u>303,100</u>	<u>525,100</u>
	8	<u>163,100</u>	<u>221,600</u>	<u>245,900</u>	<u>305,400</u>	<u>527,700</u>
	9	<u>164,000</u>	<u>223,300</u>	<u>247,700</u>	<u>307,700</u>	
	10	<u>164,900</u>	<u>224,900</u>	<u>249,500</u>	<u>310,000</u>	
	11	<u>165,900</u>	<u>226,600</u>	<u>251,300</u>	<u>312,300</u>	
	12	<u>166,900</u>	<u>228,300</u>	<u>253,100</u>	<u>314,600</u>	
	13	<u>167,900</u>	<u>230,100</u>	<u>255,000</u>	<u>316,900</u>	
	14	<u>169,100</u>	<u>231,800</u>	<u>257,100</u>	<u>319,300</u>	
	15	<u>170,300</u>	<u>233,400</u>	<u>259,200</u>	<u>321,700</u>	
	16	<u>171,500</u>	<u>235,100</u>	<u>261,200</u>	<u>324,000</u>	
	17	<u>172,800</u>	<u>236,900</u>	<u>263,300</u>	<u>326,400</u>	
	18	<u>174,900</u>	<u>238,600</u>	<u>265,400</u>	<u>328,900</u>	
	19	<u>177,000</u>	<u>240,200</u>	<u>267,600</u>	<u>331,500</u>	
	20	<u>179,200</u>	<u>241,900</u>	<u>269,800</u>	<u>334,000</u>	
	21	<u>181,400</u>	<u>243,700</u>	<u>272,000</u>	<u>336,500</u>	
	22	<u>183,200</u>	<u>245,400</u>	<u>274,200</u>	<u>339,200</u>	
	23	<u>185,000</u>	<u>247,000</u>	<u>276,300</u>	<u>341,900</u>	
	24	<u>186,800</u>	<u>248,700</u>	<u>278,500</u>	<u>344,600</u>	
	25	<u>188,600</u>	<u>250,600</u>	<u>280,700</u>	<u>347,300</u>	

消防職給料表						
職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	<u>148,300</u>	<u>202,600</u>	<u>227,300</u>	<u>284,500</u>	<u>508,900</u>
短時間	2	<u>149,200</u>	<u>204,300</u>	<u>229,100</u>	<u>286,900</u>	<u>511,400</u>
勤務職	3	<u>150,200</u>	<u>206,000</u>	<u>230,900</u>	<u>289,200</u>	<u>514,000</u>
員以外	4	<u>151,200</u>	<u>207,800</u>	<u>232,700</u>	<u>291,500</u>	<u>516,500</u>
の職員	5	<u>152,200</u>	<u>209,500</u>	<u>234,600</u>	<u>293,800</u>	<u>519,100</u>
	6	<u>153,200</u>	<u>211,200</u>	<u>236,400</u>	<u>296,100</u>	<u>521,600</u>
	7	<u>154,200</u>	<u>212,900</u>	<u>238,200</u>	<u>298,400</u>	<u>524,100</u>
	8	<u>155,200</u>	<u>214,700</u>	<u>240,100</u>	<u>300,700</u>	<u>526,700</u>
	9	<u>156,100</u>	<u>216,500</u>	<u>242,000</u>	<u>303,100</u>	
	10	<u>157,000</u>	<u>218,200</u>	<u>243,900</u>	<u>305,500</u>	
	11	<u>158,000</u>	<u>220,000</u>	<u>245,800</u>	<u>307,900</u>	
	12	<u>159,000</u>	<u>221,800</u>	<u>247,700</u>	<u>310,300</u>	
	13	<u>160,000</u>	<u>223,700</u>	<u>249,600</u>	<u>312,700</u>	
	14	<u>161,200</u>	<u>225,500</u>	<u>251,700</u>	<u>315,200</u>	
	15	<u>162,400</u>	<u>227,200</u>	<u>253,800</u>	<u>317,700</u>	
	16	<u>163,600</u>	<u>229,000</u>	<u>255,800</u>	<u>320,100</u>	
	17	<u>164,900</u>	<u>230,900</u>	<u>257,900</u>	<u>322,600</u>	
	18	<u>167,000</u>	<u>232,700</u>	<u>260,000</u>	<u>325,200</u>	
	19	<u>169,100</u>	<u>234,400</u>	<u>262,200</u>	<u>327,900</u>	
	20	<u>171,300</u>	<u>236,200</u>	<u>264,400</u>	<u>330,500</u>	
	21	<u>173,500</u>	<u>238,100</u>	<u>266,600</u>	<u>333,100</u>	
	22	<u>175,300</u>	<u>239,900</u>	<u>268,800</u>	<u>335,800</u>	
	23	<u>177,100</u>	<u>241,600</u>	<u>270,900</u>	<u>338,500</u>	
	24	<u>178,900</u>	<u>243,400</u>	<u>273,100</u>	<u>341,200</u>	
	25	<u>180,700</u>	<u>245,300</u>	<u>275,300</u>	<u>343,900</u>	

26	<u>190,500</u>	<u>252,500</u>	<u>282,900</u>	<u>350,000</u>	
27	<u>192,400</u>	<u>254,300</u>	<u>285,100</u>	<u>352,700</u>	
28	<u>194,300</u>	<u>256,100</u>	<u>287,300</u>	<u>355,500</u>	
29	<u>196,200</u>	<u>258,000</u>	<u>289,400</u>	<u>358,200</u>	
30	<u>198,100</u>	<u>260,100</u>	<u>291,600</u>	<u>361,200</u>	
31	<u>200,100</u>	<u>262,100</u>	<u>293,800</u>	<u>364,100</u>	
32	<u>202,100</u>	<u>264,200</u>	<u>296,000</u>	<u>367,000</u>	
33	<u>204,300</u>	<u>266,200</u>	<u>298,200</u>	<u>370,000</u>	
34	<u>206,100</u>	<u>268,000</u>	<u>300,400</u>	<u>372,800</u>	
35	<u>207,800</u>	<u>269,800</u>	<u>302,600</u>	<u>375,500</u>	
36	<u>209,500</u>	<u>271,600</u>	<u>304,800</u>	<u>378,200</u>	
37	<u>211,200</u>	<u>273,300</u>	<u>307,000</u>	<u>380,700</u>	
38	<u>212,800</u>	<u>274,900</u>	<u>309,300</u>	<u>383,200</u>	
39	<u>214,300</u>	<u>276,600</u>	<u>311,600</u>	<u>385,500</u>	
40	<u>215,800</u>	<u>278,400</u>	<u>313,900</u>	<u>387,900</u>	
41	<u>217,300</u>	<u>280,100</u>	<u>316,200</u>	<u>390,300</u>	
42	<u>218,800</u>	<u>281,800</u>	<u>318,500</u>	<u>392,600</u>	
43	<u>220,300</u>	<u>283,400</u>	<u>320,900</u>	<u>394,900</u>	
44	<u>221,800</u>	<u>285,100</u>	<u>323,200</u>	<u>397,200</u>	
45	<u>223,300</u>	<u>286,800</u>	<u>325,600</u>	<u>399,600</u>	
46	<u>224,800</u>	<u>288,500</u>	<u>328,000</u>	<u>401,900</u>	
47	<u>226,300</u>	<u>290,100</u>	<u>330,400</u>	<u>404,100</u>	
48	<u>227,800</u>	<u>291,800</u>	<u>332,900</u>	<u>406,300</u>	
49	<u>229,300</u>	<u>293,500</u>	<u>335,400</u>	<u>408,600</u>	
50	<u>230,800</u>	<u>295,100</u>	<u>338,100</u>	<u>410,900</u>	
51	<u>232,300</u>	<u>296,800</u>	<u>340,800</u>	<u>413,100</u>	
52	<u>233,800</u>	<u>298,500</u>	<u>343,500</u>	<u>415,300</u>	
53	<u>235,200</u>	<u>300,200</u>	<u>346,200</u>	<u>417,300</u>	
54	<u>236,700</u>	<u>301,900</u>	<u>348,800</u>	<u>419,200</u>	

26	<u>182,600</u>	<u>247,200</u>	<u>277,500</u>	<u>346,600</u>	
27	<u>184,500</u>	<u>249,000</u>	<u>279,700</u>	<u>349,300</u>	
28	<u>186,400</u>	<u>250,800</u>	<u>282,000</u>	<u>352,100</u>	
29	<u>188,300</u>	<u>252,700</u>	<u>284,200</u>	<u>354,900</u>	
30	<u>190,200</u>	<u>254,800</u>	<u>286,500</u>	<u>357,900</u>	
31	<u>192,200</u>	<u>256,800</u>	<u>288,800</u>	<u>360,800</u>	
32	<u>194,200</u>	<u>258,900</u>	<u>291,100</u>	<u>363,700</u>	
33	<u>196,400</u>	<u>260,900</u>	<u>293,400</u>	<u>366,700</u>	
34	<u>198,300</u>	<u>262,700</u>	<u>295,700</u>	<u>369,600</u>	
35	<u>200,100</u>	<u>264,500</u>	<u>298,000</u>	<u>372,400</u>	
36	<u>201,900</u>	<u>266,300</u>	<u>300,300</u>	<u>375,200</u>	
37	<u>203,700</u>	<u>268,000</u>	<u>302,600</u>	<u>377,800</u>	
38	<u>205,400</u>	<u>269,700</u>	<u>305,000</u>	<u>380,400</u>	
39	<u>207,000</u>	<u>271,500</u>	<u>307,400</u>	<u>382,800</u>	
40	<u>208,600</u>	<u>273,300</u>	<u>309,800</u>	<u>385,300</u>	
41	<u>210,200</u>	<u>275,100</u>	<u>312,200</u>	<u>387,800</u>	
42	<u>211,800</u>	<u>276,900</u>	<u>314,600</u>	<u>390,200</u>	
43	<u>213,400</u>	<u>278,600</u>	<u>317,100</u>	<u>392,600</u>	
44	<u>215,000</u>	<u>280,400</u>	<u>319,500</u>	<u>395,000</u>	
45	<u>216,600</u>	<u>282,200</u>	<u>322,000</u>	<u>397,500</u>	
46	<u>218,200</u>	<u>284,000</u>	<u>324,500</u>	<u>399,900</u>	
47	<u>219,800</u>	<u>285,700</u>	<u>327,000</u>	<u>402,200</u>	
48	<u>221,400</u>	<u>287,500</u>	<u>329,600</u>	<u>404,500</u>	
49	<u>223,000</u>	<u>289,300</u>	<u>332,200</u>	<u>406,900</u>	
50	<u>224,600</u>	<u>291,000</u>	<u>334,900</u>	<u>409,300</u>	
51	<u>226,200</u>	<u>292,800</u>	<u>337,600</u>	<u>411,600</u>	
52	<u>227,800</u>	<u>294,600</u>	<u>340,300</u>	<u>413,800</u>	
53	<u>229,300</u>	<u>296,400</u>	<u>343,000</u>	<u>415,900</u>	
54	<u>230,900</u>	<u>298,200</u>	<u>345,600</u>	<u>417,900</u>	

55	<u>238,200</u>	<u>303,600</u>	<u>351,300</u>	<u>421,200</u>	
56	<u>239,700</u>	<u>305,200</u>	<u>353,700</u>	<u>423,100</u>	
57	<u>241,100</u>	<u>306,800</u>	<u>356,000</u>	<u>424,900</u>	
58	<u>242,500</u>	<u>308,400</u>	<u>358,200</u>	<u>426,700</u>	
59	<u>244,000</u>	<u>310,000</u>	<u>360,300</u>	<u>428,400</u>	
60	<u>245,500</u>	<u>311,600</u>	<u>362,300</u>	<u>430,200</u>	
61	<u>247,000</u>	<u>313,200</u>	<u>364,200</u>	<u>432,000</u>	
62	<u>248,400</u>	<u>314,800</u>	<u>366,200</u>	<u>433,500</u>	
63	<u>249,900</u>	<u>316,400</u>	<u>368,100</u>	<u>434,600</u>	
64	<u>251,400</u>	<u>318,000</u>	<u>369,900</u>	<u>435,500</u>	
65	<u>252,900</u>	<u>319,500</u>	<u>371,700</u>	<u>436,400</u>	
66	<u>254,400</u>	<u>321,100</u>	<u>373,400</u>	<u>437,200</u>	
67	<u>255,900</u>	<u>322,600</u>	<u>375,000</u>	<u>437,900</u>	
68	<u>257,300</u>	<u>324,200</u>	<u>376,500</u>	<u>438,600</u>	
69	<u>258,800</u>	<u>325,700</u>	<u>378,000</u>	<u>439,300</u>	
70	<u>260,300</u>	<u>327,100</u>	<u>379,000</u>	<u>440,000</u>	
71	<u>261,700</u>	<u>328,400</u>	<u>380,100</u>	<u>440,700</u>	
72	<u>263,100</u>	<u>329,800</u>	<u>381,000</u>	<u>441,400</u>	
73	<u>264,600</u>	<u>331,200</u>	<u>381,900</u>	<u>442,100</u>	
74	<u>266,000</u>	<u>332,600</u>	<u>382,700</u>	<u>442,800</u>	
75	<u>267,500</u>	<u>333,900</u>	<u>383,500</u>	<u>443,500</u>	
76	<u>269,000</u>	<u>335,300</u>	<u>384,200</u>	<u>444,100</u>	
77	<u>270,400</u>	<u>336,500</u>	<u>385,000</u>	<u>444,700</u>	
78	<u>271,900</u>	<u>337,600</u>	<u>385,700</u>	<u>445,400</u>	
79	<u>273,400</u>	<u>338,600</u>	<u>386,400</u>	<u>446,000</u>	
80	<u>274,800</u>	<u>339,500</u>	<u>387,100</u>	<u>446,600</u>	
81	<u>276,200</u>	<u>340,300</u>	<u>387,800</u>	<u>447,200</u>	
82	<u>277,600</u>	<u>341,100</u>	<u>388,400</u>	<u>447,800</u>	
83	<u>278,900</u>	<u>341,900</u>	<u>389,000</u>	<u>448,400</u>	

55	<u>232,500</u>	<u>300,000</u>	<u>348,100</u>	<u>420,000</u>	
56	<u>234,100</u>	<u>301,700</u>	<u>350,500</u>	<u>422,000</u>	
57	<u>235,600</u>	<u>303,400</u>	<u>352,800</u>	<u>423,900</u>	
58	<u>237,100</u>	<u>305,100</u>	<u>355,100</u>	<u>425,800</u>	
59	<u>238,700</u>	<u>306,800</u>	<u>357,300</u>	<u>427,600</u>	
60	<u>240,300</u>	<u>308,500</u>	<u>359,400</u>	<u>429,400</u>	
61	<u>241,800</u>	<u>310,200</u>	<u>361,400</u>	<u>431,200</u>	
62	<u>243,300</u>	<u>311,800</u>	<u>363,400</u>	<u>432,700</u>	
63	<u>244,900</u>	<u>313,500</u>	<u>365,400</u>	<u>433,800</u>	
64	<u>246,400</u>	<u>315,100</u>	<u>367,300</u>	<u>434,700</u>	
65	<u>248,000</u>	<u>316,600</u>	<u>369,200</u>	<u>435,600</u>	
66	<u>249,600</u>	<u>318,200</u>	<u>371,000</u>	<u>436,400</u>	
67	<u>251,100</u>	<u>319,700</u>	<u>372,700</u>	<u>437,100</u>	
68	<u>252,600</u>	<u>321,300</u>	<u>374,300</u>	<u>437,800</u>	
69	<u>254,200</u>	<u>322,800</u>	<u>375,900</u>	<u>438,500</u>	
70	<u>255,800</u>	<u>324,300</u>	<u>377,000</u>	<u>439,200</u>	
71	<u>257,300</u>	<u>325,700</u>	<u>378,100</u>	<u>439,900</u>	
72	<u>258,800</u>	<u>327,100</u>	<u>379,000</u>	<u>440,600</u>	
73	<u>260,400</u>	<u>328,600</u>	<u>379,900</u>	<u>441,300</u>	
74	<u>261,900</u>	<u>330,100</u>	<u>380,800</u>	<u>442,000</u>	
75	<u>263,500</u>	<u>331,500</u>	<u>381,700</u>	<u>442,700</u>	
76	<u>265,100</u>	<u>332,900</u>	<u>382,500</u>	<u>443,300</u>	
77	<u>266,600</u>	<u>334,200</u>	<u>383,300</u>	<u>443,900</u>	
78	<u>268,200</u>	<u>335,500</u>	<u>384,100</u>	<u>444,600</u>	
79	<u>269,800</u>	<u>336,700</u>	<u>384,900</u>	<u>445,200</u>	
80	<u>271,300</u>	<u>337,800</u>	<u>385,700</u>	<u>445,800</u>	
81	<u>272,800</u>	<u>338,800</u>	<u>386,500</u>	<u>446,400</u>	
82	<u>274,400</u>	<u>339,800</u>	<u>387,200</u>	<u>447,000</u>	
83	<u>275,900</u>	<u>340,800</u>	<u>387,900</u>	<u>447,600</u>	

84	<u>280,300</u>	<u>342,600</u>	<u>389,500</u>	<u>449,000</u>	
85	<u>281,600</u>	<u>343,300</u>	<u>390,000</u>	<u>449,600</u>	
86	<u>283,000</u>	<u>344,100</u>	<u>390,500</u>	<u>450,200</u>	
87	<u>284,300</u>	<u>344,700</u>	<u>391,000</u>	<u>450,800</u>	
88	<u>285,600</u>	<u>345,400</u>	<u>391,600</u>	<u>451,300</u>	
89	<u>287,000</u>	<u>346,100</u>	<u>392,200</u>	<u>451,800</u>	
90	<u>288,200</u>	<u>346,700</u>	<u>392,800</u>	<u>452,400</u>	
91	<u>289,500</u>	<u>347,200</u>	<u>393,400</u>	<u>452,900</u>	
92	<u>290,900</u>	<u>347,600</u>	<u>393,900</u>	<u>453,400</u>	
93	<u>292,100</u>	<u>348,100</u>	<u>394,400</u>	<u>453,900</u>	
94	<u>293,300</u>	<u>348,600</u>	<u>395,000</u>	<u>454,400</u>	
95	<u>294,500</u>	<u>349,100</u>	<u>395,500</u>	<u>454,900</u>	
96	<u>295,700</u>	<u>349,600</u>	<u>396,000</u>	<u>455,400</u>	
97	<u>297,000</u>	<u>350,000</u>	<u>396,500</u>	<u>455,800</u>	
98	<u>298,200</u>	<u>350,500</u>	<u>397,000</u>	<u>456,200</u>	
99	<u>299,400</u>	<u>350,900</u>	<u>397,500</u>	<u>456,600</u>	
100	<u>300,700</u>	<u>351,400</u>	<u>398,000</u>	<u>457,000</u>	
101	<u>301,900</u>	<u>351,900</u>	<u>398,500</u>	<u>457,400</u>	
102	<u>303,100</u>	<u>352,300</u>	<u>399,000</u>	<u>457,800</u>	
103	<u>304,300</u>	<u>352,800</u>	<u>399,500</u>	<u>458,200</u>	
104	<u>305,400</u>	<u>353,300</u>	<u>400,000</u>	<u>458,600</u>	
105	<u>306,500</u>	<u>353,700</u>	<u>400,400</u>	<u>459,000</u>	
106	<u>307,400</u>	<u>354,100</u>	<u>400,900</u>	<u>459,400</u>	
107	<u>308,300</u>	<u>354,500</u>	<u>401,400</u>	<u>459,800</u>	
108	<u>309,200</u>	<u>354,900</u>	<u>401,800</u>	<u>460,200</u>	
109	<u>310,000</u>	<u>355,300</u>	<u>402,200</u>	<u>460,600</u>	
110	<u>310,700</u>	<u>355,700</u>	<u>402,700</u>	<u>461,000</u>	
111	<u>311,400</u>	<u>356,100</u>	<u>403,200</u>	<u>461,400</u>	
112	<u>312,100</u>	<u>356,500</u>	<u>403,600</u>	<u>461,800</u>	

84	<u>277,400</u>	<u>341,700</u>	<u>388,500</u>	<u>448,200</u>	
85	<u>278,900</u>	<u>342,500</u>	<u>389,100</u>	<u>448,800</u>	
86	<u>280,500</u>	<u>343,400</u>	<u>389,700</u>	<u>449,400</u>	
87	<u>282,000</u>	<u>344,100</u>	<u>390,300</u>	<u>450,000</u>	
88	<u>283,500</u>	<u>344,800</u>	<u>390,900</u>	<u>450,500</u>	
89	<u>285,000</u>	<u>345,500</u>	<u>391,500</u>	<u>451,000</u>	
90	<u>286,400</u>	<u>346,100</u>	<u>392,100</u>	<u>451,600</u>	
91	<u>287,900</u>	<u>346,600</u>	<u>392,700</u>	<u>452,100</u>	
92	<u>289,400</u>	<u>347,000</u>	<u>393,200</u>	<u>452,600</u>	
93	<u>290,800</u>	<u>347,500</u>	<u>393,700</u>	<u>453,100</u>	
94	<u>292,200</u>	<u>348,000</u>	<u>394,300</u>	<u>453,600</u>	
95	<u>293,600</u>	<u>348,500</u>	<u>394,800</u>	<u>454,100</u>	
96	<u>295,000</u>	<u>349,000</u>	<u>395,300</u>	<u>454,600</u>	
97	<u>296,400</u>	<u>349,400</u>	<u>395,800</u>	<u>455,000</u>	
98	<u>297,700</u>	<u>349,900</u>	<u>396,300</u>	<u>455,400</u>	
99	<u>298,900</u>	<u>350,300</u>	<u>396,800</u>	<u>455,800</u>	
100	<u>300,200</u>	<u>350,800</u>	<u>397,300</u>	<u>456,200</u>	
101	<u>301,400</u>	<u>351,300</u>	<u>397,800</u>	<u>456,600</u>	
102	<u>302,600</u>	<u>351,700</u>	<u>398,300</u>	<u>457,000</u>	
103	<u>303,800</u>	<u>352,200</u>	<u>398,800</u>	<u>457,400</u>	
104	<u>304,900</u>	<u>352,700</u>	<u>399,300</u>	<u>457,800</u>	
105	<u>306,000</u>	<u>353,100</u>	<u>399,700</u>	<u>458,200</u>	
106	<u>306,900</u>	<u>353,500</u>	<u>400,200</u>	<u>458,600</u>	
107	<u>307,800</u>	<u>353,900</u>	<u>400,700</u>	<u>459,000</u>	
108	<u>308,700</u>	<u>354,300</u>	<u>401,100</u>	<u>459,400</u>	
109	<u>309,500</u>	<u>354,700</u>	<u>401,500</u>	<u>459,800</u>	
110	<u>310,200</u>	<u>355,100</u>	<u>402,000</u>	<u>460,200</u>	
111	<u>310,900</u>	<u>355,500</u>	<u>402,500</u>	<u>460,600</u>	
112	<u>311,600</u>	<u>355,900</u>	<u>402,900</u>	<u>461,000</u>	

113	<u>312, 800</u>	<u>356, 900</u>	<u>404, 000</u>	<u>462, 200</u>	
114	<u>313, 200</u>	<u>357, 300</u>	<u>404, 500</u>	<u>462, 600</u>	
115	<u>313, 700</u>	<u>357, 700</u>	<u>405, 000</u>	<u>463, 000</u>	
116	<u>314, 200</u>	<u>358, 100</u>	<u>405, 400</u>	<u>463, 400</u>	
117	<u>314, 600</u>	<u>358, 500</u>	<u>405, 800</u>	<u>463, 800</u>	
118	<u>315, 000</u>	<u>358, 900</u>	<u>406, 300</u>	<u>464, 200</u>	
119	<u>315, 300</u>	<u>359, 300</u>	<u>406, 700</u>	<u>464, 600</u>	
120	<u>315, 600</u>	<u>359, 700</u>	<u>407, 100</u>		
121	<u>315, 900</u>	<u>360, 100</u>	<u>407, 500</u>		
122	<u>316, 300</u>	<u>360, 400</u>	<u>408, 000</u>		
123	<u>316, 600</u>	<u>360, 800</u>	<u>408, 400</u>		
124	<u>316, 900</u>	<u>361, 200</u>	<u>408, 800</u>		
125	<u>317, 200</u>	<u>361, 600</u>	<u>409, 200</u>		
126	<u>317, 600</u>	<u>361, 900</u>	<u>409, 700</u>		
127	<u>317, 900</u>	<u>362, 300</u>	<u>410, 100</u>		
128	<u>318, 200</u>	<u>362, 700</u>	<u>410, 500</u>		
129	<u>318, 500</u>	<u>363, 100</u>	<u>410, 900</u>		
130	<u>318, 900</u>	<u>363, 500</u>	<u>411, 400</u>		
131	<u>319, 200</u>	<u>363, 900</u>	<u>411, 800</u>		
132	<u>319, 500</u>	<u>364, 300</u>	<u>412, 200</u>		
133	<u>319, 800</u>	<u>364, 700</u>	<u>412, 600</u>		
134	<u>320, 200</u>	<u>365, 100</u>	<u>413, 000</u>		
135	<u>320, 500</u>	<u>365, 500</u>	<u>413, 400</u>		
136	<u>320, 800</u>	<u>365, 900</u>	<u>413, 800</u>		
137	<u>321, 100</u>	<u>366, 300</u>	<u>414, 200</u>		
138	<u>321, 400</u>	<u>366, 700</u>	<u>414, 600</u>		
139	<u>321, 800</u>	<u>367, 100</u>	<u>415, 000</u>		
140	<u>322, 100</u>	<u>367, 500</u>	<u>415, 400</u>		
141	<u>322, 400</u>	<u>367, 900</u>	<u>415, 800</u>		

113	<u>312, 300</u>	<u>356, 300</u>	<u>403, 300</u>	<u>461, 400</u>	
114	<u>312, 700</u>	<u>356, 700</u>	<u>403, 800</u>	<u>461, 800</u>	
115	<u>313, 200</u>	<u>357, 100</u>	<u>404, 300</u>	<u>462, 200</u>	
116	<u>313, 700</u>	<u>357, 500</u>	<u>404, 700</u>	<u>462, 600</u>	
117	<u>314, 100</u>	<u>357, 900</u>	<u>405, 100</u>	<u>463, 000</u>	
118	<u>314, 500</u>	<u>358, 300</u>	<u>405, 600</u>	<u>463, 400</u>	
119	<u>314, 800</u>	<u>358, 700</u>	<u>406, 000</u>	<u>463, 800</u>	
120	<u>315, 100</u>	<u>359, 100</u>	<u>406, 400</u>		
121	<u>315, 400</u>	<u>359, 500</u>	<u>406, 800</u>		
122	<u>315, 800</u>	<u>359, 800</u>	<u>407, 300</u>		
123	<u>316, 100</u>	<u>360, 200</u>	<u>407, 700</u>		
124	<u>316, 400</u>	<u>360, 600</u>	<u>408, 100</u>		
125	<u>316, 700</u>	<u>361, 000</u>	<u>408, 500</u>		
126	<u>317, 100</u>	<u>361, 300</u>	<u>409, 000</u>		
127	<u>317, 400</u>	<u>361, 700</u>	<u>409, 400</u>		
128	<u>317, 700</u>	<u>362, 100</u>	<u>409, 800</u>		
129	<u>318, 000</u>	<u>362, 500</u>	<u>410, 200</u>		
130	<u>318, 400</u>	<u>362, 900</u>	<u>410, 700</u>		
131	<u>318, 700</u>	<u>363, 300</u>	<u>411, 100</u>		
132	<u>319, 000</u>	<u>363, 700</u>	<u>411, 500</u>		
133	<u>319, 300</u>	<u>364, 100</u>	<u>411, 900</u>		
134	<u>319, 700</u>	<u>364, 500</u>	<u>412, 300</u>		
135	<u>320, 000</u>	<u>364, 900</u>	<u>412, 700</u>		
136	<u>320, 300</u>	<u>365, 300</u>	<u>413, 100</u>		
137	<u>320, 600</u>	<u>365, 700</u>	<u>413, 500</u>		
138	<u>320, 900</u>	<u>366, 100</u>	<u>413, 900</u>		
139	<u>321, 300</u>	<u>366, 500</u>	<u>414, 300</u>		
140	<u>321, 600</u>	<u>366, 900</u>	<u>414, 700</u>		
141	<u>321, 900</u>	<u>367, 300</u>	<u>415, 100</u>		

	142	<u>322,700</u>	<u>368,300</u>			
	143	<u>323,000</u>	<u>368,700</u>			
	144	<u>323,300</u>	<u>369,100</u>			
	145	<u>323,600</u>	<u>369,500</u>			
	146	<u>323,900</u>	<u>369,900</u>			
	147	<u>324,200</u>	<u>370,300</u>			
	148	<u>324,500</u>	<u>370,700</u>			
	149	<u>324,800</u>	<u>371,100</u>			
	150	<u>325,100</u>	<u>371,500</u>			
	151	<u>325,400</u>	<u>371,900</u>			
	152	<u>325,700</u>	<u>372,300</u>			
	153	<u>326,000</u>				
定年前 再任用 短時間 勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		<u>198,800</u>	<u>230,900</u>	<u>271,600</u>	<u>313,700</u>	<u>430,000</u>

備考 …… (略)

	142	<u>322,200</u>	<u>367,700</u>			
	143	<u>322,500</u>	<u>368,100</u>			
	144	<u>322,800</u>	<u>368,500</u>			
	145	<u>323,100</u>	<u>368,900</u>			
	146	<u>323,400</u>	<u>369,300</u>			
	147	<u>323,700</u>	<u>369,700</u>			
	148	<u>324,000</u>	<u>370,100</u>			
	149	<u>324,300</u>	<u>370,500</u>			
	150	<u>324,600</u>	<u>370,900</u>			
	151	<u>324,900</u>	<u>371,300</u>			
	152	<u>325,200</u>	<u>371,700</u>			
	153	<u>325,500</u>				
定年前 再任用 短時間 勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		<u>198,300</u>	<u>230,400</u>	<u>271,000</u>	<u>313,000</u>	<u>429,100</u>

備考 …… (略)

第76号議案

稲城市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

都市計画税の税率を0.27パーセントとする特例措置を令和6年度も適用することに伴い、稲城市市税条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市市税条例の一部を改正する条例

稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を次のように改正する。

付則第25条中「令和5年度分」を「令和6年度分」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の稲城市市税条例付則第25条の規定は、令和6年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案概要説明書

議 案 番 号	第76号	担 当 課	市民部課税課
件 名	稲城市市税条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、都市計画税の税率を0.27%とする特例措置を令和6年度も適用することに伴い、稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 付則第25条（都市計画税の税率の特例） 都市計画税の税率については、地方税法（昭和25年法律第226号）第702条の4に規定する制限税率の0.3%と定めていますが、昭和63年度から税率を0.27%とする特例措置を設け、現在に至っています。今回の改正は、この特例措置の期間を1年間延長するものです。 【施行期日等】 この条例は、令和6年4月1日から施行します。また、付則において、経過措置について規定します。			

稲城市市税条例の新旧対照表

新	旧
付 則 (都市計画税の税率の特例) 第25条 <u>令和 6 年度分</u>の都市計画税の税率は、第144条の規定にかかわらず、100分の0.27とする。	付 則 (都市計画税の税率の特例) 第25条 <u>令和 5 年度分</u>の都市計画税の税率は、第144条の規定にかかわらず、100分の0.27とする。

第77号議案

稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）第5条の規定による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある
ので、本案を提出する。

稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

稲城市国民健康保険税条例（昭和41年稲城市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第21条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
 - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均

等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 8 条の規定により算定した所得割額の12分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 9 条の規定により算定した被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第22条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第22条の 3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第 1 項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の 6 月前から行うこ

とができる。

- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の稲城市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案概要説明書

議 案 番 号	第77号	担 当 課	市民部保険年金課
件 名	稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）第5条の規定による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、稲城市国民健康保険税条例（昭和41年稲城市条例第175号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 第21条（国民健康保険税の減額） 出産被保険者に係る国民健康保険税について、出産予定月の前月（多胎妊娠の場合は3か月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る所得割額及び被保険者均等割額を減額する旨を規定します。 ○ 第22条の3（出産被保険者に係る届出） 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合は、原則として届書を市長に提出しなければならない旨等を規定します。 【施行期日等】 この条例は、令和6年1月1日から施行します。また、付則において、適用区分について規定します。			

稲城市国民健康保険税条例の新旧対照表

新	旧
(国民健康保険税の減額) 第21条 …… (略) 2 …… (略) 3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)</u>が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (2) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (3) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (4) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額	(国民健康保険税の減額) 第21条 …… (略) 2 …… (略)

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（特例対象被保険者等に係る申告）

第22条の2 ……（略）

（出産被保険者に係る届出）

第22条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合

（特例対象被保険者等に係る申告）

第22条の2 ……（略）

は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

第78号議案

稲城市体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市立公園に設置する体育施設の管理運営に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の規定による指定管理者の利用料金制度を導入する等のため、稲城市体育施設条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市体育施設条例の一部を改正する条例

稲城市体育施設条例（平成25年稲城市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「条例は」の次に「、体育施設の管理及び利用の適正化を図り」を加え、「を図り、もって」を「を通じて、」に、「発達に」を「発達と住民福祉の増進等に」に改める。

第16条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により、指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合における第5条から第8条までの規定の適用については、第5条から第8条までの規定中「市長」とあるのは、「第16条第1項に規定する指定管理者」とする。

第27条を第29条とし、第24条から第26条までを2条ずつ繰り下げ、第23条の次に次の2条を加える。

（利用料金）

第24条 市長は、指定管理者に体育施設の使用料（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合は、使用者は、当該指定管理者に利用料金を納付しなければならない。
- 3 利用料金の額は、別表第3に規定する使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。
- 4 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合における第9条第1項、第10条及び第12条の適用については、第9条第1項及び第12条中「使用料」とあるのは「第24条第1項に規定する利用料金」と、第10条及び第12条中「市長」とあるのは「第16条第1項に規定する指定管理者」とする。

（利用料金の減免）

第25条 市長は、特別の理由があると認めるときは、指定管理者に利用料金を減額させ、又は免除させることができる。

- 2 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

別表第1中

「	稲城北緑地公園テニスコート	稲城市東長沼2997番地先	を
「	稲城北緑地公園テニスコート	稲城市東長沼2996番地	に改める。
	稲城北緑地公園多摩梨パーク	稲城市東長沼2996番地	
			」

別表第2中

「	稲城北緑地公園テニスコート	午前6時から午後6時まで	12月29日から翌年の1月3日まで	を
「	稲城北緑地公園テニスコート	午前6時から午後6時まで	12月29日から翌年の1月3日まで	に改める。
	稲城北緑地公園多摩梨パーク	午前9時から午後6時30分まで	12月29日から翌年の1月3日まで	
				」

別表第3の7の表備考第2号中「の使用料」の次に「（空調設備の使用料を除く。）」を加える。

別表第3の7の表の次に次の1表を加える。

8 業として行う撮影

区分	使用料
屋内施設（施設の主たる部分が屋内にある施設をいう。）	次に掲げる額 (1) 1の表及び7の表に規定する使用料の額 (2) 前号に該当しない施設の部分を使用する場合は、別表第1に掲げる施設ごとに1日につき20,000円（使用時間が4時間以下であるときは、1時間につき2,000円）
屋外施設（施設の主たる部分が屋外にある施設をいう。）	次に掲げる額 (1) 2の表から5の表まで及び7の表に規定する使用料の額 (2) 前号に該当しない施設の部分を使用する場合は、別表第1に掲げる施設ごとに1日につき10,000円（使用時間が4時間以下であるときは、1時間につき1,000円）

備考 1の表から5の表まで及び7の表に規定する使用料の額については、貸切

と個人の区分があるときは貸切の、大人と子どもの区分があるときは大人の
使用料の額とする。

付 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

第 2 条 この条例による改正後の稲城市体育施設条例（以下「新条例」という。）

別表第 3 の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後に体育施設の利用者が納付する使用料
又は利用料金について適用し、同年 3 月 31 日までに当該利用者が納付する使用料
については、なお従前の例による。

（経過措置）

第 3 条 新条例第 24 条第 1 項の規定により指定管理者に利用料金を収入させる体育
施設にあっては、令和 6 年 3 月 31 日までにこの条例による改正前の稲城市体育施
設条例（以下「旧条例」という。）第 9 条第 1 項又は稲城市行政財産使用料条例
（昭和 63 年稲城市条例第 12 号）第 6 条の規定により納付された使用料（令和 6 年
4 月 1 日以後の利用に係るものに限る。）については、新条例第 24 条第 2 項の規
定により納付された利用料金とみなす。

2 この条例の施行前に旧条例の規定によってした処分、手続その他の行為であつ
て、新条例の規定に相当の規定があるものは、新条例の相当の規定によってした
処分、手続その他の行為とみなす。

（準備行為）

第 4 条 新条例に規定する体育施設の運営に関し必要な行為は、この条例の施行の
日前においても行うことができる。

議案概要説明書

議 案 番 号	第78号	担 当 課	産業文化スポーツ部スポーツ推進課
件 名	稲城市体育施設条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、稲城市立公園に設置する体育施設の管理運営に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の規定による指定管理者の利用料金制度を導入する等のため、稲城市体育施設条例（平成25年稲城市条例第12号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 第1条（目的） 条例の目的を明確にするため、文言を整理します。 ○ 第16条（指定管理者による管理） 指定管理者に係る読替規定を整備します。 ○ 第24条（利用料金） 体育施設の使用料を利用料金として、指定管理者の収入とすることができるものとします。また、利用料金の額は、使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする旨等を規定します。 ○ 第25条（利用料金の減免） 体育施設の利用料金の減額及び免除について規定します。 ○ 第26条（個人情報 の 取扱い）、第27条（原状回復の義務）、第28条（損害賠償の義務）及び第29条（委任） 第24条及び第25条の追加に伴い、条を繰り下げます。 ○ 別表第1（第2条関係） 稲城北緑地公園多摩梨パークを体育施設として追加するほか、稲城北緑地公園テニスコートの位置を変更します。 ○ 別表第2（第4条関係） 稲城北緑地公園多摩梨パークの使用時間等を規定します。 ○ 別表第3の7の表（第9条関係）			

ふれんど平尾の体育施設を市外団体が使用する場合に、体育館、グラウンド及び夜間照明の使用料を２倍の額とします。

○ 別表第３の８の表（第９条関係）

体育施設をフィルムコミッションで使用する場合は使用料について規定します。

【施行期日等】

この条例は、令和６年４月１日から施行します。また、付則において、適用区分等について規定します。

稲城市体育施設条例の新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 この条例は、<u>体育施設の管理及び利用の適正化を図り、スポーツ、レクリエーションその他の社会教育の振興を通じて、市民の心身の健全な発達と住民福祉の増進等に寄与することを目的とする。</u> (指定管理者による管理) 第16条 …… (略) <u>2 前項の規定により、指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合における第5条から第8条までの規定の適用については、第5条から第8条までの規定中「市長」とあるのは、「第16条第1項に規定する指定管理者」とする。</u> <u>(利用料金)</u> 第24条 市長は、指定管理者に体育施設の使用料（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。 <u>2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合は、使用者は、当該指定管理者に利用料金を納付しなければならない。</u> <u>3 利用料金の額は、別表第3に規定する使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</u> <u>4 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合における第9条第1項、第10条及び第12条の適用については、第9条第1項及び第12条中「使用料」とあるのは「第24条第1項に規定する利用料金」と、第10条及び第12条中「市長」とあるのは「第16条第1項に規定する指定管理者」とする。</u> <u>(利用料金の減免)</u> 第25条 市長は、特別の理由があると認めるときは、指定管理者に利用料金を減額させ、又は免除させることができる。 <u>2 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。</u> (個人情報の取扱い) 第26条 …… (略)	(目的) 第1条 この条例は、スポーツ、レクリエーションその他の社会教育の振興を図り、もって市民の心身の健全な<u>発達</u>に寄与することを目的とする。 (指定管理者による管理) 第16条 …… (略) (個人情報の取扱い) 第24条 …… (略)

(原状回復の義務)

第27条 …… (略)

(損害賠償の義務)

第28条 …… (略)

(委任)

第29条 …… (略)

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
…… (略)	
稲城北緑地公園テニスコート	稲城市東長沼2996番地
稲城北緑地公園多摩梨パーク	稲城市東長沼2996番地
…… (略)	

別表第2 (第4条関係)

体育施設の名称	使用時間	休館日又は休場日
…… (略)		
稲城北緑地公園テニスコート	午前6時から 午後6時まで	12月29日から翌年の1月3日まで
稲城北緑地公園多摩梨パーク	午前9時から 午後6時30分 まで	12月29日から翌年の1月3日まで
…… (略)		

備考 …… (略)

別表第3 (第9条関係)

1～6 …… (略)

7 ふれんど平尾

…… (略)

備考

1 …… (略)

2 市内に在住、在勤又は在学する者の人数が過半数に満たない団体の使用料 (空調

(原状回復の義務)

第25条 …… (略)

(損害賠償の義務)

第26条 …… (略)

(委任)

第27条 …… (略)

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
…… (略)	
稲城北緑地公園テニスコート	稲城市東長沼2997番地先
…… (略)	

別表第2 (第4条関係)

体育施設の名称	使用時間	休館日又は休場日
…… (略)		
稲城北緑地公園テニスコート	午前6時から 午後6時まで	12月29日から翌年の1月3日まで
…… (略)		

備考 …… (略)

別表第3 (第9条関係)

1～6 …… (略)

7 ふれんど平尾

…… (略)

備考

1 …… (略)

2 市内に在住、在勤又は在学する者の人数が過半数に満たない団体の使用料は、こ

設備の使用料を除く。)は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

3 …… (略)

8. 業として行う撮影

区分	使用料
屋内施設（施設の 主たる部分が屋内 にある施設をい う。）	次に掲げる額 (1) 1の表及び7の表に規定する使用料の額 (2) 前号に該当しない施設の部分を使用する場合は、別表第1に掲 げる施設ごとに1日につき20,000円（使用時間が4時間以下であ るときは、1時間につき2,000円）
屋外施設（施設の 主たる部分が屋外 にある施設をい う。）	次に掲げる額 (1) 2の表から5の表まで及び7の表に規定する使用料の額 (2) 前号に該当しない施設の部分を使用する場合は、別表第1に掲 げる施設ごとに1日につき10,000円（使用時間が4時間以下であ るときは、1時間につき1,000円）

備考 1の表から5の表まで及び7の表に規定する使用料の額については、貸切と個人
の区分があるときは貸切の、大人と子どもの区分があるときは大人の使用料の額とす
る。

の表に定める使用料の2倍の額とする。

3 …… (略)

第79号議案

稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する確認基準
を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正等に伴い、稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する確認基準を定める条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する確認基準 を定める条例の一部を改正する条例

稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する確認基準を定める条例（平成26年稲城市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「利用している法第19条第1号」を「利用している同号」に、「特定教育・保育施設の法第19条第1号」を「特定教育・保育施設の同号」に改め、同条第3項中「利用している法第19条第2号又は第3号」を「利用している同条第2号又は第3号」に、「特定教育・保育施設の法第19条第2号又は第3号」を「特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号」に改める。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第10項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第2項中「利用している法第19条第2号」を「利用している同条第2号」に改め、同条第3項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」に、「法第19条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、」を削る。

第36条第2項中「利用している法第19条第1号」を「利用している同条第1号」に改め、同条第3項中「第6条第2項中」の次に「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」に、「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」を「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」に改め、「総数」と、」の次に「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校

就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、」を加える。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改める。

第39条第2項中「特定地域型保育事業所の法第19条第3号」を「特定地域型保育事業所の同号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第3項中「法第19条第1号又は第3号」を「同条第1号又は第3号」に改め、「を含む。）」と」の次に「、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と」を加える。

第52条第2項中「法第19条第3号」を「同条第3号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案概要説明書

議 案 番 号	第79号	担 当 課	子ども福祉部子育て支援課
件 名	稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する確認基準を定める条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正等に伴い、稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する確認基準を定める条例（平成26年稲城市条例第25号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 第6条（正当な理由のない提供拒否の禁止等）、第35条（特別利用保育の基準）、第36条（特別利用教育の基準）、第37条（利用定員）、第39条（正当な理由のない提供拒否の禁止等）、第44条（特定地域型保育の取扱方針）、第51条（特別利用地域型保育の基準）及び第52条（特定利用地域型保育の基準） 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、文言を整理します。 ○ 第15条（特定教育・保育の取扱方針） 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の改正に伴い、引用条項を整理します。 ○ 第26条（懲戒に係る権限の濫用禁止） 民法（明治29年法律第89号）において懲戒権に関する規定が削除されたことを受け、条を削除します。 【施行期日】 この条例は、公布の日から施行します。			

稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する確認基準を定める条例の新旧対照表

新	旧
(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 …… (略) 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に<u>利用している同号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該<u>特定教育・保育施設の同号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に<u>利用している同条第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該<u>特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4・5 …… (略) (特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) …… (略) (2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同条第10項</u>の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項 (3) …… (略)	(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 …… (略) 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に<u>利用している法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に<u>利用している法第19条第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該<u>特定教育・保育施設の法第19条第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4・5 …… (略) (特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) …… (略) (2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同条第9項</u>の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項 (3) …… (略)

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針 2 ……（略） <u>第26条 削除</u> （特別利用保育の基準） 第35条 ……（略） 2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用保育を提供する場合は、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に<u>利用している同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>同号又は同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。	(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針 2 ……（略） <u>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</u> <u>第26条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を講ずるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u> （特別利用保育の基準） 第35条 ……（略） 2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用保育を提供する場合は、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に<u>利用している法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>法第19条第1号又は第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」とあるのは「<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利
--	---

(特別利用教育の基準)

第36条 …… (略)

- 2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用教育を提供する場合は、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に

用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 …… (略)

- 2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用教育を提供する場合は、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に

関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（<u>同令第31条</u>に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（<u>同令第33条</u>に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 ……（略） （正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第39条 ……（略） 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該<u>特定地域型保育事業所の同号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 3・4 ……（略） （特定地域型保育の取扱方針） 第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。 （特別利用地域型保育の基準） 第51条 ……（略） 2 ……（略） 3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第	関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（<u>同省令第31条</u>に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（<u>同省令第33条</u>に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 ……（略） （正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第39条 ……（略） 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該<u>特定地域型保育事業所の法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 3・4 ……（略） （特定地域型保育の取扱方針） 第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。 （特別利用地域型保育の基準） 第51条 ……（略） 2 ……（略） 3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第
--	--

39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号とあるのは「法第19条第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 ……（略）

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 ……（略）

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 …… (略)

3 …… (略)

第80号議案

稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例の一部を改正する条例

稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例（平成26年稲城市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次条第1項」の次に「、第7条の3第2項」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座

席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「ために必要な措置を講ずる」を「ように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下この条において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案概要説明書

議 案 番 号	第80号	担 当 課	子ども福祉部子育て支援課
件 名	稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例の一部を改正する条例		
【概 要】			
本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例（平成26年稲城市条例第26号）の一部を改正するものです。			
【改正内容】			
○ 第6条（保育所等との連携） 第7条の3の追加に伴い、文言を整理します。			
○ 第7条の2（安全計画の策定等） 家庭的保育事業者等は、設備の安全点検、日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における利用乳幼児の安全に関する事項についての計画を策定しなければならない旨等を規定します。			
○ 第7条の3（自動車を運行する場合の所在の確認） 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に、点呼その他の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない旨等を規定します。			
○ 第10条（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準） 家庭的保育事業所等と他の社会福祉施設等を併せて設置するときの職員の基準を緩和します。			
○ 第13条（懲戒に係る権限の濫用禁止） 民法（明治29年法律第89号）において懲戒権に関する規定が削除されたことを受け、条を削除します。			
○ 第14条（衛生管理等） 家庭的保育事業者等は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対する研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない旨を規定します。			

○ 第25条（保育の内容）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、文言を整理します。

【施行期日等】

この条例は、公布の日から施行します。また、付則において、経過措置について規定します。

稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例の新旧対照表

新	旧
(保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、<u>第7条の3第2項</u>、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1)～(3) …… (略) 2・3 …… (略) (家庭的保育事業者等と非常災害) 第7条 …… (略) <u>(安全計画の策定等)</u> <u>第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</u> <u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u> <u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の</u>	(保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1)～(3) …… (略) 2・3 …… (略) (家庭的保育事業者等と非常災害) 第7条 …… (略)

<u>変更を行うものとする。</u> <u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u> 第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。 （他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準） 第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、<u>その行う保育に支障がない場合に限り</u>、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねさせることができる。 第13条 <u>削除</u> （衛生管理等） 第14条 ……（略） 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、<u>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。</u> 3～5 ……（略） （保育の内容） 第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生	（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準） 第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねさせることができる。<u>ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u> <u>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</u> 第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を講ずるときは、<u>身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u> （衛生管理等） 第14条 ……（略） 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しない<u>ために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> 3～5 ……（略） （保育の内容） 第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生
--	--

省令第63号) 第35条に規定する <u>内閣総理大臣</u> が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	省令第63号) 第35条に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。
---	---

第81号議案

稲城市学童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の改正に伴い、稲城市学童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市学童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

稲城市学童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年稲城市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「ために必要な措置を講ずる」を「ように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施する」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の稲城市学童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案概要説明書

議 案 番 号	第81号	担 当 課	子ども福祉部児童青少年課
件 名	稲城市学童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の改正に伴い、稲城市学童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年稲城市条例第27号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 第6条の2（安全計画の策定等） 放課後児童健全育成事業者は、設備の安全点検、日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他学童クラブにおける利用者の安全に関する事項についての計画を策定しなければならない旨等を規定します。 ○ 第6条の3（自動車を運行する場合の所在の確認） 放課後児童健全育成事業者は、利用者の移動のために自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に、点呼その他の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない旨を規定します。 ○ 第12条の2（業務継続計画の策定等） 放課後児童健全育成事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定するよう努めなければならない旨等を規定します。 ○ 第13条（衛生管理等） 放課後児童健全育成事業者は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対する研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない旨を規定します。 【施行期日等】 この条例は、公布の日から施行します。また、付則において、経過措置について規定します。			

稲城市学童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表

新	旧
(非常災害対策) 第6条 …… (略) (安全計画の策定等) 第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。 (自動車を運行する場合の所在の確認) 第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。 (虐待等の禁止) 第12条 …… (略) (業務継続計画の策定等) 第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計	(非常災害対策) 第6条 …… (略) (虐待等の禁止) 第12条 …… (略)

<u>画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> <u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u> <u>3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u> (衛生管理等) 第13条 …… (略) 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、<u>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u> 3 …… (略)	(衛生管理等) 第13条 …… (略) 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しない<u>ために必要な措置を講ずる</u>よう努めなければならない。 3 …… (略)
--	--

第82号議案

稲城市火災予防条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の改正等に伴い、稲城市火災予防条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市火災予防条例の一部を改正する条例

稲城市火災予防条例（昭和45年稲城市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「道路上に設ける」の次に「電気事業者用の」を加える。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第11号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、第15号を第17号とし、第14号を第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

(16) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第11条の2第1項第13号を同項第14号とし、同項第12号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同号を同項第13号とし、同項第11号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同号を同項第11号とし、同項第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「急速充電設備と電気自動車等との接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「急速充電設備と電気自動車等と」を「コネクターと電気自動車等」に、「させない」を「しない」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「させない」を「しない」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第11条の2第1項第1号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が定める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第11条の2第2項中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、「前項第8号及び第9号」を「前項第9号及び第10号」に改め、同条第3項中「並びに同条第2項（屋外に設けるもの（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が定める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）に限る。）」を削る。

第13条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「ほか、」の次に「屋内に設ける」を加え、「第11条」を「第11条第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4.8キロアンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）」を「前項に規定するもののほか、蓄電池設備」に改め、第2号を削り、第3号を第2号とし、同項第4号中「前号の設備」を「蓄電池設備」に改め、同号を同項第3号とし、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下この条において同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条に次の3項を加える。

- 4 第1項及び第2項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防

止措置に関する基準第3に定めるものを除く。)にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

5 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のものを除く。）の位置、構造及び管理の基準については、第11条第1項第5号から第10号まで及び第11条の2第1項第4号の規定を準用する。

6 キュービクル式の蓄電池設備で、消防長が当該設備の位置、構造及び管理の状況から判断して、火災予防上支障がないと認めたものにあっては、前3項の規定によらないことができる。

第57条第1項第16号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3の2の項を次のように改める。

2 厨房設備 ちゅうぼう	気体燃料	特定不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付こんろ、 キャビネット型こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	100	15注	15	15注	注 機器本体上方の側方又は後方の 離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21キロワット以下	100	15注	15	15注	
		特定不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付こんろ、 キャビネット型こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	80	0		0	
				据置型レンジ	21キロワット以下	80	0		0	
	固体燃料	特定不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器		100	50	50	50	
		特定不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器		80	30		30	
	上記に分類されないもの	使用温度が摂氏800度以上のもの				250	200	300	200	
		使用温度が摂氏300度以上800度未満のもの				150	100	200	100	
		使用温度が摂氏300度未満のもの				100	50	100	50	

付 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

ただし、第11条及び第11条の 2 の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の稲城市火災予防条例（以下「新条例」という。）

第11条第 2 項に規定する変電設備（第 8 条の 3 第 3 項、第12条第 2 項及び第13条第 2 項において準用する場合を含む。）又は第11条の 2 第 1 項に規定する急速充電設備であって、第11条及び第11条の 2 の改正規定の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされているものについては、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第 1 項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第 1 項、第 2 項又は第 5 項（第11条の 2 第 1 項第 4 号を準用する部分に限る。）の規定に適合しないものについては、なお従前の例による。

3 新条例第13条第 1 項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際、現に設置されているもの及び施行日から起算して 2 年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

（準備行為）

第 3 条 新条例第57条第 1 項第16号の規定による届出及び当該届出に係る同条第 3 項に規定する審査は、施行日前においても行うことができる。

議案概要説明書

議 案 番 号	第82号	担 当 課	消防本部予防課
件 名	稲城市火災予防条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の改正等に伴い、稲城市火災予防条例（昭和45年稲城市条例第8号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 第11条（変電設備） 屋外の変電設備について、規制対象に柱上及び道路上に設置するもの（電気事業者用のものを除く。）を追加します。 ○ 第11条の2（急速充電設備） 電気自動車等を充電するための急速充電設備について、現行では変電設備とみなされる全出力200キロワットを超えるものを含め、全出力20キロワットを超えるものの全てを急速充電設備として取り扱うこととするとともに、位置、構造及び管理の基準に係る規定を整備します。 ○ 第13条（蓄電池設備） 蓄電池設備について、規制単位をキロアンペアアワー・セルからキロワット時に見直し、一定の出火防止措置等が講じられたものを規制対象外とするとともに、位置、構造及び管理の基準に係る規定を整備します。 ○ 第57条（火気使用設備等の設置の届出等） 蓄電池設備の届出対象を20キロワット時を超えるものとします。 ○ 別表第3（第3条関係） 固体燃料を用いた厨房設備として木炭を燃料とする炭火焼き器を設置する際の、炭火焼き器から建築物、可燃物等までの離隔距離の基準について規定します。 【施行期日等】 この条例は、令和6年1月1日（一部は公布の日）から施行します。また、付則において、経過措置等について規定します。			

稲城市火災予防条例の新旧対照表

新	旧
(変電設備) 第11条 …… (略) 2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける<u>電気事業者用のものを除く。</u>以下同じ。）にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。 3・4 …… (略) (急速充電設備) 第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを<u>除く。</u>）をいい、<u>分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む。</u>以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1) <u>急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が定める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。</u> ア <u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</u> イ <u>分離型のものにあっては、充電ポスト</u> (2) その^{きょう}管体は、不燃性の金属材料で造ること。<u>ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。</u> (3)・(4) …… (略) (5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始<u>しない</u>措置を講ずること。	(変電設備) 第11条 …… (略) 2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設けるものを除く。以下同じ。）にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。 3・4 …… (略) (急速充電設備) 第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第11号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの<u>及び全出力200キロワットを超えるものを除く。</u>）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1) その^{きょう}管体は、不燃性の金属材料で造ること。 (2)・(3) …… (略) (4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始<u>させない</u>措置を講ずること。

(6) コネクタと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) コネクタが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクタが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。

(8)～(10) …… (略)

(11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。

(12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクタの操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)・(15) …… (略)

(16) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

(17) …… (略)

2 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について、前項第9号及び第10号に規定するもののほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)～(3) …… (略)

3 前2項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。

(蓄電池設備)

第13条 蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下この条において同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

(5) 急速充電設備と電気自動車等とが確実に接続されていない場合には、充電を開始させない措置を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気自動車等との接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(7)～(9) …… (略)

(10) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。

(11) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(12) コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）の操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(13)・(14) …… (略)

(15) …… (略)

2 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について、前項第8号及び第9号に規定するもののほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)～(3) …… (略)

3 前2項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号並びに同条第2項（屋外に設けるもの（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が定める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）に限る。）の規定を準用する。

(蓄電池設備)

第13条

2 前項に規定するもののほか、蓄電池設備の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) …… (略)

(2) …… (略)

(3) 蓄電池設備の周囲においては、みだりに火気を使用しないこと。

3 前2項に規定するもののほか、屋内に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第11条第1項の規定を準用する。

4 第1項及び第2項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のものと並びに蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

5 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のものを除く。）の位置、構造及び管理の基準については、第11条第1項第5号から第10号まで及び第11条の2第1項第4号の規定を準用する。

6 キュービクル式の蓄電池設備で、消防長が当該設備の位置、構造及び管理の状況から判断して、火災予防上支障がないと認めたものにあつては、前3項の規定によらないことができる。

（火気使用設備等の設置の届出等）

第57条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備（以下「火気使用設備等」という。）のうち次に掲げるものを設置しようとする者（内容を変更しようとする者を含む。）は、当該工事に着手する日の7日前までに、規則で定めるところによりその旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(15) …… (略)

(16) 蓄電池設備（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）

(17)・(18) …… (略)

蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4.8キロアンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) …… (略)

(2) 電槽を設ける床又は台は、耐酸性であること。ただし、アルカリ蓄電池、シール形鉛蓄電池（陰極吸収式のものに限る。）その他酸性の電解液が漏れるおそれのないものを設ける床又は台については、この限りでない。

(3) …… (略)

(4) 前号の設備の周囲においては、みだりに火気を使用しないこと。

2 前項に規定するもののほか、蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第11条の規定を準用する。

（火気使用設備等の設置の届出等）

第57条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備（以下「火気使用設備等」という。）のうち次に掲げるものを設置しようとする者（内容を変更しようとする者を含む。）は、当該工事に着手する日の7日前までに、規則で定めるところによりその旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(15) …… (略)

(16) 蓄電池設備

(17)・(18) …… (略)

2～4 …… (略)

別表第3 (第3条関係)

種類				離隔距離（センチメートル）						備考
				入力	上方	側方	前方	後方		
.....（略）										
2 厨房設備 ちゅう	気体燃料	特定不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	100	15注	15	15注	注 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21キロワット以下	100	15注	15	15注	
		特定不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	80	0		0	
				据置型レンジ	21キロワット以下	80	0		0	
	固体燃料	特定不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器		100	50	50	50	
		特定不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器		80	30		30	
	上記に分類されないもの	使用温度が摂氏800度以上のもの			250	200	300	200		
		使用温度が摂氏300度以上800度未満のもの			150	100	200	100		
使用温度が摂氏300度未満のもの			100	50	100	50				
.....（略）										
備考（略）										

2～4 …… (略)

別表第3 (第3条関係)

種類					離隔距離（センチメートル）					
					入力	上方	側方	前方	後方	備考
.....（略）										
2 厨房設備 ちゅう	気体燃料	特定 不燃 以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	100	15注	15	15注	注 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21キロワット以下	100	15注	15	15注	
		特定 不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	80	0		0	
				据置型レンジ	21キロワット以下	80	0		0	
	上記に分類されないもの	使用温度が摂氏800度以上のもの				250	200	300	200	
		使用温度が摂氏300度以上800度未満のもの				150	100	200	100	
		使用温度が摂氏300度未満のもの				100	50	100	50	
	（略）									
備考（略）										

第83号議案

令和 5 年 度
東京都稲城市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 5 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 5 年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 171,893千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42,419,469千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 5 年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		6,919,518	45,362	6,964,880
	1 国庫負担金	5,645,332	45,362	5,690,694
17 都支出金		6,866,418	6,598	6,873,016
	1 都負担金	2,156,343	101	2,156,444
	2 都補助金	4,488,209	6,497	4,494,706
20 繰入金		953,490	70,373	1,023,863
	1 基金繰入金	951,090	70,373	1,021,463
22 諸収入		1,382,580	49,560	1,432,140
	4 雑入	648,204	49,560	697,764
歳入合計		42,247,576	171,893	42,419,469

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		302,902	△126	302,776
	1 議会費	302,902	△126	302,776
2 総務費		4,747,668	35,128	4,782,796
	1 総務管理費	4,078,344	28,404	4,106,748
	2 徴税費	392,974	△4,710	388,264
	3 戸籍住民基本台帳費	142,885	14,341	157,226
	4 選挙費	96,890	△3,781	93,109
	6 監査委員費	29,643	874	30,517
3 民生費		18,836,527	85,177	18,921,704
	1 社会福祉費	6,422,799	81,219	6,504,018
	2 児童福祉費	9,776,942	1,528	9,778,470
	3 生活保護費	2,603,321	1,735	2,605,056
	4 国民年金費	33,295	695	33,990
4 衛生費		4,590,522	40,764	4,631,286
	1 保健衛生費	2,509,710	40,764	2,550,474
6 農林費		118,000	1,787	119,787
	1 農業費	118,000	1,787	119,787
7 商工費		367,634	5,637	373,271
	1 商工費	367,634	5,637	373,271

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		4,610,950	8,435	4,619,385
	1 土木管理費	531,816	11,273	543,089
	4 都市計画費	2,712,275	△2,838	2,709,437
9 消防費		1,289,825	3,536	1,293,361
	1 消防費	1,289,825	3,536	1,293,361
10 教育費		5,273,559	△8,445	5,265,114
	1 教育総務費	473,026	△1,730	471,296
	5 社会教育費	1,200,160	△7,536	1,192,624
	6 保健体育費	1,176,283	821	1,177,104
歳出合計		42,247,576	171,893	42,419,469

第 2 表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
稲城市立公園管理運営事業	令和 5 年 度 から 令和 10 年 度 まで	1,565,000
矢野口コミュニティ防災センター管理運営事業	令和 5 年 度 から 令和 10 年 度 まで	4,165
坂浜コミュニティ防災センター管理運営事業	令和 5 年 度 から 令和 10 年 度 まで	5,598
百村コミュニティ防災センター管理運営事業	令和 5 年 度 から 令和 10 年 度 まで	6,261
長峰コミュニティ防災センター管理運営事業	令和 5 年 度 から 令和 10 年 度 まで	10,093
稲城市立公園内体育施設管理運営事業	令和 5 年 度 から 令和 10 年 度 まで	935,404

歲入歲出予算事項別明細書

歳入

第16款 国庫支出金（補正額 45,362 千円）

科目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区分	金額
1	国庫負担金	5,645,332	45,362	5,690,694		
	1 民生費国庫負担金	5,451,702	203	5,451,905	4 国民健康保険 基盤安定負担金	203
	2 衛生費国庫負担金	193,630	45,159	238,789	2 予防接種健康被害 給付費負担金	45,159
計		6,919,518	45,362	6,964,880		

（単位：千円）

説明	
（保険年金課） 産前産後保険税負担金（1／2）	203 203
（健康課） 予防接種健康被害給付費負担金（10／10）	45,159 45,159

第16款 国庫支出金

第17款 都支出金（補正額 6,598 千円）

科目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区分	金額
1	都負担金	2,156,343	101	2,156,444		
	1 民生費都負担金	2,155,268	101	2,155,369	4 国民健康保険 基盤安定負担金	101
2	都補助金	4,488,209	6,497	4,494,706		
	2 民生費都補助金	2,111,025	6,497	2,117,522	2 老人福祉費 補助金	6,497
計		6,866,418	6,598	6,873,016		

（単位：千円）

説明	
（保険年金課） 産前産後保険税負担金（1／4）	101 101
（高齢福祉課） 認知症高齢者グループホーム整備促進事業補助金（10／10） 地域密着型サービス等整備推進事業補助金（10／10） 施設開設準備経費等支援事業補助金（10／10）	6,497 3,150 3,150 197

第17款 都支出金

歲 出

第 1 款 議 会 費 (補正額 △126 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
項	目				特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	議 会 費	302,902	△126	302,776	0	0	0	0	△126
	1 議 会 費	302,902	△126	302,776	0	0	0	0	△126
					0	0	0	0	△126
計		302,902	△126	302,776	0	0	0	0	△126

(単位：千円)

[illegible]

第1款 議 会 費

第 2 款 総 務 費 （補正額 35,128 千円）									
科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	総 務 管 理 費	4,078,344	28,404	4,106,748	0	0	0	0	28,404
	1 一 般 管 理 費	2,108,382	28,404	2,136,786	0	0	0	0	28,404
					0	0	0	0	32,561
					0	0	0	0	9,616
					0	0	0	0	△13,773
2	徴 税 費	392,974	△4,710	388,264	0	0	0	0	△4,710
	1 税 務 総 務 費	299,174	△4,710	294,464	0	0	0	0	△4,710
					0	0	0	0	△4,710
3	戸籍住民基本台帳費	142,885	14,341	157,226	0	0	0	0	14,341
	1 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	142,885	14,341	157,226	0	0	0	0	14,341
					0	0	0	0	14,341

(単位：千円)									
節		説 明	区 分	金 額					
1	報 酬	7,171	1 人件費（人事課）	32,561					
	2 給料	9,497	2 給料	9,497					
	人事異動等	9,497	人事異動等	9,497					
	3 職員手当	12,732	3 職員手当	12,732					
	人事異動等	12,732	人事異動等	12,732					
	4 共済費	10,332	4 共済費	10,332					
	人事異動等	10,332	人事異動等	10,332					
			9 会計年度任用職員関係費（人事課）	9,616					
	1 報酬	7,171	1 報酬	7,171					
	人事異動等	7,171	人事異動等	7,171					
	4 共済費	2,445	4 共済費	2,445					
	人事異動等	2,445	人事異動等	2,445					
			13 再任用職員関係費（人事課）	△13,773					
	2 給料	△7,245	2 給料	△7,245					
	人事異動等	△7,245	人事異動等	△7,245					
	3 職員手当	△4,381	3 職員手当	△4,381					
	人事異動等	△4,381	人事異動等	△4,381					
	4 共済費	△2,147	4 共済費	△2,147					
	人事異動等	△2,147	人事異動等	△2,147					
2	給 料	△3,761	1 人件費（人事課）	△4,710					
	2 給料	△3,761	2 給料	△3,761					
	人事異動等	△3,761	人事異動等	△3,761					
	3 職員手当	△1,171	3 職員手当	△1,171					
	人事異動等	△1,171	人事異動等	△1,171					
	4 共済費	222	4 共済費	222					
	人事異動等	222	人事異動等	222					
2	給 料	6,632	1 人件費（人事課）	14,341					

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
3	1 戸籍住民基本台帳費								
4	選挙費	96,890	△3,781	93,109	0	0	0	0	△3,781
	1 選挙管理委員会費	27,126	△3,781	23,345	0	0	0	0	△3,781
					0	0	0	0	△3,781
6	監査委員費	29,643	874	30,517	0	0	0	0	874
	1 監査委員費	29,643	874	30,517	0	0	0	0	874
					0	0	0	0	874
計		4,747,668	35,128	4,782,796	0	0	0	0	35,128

節		説明
区分	金額	
3 職員手当	4,298	2給料 人事異動等6,632
4 共済費	3,411	3職員手当4,298 人事異動等4,298
		4共済費3,411 人事異動等3,411
2 給料	△2,219	1人件費（人事課）△3,781
3 職員手当	△1,180	2給料△2,219 人事異動等△2,219
4 共済費	△382	3職員手当△1,180 人事異動等△1,180
		4共済費△382 人事異動等△382
2 給料	253	1人件費（人事課）874
3 職員手当	336	2給料253 人事異動等253
4 共済費	285	3職員手当336 人事異動等336
		4共済費285 人事異動等285

第 3 款 民 生 費 （補正額 85,177 千円）									
科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	社 会 福 祉 費	6,422,799	81,219	6,504,018	203	6,598	0	0	74,418
	1 社会福祉総務費	673,595	△6,331	667,264	0	0	0	0	△6,331
					0	0	0	0	△6,331
	3 老 人 福 祉 費	364,342	8,968	373,310	0	6,497	0	0	2,471
					0	0	0	0	2,471
					0	6,497	0	0	0
	5 国民健康保険事業費	1,196,400	81,399	1,277,799	203	101	0	0	81,095
					0	0	0	0	1,520
					203	101	0	0	79,575
	6 介護保険事業費	941,939	△3,439	938,500	0	0	0	0	△3,439

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給 料	△3,787	1 人件費（人事課）	△6,331
3 職 員 手 当	△2,589	2給料 人事異動等	△3,787 △3,787
4 共 済 費	45	3職員手当 人事異動等	△2,589 △2,589
		4共済費 人事異動等	45 45
2 給 料	110	1 人件費（人事課）	2,471
3 職 員 手 当	1,509	2給料 人事異動等	110 110
4 共 済 費	852	3職員手当 人事異動等	1,509 1,509
18 負担金補助及び交付金	6,497	4共済費 人事異動等	852 852
		3 老人福祉施設整備・措置関係費（高齢福祉課）	6,497
		18負担金補助及び交付金 高齢者施設等整備補助金	6,497 6,497
2 給 料	262	1 人件費（人事課）	1,520
3 職 員 手 当	678	2給料 人事異動等	262 262
4 共 済 費	580	3職員手当 人事異動等	678 678
27 繰 出 金	79,879	4共済費 人事異動等	580 580
		2 国民健康保険事業特別会計繰出金（保険年金課）	79,879
		27繰出金 国民健康保険事業特別会計一般繰出金 産前産後保険税繰出金	79,879 79,473 406

第3款 民 生 費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	（ 6 介護保険事業費）				0	0	0	0	△3,439
	7 後 期 高 齢 者 事 業 費	928,229	622	928,851	0	0	0	0	622
					0	0	0	0	622
2 児 童 福 祉 費		9,776,942	1,528	9,778,470	0	0	0	0	1,528
1 児童福祉総務費	492,446	△261	492,185	0	0	0	0	△261	
				0	0	0	0	△261	
4 児 童 館 費	98,596	1,789	100,385	0	0	0	0	1,789	
				0	0	0	0	1,789	
3 生 活 保 護 費		2,603,321	1,735	2,605,056	0	0	0	0	1,735
1 生活保護総務費	219,690	1,735	221,425	0	0	0	0	1,735	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△2,256	1 人件費（人事課） △3,439
3 職 員 手 当	△996	2 給料 人事異動等 △2,256
4 共 済 費	△187	3 職員手当 人事異動等 △996
		4 共済費 人事異動等 △187
2 給 料	△394	1 人件費（人事課） 622
3 職 員 手 当	585	2 給料 人事異動等 △394
4 共 済 費	431	3 職員手当 人事異動等 585
		4 共済費 人事異動等 431
2 給 料	△5,089	1 人件費（人事課） △261
3 職 員 手 当	2,256	2 給料 人事異動等 △5,089
4 共 済 費	2,572	3 職員手当 人事異動等 2,256
		4 共済費 人事異動等 2,572
2 給 料	831	1 人件費（人事課） 1,789
3 職 員 手 当	513	2 給料 人事異動等 831
4 共 済 費	445	3 職員手当 人事異動等 513
		4 共済費 人事異動等 445

第3款 民 生 費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					
項	目				特 定 財 源				一般財源	
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他		
3	（ 1 生活保護総務費）				0	0	0	0	1,735	
4	国 民 年 金 費	33,295	695	33,990	0	0	0	0	695	
					1 年 金 総 務 費	0	0	0	0	695
						0	0	0	0	695
計		18,836,527	85,177	18,921,704	203	6,598	0	0	78,376	

[illegible]

第 8 款 土 木 費（補正額 8,435 千円）

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	土 木 管 理 費	531,816	11,273	543,089	0	0	0	0	11,273
	1 土 木 総 務 費	311,101	11,273	322,374	0	0	0	0	11,273
					0	0	0	0	11,273
4	都 市 計 画 費	2,712,275	△2,838	2,709,437	0	0	0	0	△2,838
	1 都市計画総務費	235,321	2,644	237,965	0	0	0	0	2,644
					0	0	0	0	2,644
	2 土地区画整理費	1,783,331	2,951	1,786,282	0	0	0	0	2,951
					0	0	0	0	2,951
	4 公共下水道費	185,184	△8,433	176,751	0	0	0	0	△8,433
					0	0	0	0	△8,433
計		4,610,950	8,435	4,619,385	0	0	0	0	8,435

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	2,610	1 人件費（人事課）11,273
		2 給料2,610
3 職 員 手 当	5,353	人事異動等2,610
		3 職員手当5,353
4 共 済 費	3,310	人事異動等5,353
		4 共済費3,310
		人事異動等3,310
2 給 料	277	1 人件費（人事課）2,644
		2 給料277
3 職 員 手 当	1,268	人事異動等277
		3 職員手当1,268
4 共 済 費	1,099	人事異動等1,268
		4 共済費1,099
		人事異動等1,099
27 繰 出 金	2,951	1 土地区画整理事業特別会計繰出金（区画整理課）2,951
		27繰出金2,951
		土地区画整理事業特別会計繰出金2,951
18 負担金補助及び 交 付 金	△8,433	1 下水道事業会計負担金及び補助金（緑と環境課）△8,433
		18負担金補助及び交付金△8,433
		下水道事業会計負担金及び補助金△8,433

第8款 土 木 費

第 10 款 教 育 費（補正額 △8,445 千円）

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	教 育 総 務 費	473,026	△1,730	471,296	0	0	0	0	△1,730
	2 事 務 局 費	249,830	△1,730	248,100	0	0	0	0	△1,730
					0	0	0	0	△1,730
5	社 会 教 育 費	1,200,160	△7,536	1,192,624	0	0	0	0	△7,536
	1 社会教育総務費	295,896	△7,536	288,360	0	0	0	0	△7,536
					0	0	0	0	△7,536
6	保 健 体 育 費	1,176,283	821	1,177,104	0	0	0	0	821
	3 学 校 給 食 費	916,195	821	917,016	0	0	0	0	821
					0	0	0	0	821
計		5,273,559	△8,445	5,265,114	0	0	0	0	△8,445

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△1,358	1 人件費（人事課）△1,730
		2 給料△1,358
3 職 員 手 当	△1,646	人事異動等△1,358
		3 職員手当△1,646
4 共 済 費	1,274	人事異動等△1,646
		4 共済費1,274
		人事異動等1,274
2 給 料	△3,417	1 人件費（人事課）△7,536
		2 給料△3,417
3 職 員 手 当	△3,617	人事異動等△3,417
		3 職員手当△3,617
4 共 済 費	△502	人事異動等△3,617
		4 共済費△502
		人事異動等△502
2 給 料	△100	1 人件費（人事課）821
		2 給料△100
3 職 員 手 当	416	人事異動等△100
		3 職員手当416
4 共 済 費	505	人事異動等416
		4 共済費505
		人事異動等505

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位 千円)

区 分		職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備 考
			報酬	給料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他の 手当	計			
補 正 後	長 等	3	—	28,848	11,416 (4.20月分)	0	40,264	6,748	47,012	
補 正 前	長 等	3	—	28,848	12,117 (4.20月分)	0	40,965	6,513	47,478	
比 較	長 等	0	—	0	△ 701	0	△ 701	235	△ 466	

給 与 費 明 細 書															
2 一般職															
(1) 総括 (単位 千円)															
区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考							
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計										
補 正 後	[196] (18) 522	417,689	1,994,022	1,685,682	4,097,393	802,693	4,900,086								
補 正 前	[183] (20) 516	410,518	2,005,403	1,668,027	4,083,948	770,971	4,854,919								
比 較	[13] (△2) 6	7,171	△11,381	17,655	13,445	31,722	45,167								
職員手当 の内訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	管 理 職 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 当	時 間 外 当	夜 間 勤 務 当	宿 日 直 当	期 末 ・ 勤 勉 当	住 居 手 当	児 童 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	休 日 勤 務 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当
	補 正 後	48,628	325,437	62,377	42,761	6,584	139,243	3,566	0	963,698	12,255	35,480	240	45,232	181
	補 正 前	48,769	317,407	59,107	42,744	6,584	139,243	3,516	0	956,734	13,500	35,020	240	44,982	181
	比 較	△141	8,030	3,270	17	0	0	50	0	6,964	△1,245	460	0	250	0
備考 職員数について、()内は再任用職員数、[]内は第1種会計年度任用職員数です。 なお、再任用職員数、第1種会計年度任用職員数は外数であり、本表の職員数には含まれません。															
(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細 (単位 千円)															
区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳			説 明		備 考								
報 酬	7,171	その他の増分		7,171	職員配置等による増分 7,171		月額報酬 通勤分 第1種会計年度任用職員 13人分								
給 料	△11,381	給与改定に伴う増分		23,265	給与改定に伴う増分 23,265										
		その他の減分		△ 34,646	職員配置等による増分 7,608										
					育休取得等による減分 △ 29,044										
					新陳代謝等による減分 △ 13,210										
職 員 手 当	17,655	給与改定に伴う増分		33,868	給与改定に伴う増分 33,868		勤勉手当 支給率の増 0.10月 (再任用職員は0.05月)								
		その他の減分		△ 16,213	職員配置等による増分 6,006										
育休取得等による減分 △ 17,021															
新陳代謝等による減分 △ 5,198															

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職 (一)	行 政 職 (二)
令和5年11月1日 現在	平均給料月額(円)	309,689	309,924
	平均給与月額(円)	407,759	370,291
	平均年齢	41歳8月	53歳4月
令和4年11月1日 現在	平均給料月額(円)	311,740	327,050
	平均給与月額(円)	408,657	392,599
	平均年齢	42歳0月	53歳7月

イ 初任給

(単位 円)

区 分		行 政 職 (一)	行 政 職 (二)	国の制度	
				一般行政職	技能労務職
Ⅰ 類	改正後	196,200	—	200,700	—
	改正前	187,900	—	189,700	—
Ⅱ 類	改正後	170,400	—	—	—
	改正前	162,500	—	—	—
Ⅲ 類	改正後	160,100	157,500	166,600	164,000
	改正前	152,200	149,600	154,600	151,900

ウ 級別職員数

区 分		行 政 職 (一)			行 政 職 (二)		
		級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和5年11月1日 現在		5級	11	2.8	—	—	—
		4級	41	10.5	4級	0	0.0
		3級	84	21.5	3級	0	0.0
		2級	69	17.6	2級	4	80.0
		1級	186	47.6	1級	1	20.0
		計	391	100.0	計	5	100.0
令和4年11月1日 現在		5級	9	2.3	—	—	—
		4級	39	10.2	4級	0	0.0
		3級	85	22.2	3級	1	16.7
		2級	68	17.8	2級	4	66.6
		1級	182	47.5	1級	1	16.7
		計	383	100.0	計	6	100.0

(級別の基準となる職務)

区分	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
行政職(一)	部長	統括課長 課長 主幹	係長	副係長	主事

エ 昇給

区 分			合計	代表的な職種	
				行政職(一)	行政職(二)
本 年 度	職 員 数 (A) (人)		518	387	5
	昇給に係る職員数 (B) (人)		451	328	5
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	26	22	1
		2 号 給 (人)	3	2	0
		3 号 給 (人)	8	7	0
		4 号 給 (人)	305	215	3
		5 号 給 (人)	96	73	1
		6 号 給 (人)	13	9	0
比 率 (B) / (A) (%)		87.1	84.8	100.0	
前 年 度	職 員 数 (A) (人)		513	381	6
	昇給に係る職員数 (B) (人)		454	327	4
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	24	20	0
		2 号 給 (人)	3	1	0
		3 号 給 (人)	6	5	0
		4 号 給 (人)	307	216	3
		5 号 給 (人)	100	74	1
		6 号 給 (人)	14	11	0
比 率 (B) / (A) (%)		88.5	85.8	66.7	

オ 期末手当・勤勉手当

区 分		支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による加算措置	備 考
		6 月 (月分)	12 月 (月分)			
市	改正後	(1.20) 2.275	(1.25) 2.375	(2.45) 4.65	有	—
	改正前	(1.20) 2.275	(1.20) 2.275	(2.40) 4.55		
国	改正後	(1.15) 2.20	(1.20) 2.30	(2.35) 4.50	有	—
	改正前	(1.15) 2.20	(1.15) 2.20	(2.30) 4.40		

() 内は再任用支給率

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当（令和５年１１月１日現在）

区分	20年勤続 の者 (月分)	25年勤続 の者 (月分)	35年勤続 の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
市の制度	23.00	30.50	43.00	43.00	定年前早期退職特例 (２％～１０％加算)	—
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例 (２％～４５％加算)	—

キ 地域手当（令和５年１１月１日現在）

支給対象地域	稲 城 市
支給率 (%)	15.0
支給対象職員数 (人)	540
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	15.0

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		消 防 職	行 政 職 (→)
給料総額に対する 比率 (%)	0.33	0.32	0.01
支給対象職員の比率 (%) (令和５年１１月１日現在)	22.59	20.00	2.59
代表的な特殊勤務 手当の名称	支給額が多い手当	救急手当、出場手当、機関手当	
	多くの職員に支給される手当	救急手当、出場手当、機関手当	

ケ その他の手当（令和5年11月1日現在）

（単位 円）

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容																	
扶 養 手 当	異 なる	改定なし																	
		<table><tr><td>扶養等による区分</td><td>市の場合 (部長職を除く。)</td><td>国の場合</td></tr><tr><td>配 偶 者</td><td>6,000 (課長職 3,000)</td><td>6,500</td></tr><tr><td>子</td><td>9,000</td><td>10,000</td></tr><tr><td>父 母 等</td><td>6,000 (課長職 3,000)</td><td>6,500</td></tr><tr><td>満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人当たりの加算額</td><td>4,000</td><td>5,000</td></tr></table>			扶養等による区分	市の場合 (部長職を除く。)	国の場合	配 偶 者	6,000 (課長職 3,000)	6,500	子	9,000	10,000	父 母 等	6,000 (課長職 3,000)	6,500	満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人当たりの加算額	4,000	5,000
		扶養等による区分	市の場合 (部長職を除く。)	国の場合															
		配 偶 者	6,000 (課長職 3,000)	6,500															
		子	9,000	10,000															
		父 母 等	6,000 (課長職 3,000)	6,500															
満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人当たりの加算額	4,000	5,000																	
住 居 手 当	異 なる	改定なし																	
		<table><tr><td colspan="2">市の場合</td><td>国の場合</td></tr><tr><td>当該年度末に 35 歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)</td><td>15,000</td><td>借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 28,000</td></tr></table>			市の場合		国の場合	当該年度末に 35 歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)	15,000	借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 28,000									
市の場合		国の場合																	
当該年度末に 35 歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)	15,000	借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 28,000																	
通 勤 手 当	異 なる	改定あり																	
		<table><tr><td colspan="2">市の場合</td><td>国の場合</td></tr><tr><td>交通機関利用者 運賃相当額 (6 か月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 1,000～13,000</td><td></td><td>交通機関利用者 運賃相当額 (6 か月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 2,000～31,600</td></tr></table>			市の場合		国の場合	交通機関利用者 運賃相当額 (6 か月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 1,000～13,000		交通機関利用者 運賃相当額 (6 か月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 2,000～31,600									
市の場合		国の場合																	
交通機関利用者 運賃相当額 (6 か月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 1,000～13,000		交通機関利用者 運賃相当額 (6 か月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 2,000～31,600																	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書の追加

(追加)

(単位 千円)

事 項	主 管 課	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
							国・都支出金	地 方 債	そ の 他	
稲城市立公園管理運営事業	緑と環境課	1,565,000				1,565,000				1,565,000
		施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。			令和5年度から令和10年度まで	施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。
矢野ロコミュニティ防災センター管理運営事業	防災課	4,165				4,165				4,165
		施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。			令和5年度から令和10年度まで	施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。
坂浜コミュニティ防災センター管理運営事業	防災課	5,598				5,598				5,598
		施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。			令和5年度から令和10年度まで	施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。
百村コミュニティ防災センター管理運営事業	防災課	6,261				6,261				6,261
		施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。			令和5年度から令和10年度まで	施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。
長峰コミュニティ防災センター管理運営事業	防災課	10,093				10,093				10,093
		施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。			令和5年度から令和10年度まで	施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。
稲城市立公園内体育施設管理運営事業	スポーツ推進課	935,404				935,404				935,404
		施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。			令和5年度から令和10年度まで	施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。

議案概要説明書

議 案 番 号	第83号	担 当 課	企画部財政課
件 名	令和5年度東京都稲城市一般会計補正予算（第5号）		
【概 要】			
(特に表示がないときは単位 千円)			
補正前の予算総額		42,247,576	
補 正 額		171,893	
補正後の予算総額		42,419,469	
(補正の概要)			
今回の補正の主なものは、令和4年度の稲城・府中墓苑組合負担金及び多摩川衛生組合負担金の精算金の計上、給与改定、人事異動等に伴う人件費の増額又は減額、東京都の認知症高齢者グループホーム及び看護小規模多機能型居宅介護の併設型事業所の整備に対する補助金の増に伴う高齢者施設等整備補助金の増額、出産被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税の免除及び令和4年度東京都国民健康保険保険給付費等交付金の額の確定等による返還に伴う国民健康保険事業特別会計繰出金の増額、新型コロナウイルスワクチンの接種により健康被害を受けた方に対して予防接種健康被害給付金を支給することに伴う負担金の増額等を行うものです。			
また、債務負担行為の補正として、稲城市立公園、矢野口、坂浜、百村及び長峰コミュニティ防災センター並びに稲城市立公園内体育施設の指定管理者の指定に伴う管理運営事業に係る経費について、債務負担行為を追加するものです。			

第84号議案

令和 5 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 79,473 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,984,746 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 11 月 28 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		1,513,947	△406	1,513,541
	1 国民健康保険税	1,513,947	△406	1,513,541
7 繰入金		1,146,760	79,879	1,226,639
	1 他会計繰入金	1,146,759	79,879	1,226,638
歳入合計		7,905,273	79,473	7,984,746

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
8 諸支出金		27,701	79,473	107,174
	1 償還金及び還付加算金	27,701	79,473	107,174
歳出合計		7,905,273	79,473	7,984,746

歲入歲出予算事項別明細書

歳入

第 1 款 国民健康保険税（補正額 △406 千円）

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	国 民 健 康 保 険 税	1, 513, 947	△406	1, 513, 541		
	1 一 般 被 保 険 者 国民健康保険税	1, 513, 937	△406	1, 513, 531		
					1 医 療 給 付 費 分 現 年 課 税 分	△312
					2 後 期 高 齢 者 支 援 金分現年課税分	△72
					3 介 護 納 付 金 分 現 年 課 税 分	△22
計		1, 513, 947	△406	1, 513, 541		

（単位：千円）

説 明	
（保険年金課） 一般被保険者医療給付費分保険税 普通徴収分	△312 △312 △312
（保険年金課） 一般被保険者後期高齢者支援金分保険税 普通徴収分	△72 △72 △72
（保険年金課） 一般被保険者介護納付金分保険税 普通徴収分	△22 △22 △22

第1款 国 民 健 康 保 険 税

第 7 款 繰 入 金（補正額 79, 879 千円）

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	他 会 計 繰 入 金	1, 146, 759	79, 879	1, 226, 638		
	1 一般会計繰入金	1, 146, 759	79, 879	1, 226, 638		
					1 一 般 繰 入 金	79, 473
					6 産前産後保険税 繰 入 金	406
計		1, 146, 760	79, 879	1, 226, 639		

（単位：千円）

説 明	
（保険年金課） 一般繰入金	79, 473 79, 473
（保険年金課） 産前産後保険税繰入金	406 406

第7款 繰 入 金

歲 出

第 8 款 諸 支 出 金 (補正額 79,473 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
項	目				特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金		27,701	79,473	107,174	0	0	0	0	79,473
	2 償 還 金	1	79,473	79,474	0	0	0	0	79,473
					0	0	0	0	79,473
計		27,701	79,473	107,174	0	0	0	0	79,473

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
22 償還金利子及び 割 引 料	79,473	1 償還金（保険年金課）	79,473
		22償還金利子及び割引料	79,473
		償還金	79,473

第8款 諸 支 出 金

議案概要説明書

議 案 番 号	第84号	担 当 課	市民部保険年金課
件 名	令和 5 年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）		
【概 要】			
(特に表示がないときは単位 千円)			
補正前の予算総額		7,905,273	
補 正 額		79,473	
補正後の予算総額		7,984,746	
(補正の概要)			
今回の補正は、出産被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税の免除に伴う国民健康保険税の減額及び産前産後保険税繰入金の計上、令和 4 年度の東京都国民健康保険保険給付費等交付金の額の確定等に伴う償還金の増額等を行うものです。			
歳入では国民健康保険税及び繰入金を増額等し、歳出では諸支出金を増額するものです。			

第85号議案

令和 5 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,951千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,395,705千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 繰 入 金		1,777,484	2,951	1,780,435
	1 他 会 計 繰 入 金	1,777,484	2,951	1,780,435
歳 入 合 計		3,392,754	2,951	3,395,705

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		94,768	2,951	97,719
	1 総 務 管 理 費	94,768	2,951	97,719
歳 出 合 計		3,392,754	2,951	3,395,705

歲入歲出予算事項別明細書

歳入

第4款繰入金（補正額 2,951 千円）

科目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区分	金額
1	他会計繰入金	1,777,484	2,951	1,780,435		
	1 一般会計繰入金	1,777,484	2,951	1,780,435		
					1 一般会計繰入金	2,951
計		1,777,484	2,951	1,780,435		

（単位：千円）

説明
（区画整理課） 一般会計繰入金
2,951 2,951

第4款繰入金

歲 出

第 1 款 総 務 費 (補正額 2,951 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	総 務 管 理 費	94,768	2,951	97,719	0	0	0	0	2,951
	1 一 般 管 理 費	94,768	2,951	97,719	0	0	0	0	2,951
					0	0	0	0	2,951
計		94,768	2,951	97,719	0	0	0	0	2,951

(単位：千円)

[illegible]

第1款 総 務 費

一般職

給与費

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費			
		給 料	職 員 手 当	計	
補 正 後	11	41,027	34,803	75,830	
補 正 前	11	39,936	33,621	73,557	
比 較	0	1,091	1,182	2,273	

職員手当 の内訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	1,119	6,486	881	1,144	0	4,453
	補 正 前	950	6,259	881	1,144	0	4,453
	比 較	169	227	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別	内 訳	説 明
給 料	1,091	給与改定に伴う増分	578	給与改定に伴う増分 578
		その他の増分	513	新陳代謝等による増分 513
職 員 手 当	1,182	給与改定に伴う増分	753	給与改定に伴う増分 753
		その他の増分	429	新陳代謝等による増分 429

明細書

(単位 千円)

共 済 費	合 計	備 考				
14,844	90,674					
14,166	87,723					
678	2,951					

夜間勤務手当	宿 日 直 当	期 末 ・ 勤 勉 当 手	住 居 手 当	児 童 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当
0	0	19,220	360	1,140	0	0
0	0	18,434	360	1,140	0	0
0	0	786	0	0	0	0

(単位 千円)

備 考	
勤勉手当	支給率の増 0.10月

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区	分	行政職 (一)
令和5年11月1日 現在	平均給料月額(円)	307,900
	平均給与月額(円)	394,799
	平均年齢	39歳6月
令和4年11月1日 現在	平均給料月額(円)	296,327
	平均給与月額(円)	422,252
	平均年齢	37歳9月

イ 初任給 (単位 円)

区		行政職 (一)	国の制度 一般行政職
Ⅰ類	改正後	196,200	200,700
	改正前	187,900	189,700
Ⅱ類	改正後	170,400	—
	改正前	162,500	—
Ⅲ類	改正後	160,100	166,600
	改正前	152,200	154,600

ウ 級別職員数

区		行政職 (一)		
		級	職員数(人)	構成比(%)
令和5年11月1日 現在		5級	0	0.0
		4級	1	9.1
		3級	3	27.3
		2級	2	18.2
		1級	5	45.4
		計	11	100.0
令和4年11月1日 現在		5級	0	0.0
		4級	1	9.1
		3級	3	27.3
		2級	2	18.2
		1級	5	45.4
		計	11	100.0

(級別の基準となる職務)

区分	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
行政職(一)	部長	統括課長 課長	係長	副係長	主事

エ 昇給

区 分			行政職(一)
本 年 度	職 員 数 (A) (人)		11
	昇給に係る職員数 (B) (人)		10
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	1
		2 号 給 (人)	0
		3 号 給 (人)	0
		4 号 給 (人)	7
		5 号 給 (人)	1
		6 号 給 (人)	1
	比 率 (B) / (A) (%)		90.9
前 年 度	職 員 数 (A) (人)		11
	昇給に係る職員数 (B) (人)		11
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	1
		2 号 給 (人)	0
		3 号 給 (人)	0
		4 号 給 (人)	7
		5 号 給 (人)	2
		6 号 給 (人)	1
	比 率 (B) / (A) (%)		100.0

オ 期末手当・勤勉手当

区 分		支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による加算措置	備 考
		6 月 (月分)	12 月 (月分)			
市	改正後	2.275	2.375	4.65	有	—
	改正前	2.275	2.275	4.55		
国	改正後	2.20	2.30	4.50	有	—
	改正前	2.20	2.20	4.40		

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当（令和5年11月1日現在）

区分	20年勤続 の者 (月分)	25年勤続 の者 (月分)	35年勤続 の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
市の制度	23.00	30.50	43.00	43.00	定年前早期退職特例 (2%～10%加算)	—
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例 (2%～45%加算)	—

キ 地域手当（令和5年11月1日現在）

支給対象地域	稲 城 市
支給率 (%)	15.0
支給対象職員数 (人)	11
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	15.0

ク その他の手当（令和5年11月1日現在）

（単位 円）

区 分	国の制度 との異同	差 異 の 内 容		
扶養手当	異なる	改定なし		
		扶養等による区分	市の場合 (部長職を除く。)	国の場合
		配偶者	6,000 (課長職3,000)	6,500
		子	9,000	10,000
		父母等	6,000 (課長職3,000)	6,500
		満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人当たりの加算額	4,000	5,000

住居手当	異なる	改定なし <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="485 336 767 387">市の場合</th><th data-bbox="767 336 919 387"></th><th data-bbox="919 336 1334 387">国の場合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="485 387 767 757"> 当該年度末に 35 歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を支払っている世帯主等 （管理職を除く。） </td><td data-bbox="767 387 919 757">15,000</td><td data-bbox="919 387 1334 757"> 借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 28,000 </td></tr> </tbody> </table>	市の場合		国の場合	当該年度末に 35 歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を支払っている世帯主等 （管理職を除く。）	15,000	借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 28,000
市の場合		国の場合						
当該年度末に 35 歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を支払っている世帯主等 （管理職を除く。）	15,000	借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 28,000						
通勤手当	異なる	改定あり <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="485 947 767 999">市の場合</th><th data-bbox="767 947 919 999"></th><th data-bbox="919 947 1334 999">国の場合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="485 999 767 1267"> 交通機関利用者 運賃相当額（6か月定期券等）を支給 月額支給限度額 55,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 1,000～13,000 </td><td data-bbox="767 999 919 1267"></td><td data-bbox="919 999 1334 1267"> 交通機関利用者 運賃相当額（6か月定期券等）を支給 月額支給限度額 55,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 2,000～31,600 </td></tr> </tbody> </table>	市の場合		国の場合	交通機関利用者 運賃相当額（6か月定期券等）を支給 月額支給限度額 55,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 1,000～13,000		交通機関利用者 運賃相当額（6か月定期券等）を支給 月額支給限度額 55,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 2,000～31,600
市の場合		国の場合						
交通機関利用者 運賃相当額（6か月定期券等）を支給 月額支給限度額 55,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 1,000～13,000		交通機関利用者 運賃相当額（6か月定期券等）を支給 月額支給限度額 55,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 2,000～31,600						

議案概要説明書

議 案 番 号	第85号	担 当 課	都市環境整備部区画整理課
件 名	令和5年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）		
【概 要】			
(特に表示がないときは単位 千円)			
補正前の予算総額		3,392,754	
補 正 額		2,951	
補正後の予算総額		3,395,705	
(補正の概要)			
今回の補正は、人事異動等に伴う増額補正です。歳入では一般会計繰入金を増額し、歳出では人件費を増額するものです。			

第86号議案

令和 5 年 度

東京都稲城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年 度

東京都稲城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度東京都稲城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 5 年度東京都稲城市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入				
第 1 款	下水道事業収益	2,107,032 千円	△487 千円	2,106,545 千円
第 2 項	営業外収益	837,529 千円	△487 千円	837,042 千円
支出				
第 1 款	下水道事業費用	1,972,979 千円	△487 千円	1,972,492 千円
第 1 項	営業費用	1,844,667 千円	△487 千円	1,844,180 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入				
第 1 款	資本的収入	533,969 千円	△7,946 千円	526,023 千円
第 3 項	他会計補助金	21,633 千円	△7,946 千円	13,687 千円
支出				
第 1 款	資本的支出	984,042 千円	△7,946 千円	976,096 千円
第 1 項	建設改良費	575,689 千円	△7,946 千円	567,743 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 4 条 予算第 9 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職員給与費	92,737 千円	△8,433 千円	84,304 千円

（他会計からの補助金の補正）

第 5 条 予算第 10 条中「90,060 千円」を「81,627 千円」に補正する。

令和 5 年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

東京都稲城市下水道事業会計補正予算(第1号)
に関する説明書

令和5年度 東京都稲城市下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

収 益 の 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下 水 道 事業収益			2,107,032	△ 487	2,106,545
	2 営業外収益		837,529	△ 487	837,042
		3 他 会 計 補 助 金	68,427	△ 487	67,940

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下 水 道 事業費用			1,972,979	△ 487	1,972,492
	1 営業費用		1,844,667	△ 487	1,844,180
		3 総 係 費	184,224	△ 487	183,737

資 本 の 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資 本 の 収 入			533,969	△ 7,946	526,023
	3 他会計補助金		21,633	△ 7,946	13,687
		1 他会計補助金	21,633	△ 7,946	13,687

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資 本 の 支 出			984,042	△ 7,946	976,096
	1 建設改良費		575,689	△ 7,946	567,743
		4 建設総係費	30,813	△ 7,946	22,867

令和5年度 東京都稲城市下水道

収益的収入

収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	下	水道事業収益	2,107,032	△ 487	2,106,545
	2	営業外収益	837,529	△ 487	837,042
	3	他会計補助金	68,427	△ 487	67,940

支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	下	水道事業費用	1,972,979	△ 487	1,972,492
	1	営業費用	1,844,667	△ 487	1,844,180
	3	総係費	184,224	△ 487	183,737

事業会計補正予算（第1号）実施計画説明書

及び支出

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計補助金	△ 487	一般会計補助金 △ 487

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
1 給料	△ 1,279	職員7人 △ 1,279
2 手当	90	手当 90
3 賞与引当金繰入額	296	賞与引当金繰入額 296
4 法定福利費	287	東京都市町村職員共済組合負担金 287
5 法定福利費引当金繰入額	119	法定福利費引当金繰入額 119

資 本 的 収 入

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	資	本 的 収 入	533,969	△ 7,946	526,023
	3	他 会 計 補 助 金	21,633	△ 7,946	13,687
		1 他 会 計 補 助 金	21,633	△ 7,946	13,687

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	資	本 的 支 出	984,042	△ 7,946	976,096
	1	建 設 改 良 費	575,689	△ 7,946	567,743
		4 建 設 総 係 費	30,813	△ 7,946	22,867

及 び 支 出

(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一 般 会 計 補 助 金	△ 7,946	一般会計補助金 △ 7,946

(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 給 料	△ 3,811	職員2人 △ 3,811
2 手 当	△ 2,428	手当 △ 2,428
3 賞 与 引 当 金 繰 入 額	△ 518	賞与引当金繰入額 △ 518
4 法 定 福 利 費	△ 1,116	東京都市町村職員共済組合負担金 △ 1,116
5 法定福利費引当金繰入額	△ 73	法定福利費引当金繰入額 △ 73

給 与 費

1. 総括

	区分	職 員 数 (人)		給 与 費		
		特別職	一般職	報 酬	給 料	手 当
	補正後	0	(0) 9	0	34,653	36,692
	補正前	0	(0) 10	0	39,743	39,252
	比 較	0	(0) △1	0	△ 5,090	△ 2,560
()内は再任用で外数						
手当の内訳	区分	扶 養 手 当	地 域 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	特 殊 時 間 外 勤 務 手 当 勤 務 手 当
	補正後	1,453	5,550	881	750	15 3,885
	補正前	1,611	6,325	881	750	15 3,885
	比 較	△ 158	△ 775	0	0	0 0

2. 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	
給 料	△ 5,090	給与改定に伴う増分	259	給与改定に伴う増分	259
		その他の減分	△ 5,349	職員配置等による減分	△ 3,865
				育休取得等による減分	△ 1,456
				新陳代謝等による減分	△ 28
手 当	△ 2,560	給与改定に伴う増分	573	給与改定に伴う増分	573
		その他の減分	△ 3,133	職員配置等による減分	△ 2,266
				育休取得等による減分	△ 854
				新陳代謝等による減分	△ 13

明 細 書

(単位:千円)

	法定福利費	合 計	備 考
計			
71,345	12,959	84,304	
78,995	13,742	92,737	
△ 7,650	△ 783	△ 8,433	

夜間勤務手当	宿日直当	期末・勤勉当	住居手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	休日勤務当	退職手当組合負担金
0	0	17,692	0	1,440	0	0	5,026
0	0	18,581	0	1,440	0	0	5,764
0	0	△ 889	0	0	0	0	△ 738

(単位:千円)

備 考
勤勉手当 支給率の増 0.10月

3. 給料及び職員手当の状況

(ア) 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職(一)
令和5年11月1日 現在	平 均 給 料 月 額 (円)	332,967
	平 均 給 与 月 額 (円)	415,072
	平 均 年 齢	44 歳 8 月
令和4年11月1日 現在	平 均 給 料 月 額 (円)	324,275
	平 均 給 与 月 額 (円)	406,865
	平 均 年 齢	42 歳 11 月

(イ) 初任給

(単位:円)

区 分		行 政 職(一)	国の制度
			一般行政職
Ⅰ 類	改正後	196,200	200,700
	改正前	187,900	189,700
Ⅱ 類	改正後	170,400	-
	改正前	162,500	-
Ⅲ 類	改正後	160,100	166,600
	改正前	152,200	154,600

(ウ) 級別職員数

区 分	行 政 職 (一)		
	級	職員数(人)	構成比(%)
令和5年11月1日 現 在	5 級	0	0.0
	4 級	1	11.1
	3 級	2	22.2
	2 級	2	22.2
	1 級	4	44.5
	計	9	100.0
令和4年11月1日 現 在	5 級	0	0.0
	4 級	1	10.0
	3 級	2	20.0
	2 級	3	30.0
	1 級	4	40.0
	計	10	100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	5級	4級	3級	2級	1級
行政職(一)	部長	統括課長・課長	係長	副係長	主事

(エ) 昇給

区 分			合 計	職 種
				行 政 職(一)
本 年 度	職 員 数 (A) (人)		9	9
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)		8	8
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	1	1
		2号給 (人)	0	0
		3号給 (人)	0	0
		4号給 (人)	6	6
		5号給 (人)	1	1
		6号給 (人)	0	0
比 率 (B)／(A) (%)		88.9	88.9	
前 年 度	職 員 数 (A) (人)		10	10
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)		7	7
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	0	0
		2号給 (人)	0	0
		3号給 (人)	1	1
		4号給 (人)	3	3
		5号給 (人)	3	3
		6号給 (人)	0	0
比 率 (B)／(A) (%)		70.0	70.0	

(オ) 期末手当・勤勉手当

()内は再任用職員支給率

区 分		支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
		6月(月分)	12月(月分)	(月分)		
市	改正後	(1.20)	(1.25)	(2.45)	有	-
		2.275	2.375	4.65		
	改正前	(1.20)	(1.20)	(2.40)		
		2.275	2.275	4.55		
国	改正後	(1.15)	(1.20)	(2.35)	有	-
		2.20	2.30	4.50		
	改正前	(1.15)	(1.15)	(2.30)		
		2.20	2.20	4.40		

(カ) 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当(令和5年11月1日現在)

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
市の制度	23.00	30.50	43.00	43.00	定年前早期退職特例 (2%～10%加算)	-
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例 (2%～45%加算)	-

(キ) 地域手当(令和5年11月1日現在)

支給対象地域	稲 城 市
支給率 (%)	15.0
支給対象職員数 (人)	9
国の指定基準に基づく支給率 (%)	15.0

(ク) 特殊勤務手当

区 分	全職種
給料総額に対する比率 (%)	0.04
支給対象職員の比率 (%) (令和5年11月1日現在)	100.00
特殊勤務 手当の名称	下水道 ^{きよ} 管渠調査手当

(ケ) その他の手当(令和5年11月1日現在)

(単位:円)

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容		
扶養手当	異なる	改定なし		
		扶養等による区分	市の場合 (部長職を除く。)	国の場合
		配偶者	6,000 (課長職3,000)	6,500
		子	9,000	10,000
		父 母 等	6,000 (課長職3,000)	6,500
		満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人当たりの加算額	4,000	5,000
住居手当	異なる	改定なし		
		市 の 場 合	国 の 場 合	
		当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等(管理職を除く。)	15,000	借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 28,000
通勤手当	異なる	改定あり		
		市 の 場 合	国 の 場 合	
		交通機関利用者 運賃相当額 (6か月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 1,000～13,000	交通機関利用者 運賃相当額 (6か月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 2,000～31,600	

議案概要説明書

議 案 番 号	第86号	担 当 課	都市環境整備部下水道課
件 名	令和5年度東京都稲城市下水道事業会計補正予算（第1号）		

【概 要】

今回の補正は、人事異動等に伴う減額補正で、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出を減額するものです。

（特に表示がないときは単位 千円）

【収益的収入及び支出】

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収入 第1款 下水道事業収益	2,107,032	△487	2,106,545
第2項 営業外収益	837,529	△487	837,042
支出 第1款 下水道事業費用	1,972,979	△487	1,972,492
第1項 営業費用	1,844,667	△487	1,844,180

【資本的収入及び支出】

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収入 第1款 資本的収入	533,969	△7,946	526,023
第3項 他会計補助金	21,633	△7,946	13,687
支出 第1款 資本的支出	984,042	△7,946	976,096
第1項 建設改良費	575,689	△7,946	567,743

【議会の議決を経なければ流用することのできない経費】

	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	92,737	△8,433	84,304

【他会計からの補助金】

	既決予定額	補正予定額	計
一般会計からの補助金	90,060	△8,433	81,627

第87号議案

稲城市道路線の認定について（稲城稲城長沼駅周辺土地区画整理事業関係・
3路線）

上記の議案を提出する。

令和5年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城稲城長沼駅周辺土地区画整理事業において築造した道路を稲城市道路線に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の認定について（稲城稲城長沼駅周辺土地区画整理事業関係・
3 路線）

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を稲城市道路線に認定する。

整理 番号	路線名	起 点	終 点
1	市道東長沼2185号線	東長沼1180番2地先	東長沼1181番2地先
2	市道東長沼2186号線	東長沼1129番1地先	東長沼1177番2地先
3	市道東長沼2187号線	東長沼548番1地先	東長沼1086番地先

議案概要説明書

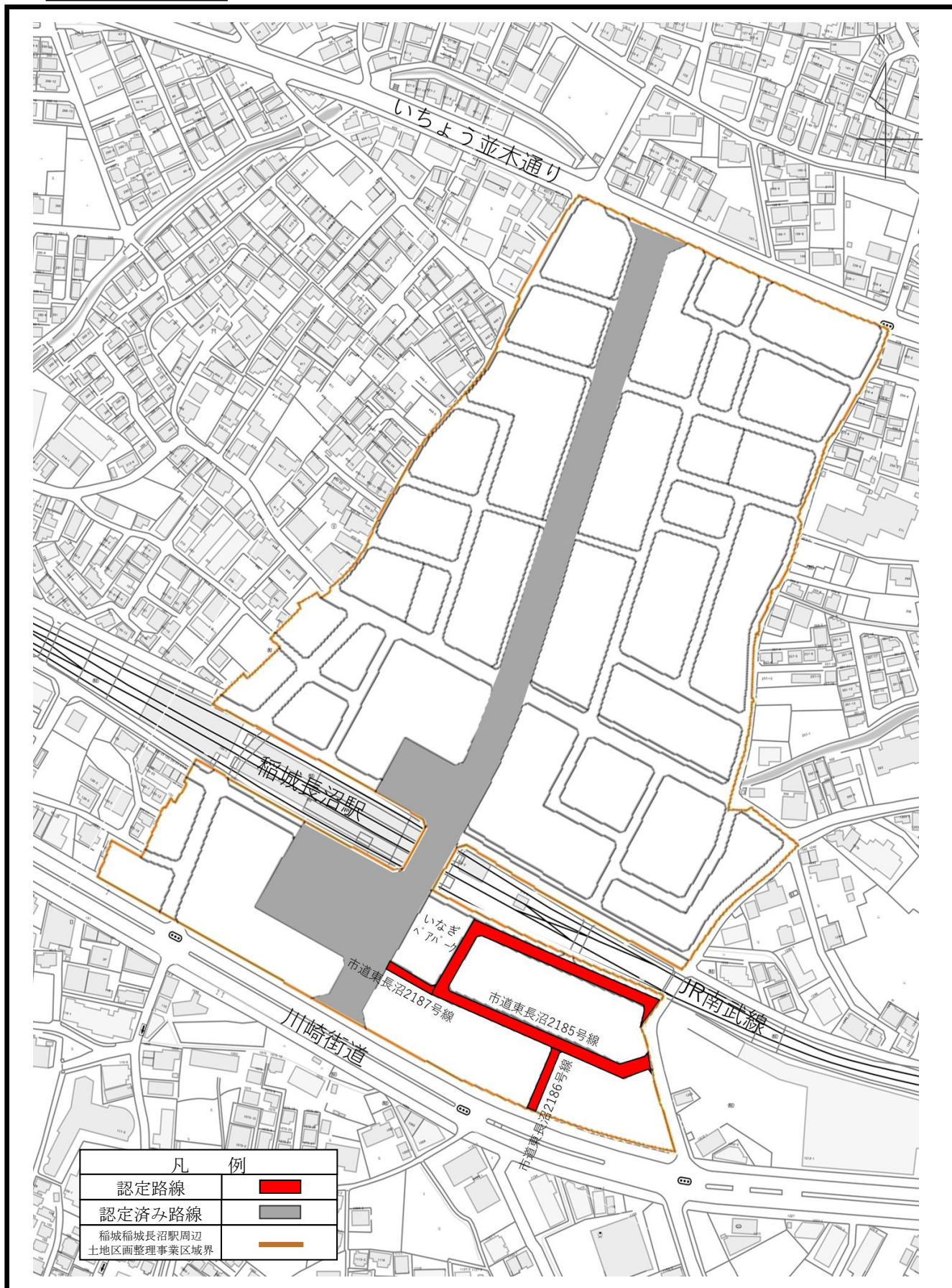
議 案 番 号	第87号	担 当 課	都市建設部管理課
件 名	稲城市道路線の認定について（稲城稲城長沼駅周辺土地区画整理事業関係・3路線）		
【概 要】 本案は、稲城稲城長沼駅周辺土地区画整理事業において築造した道路を稲城市道路線に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。			

路 線 一 覧 表

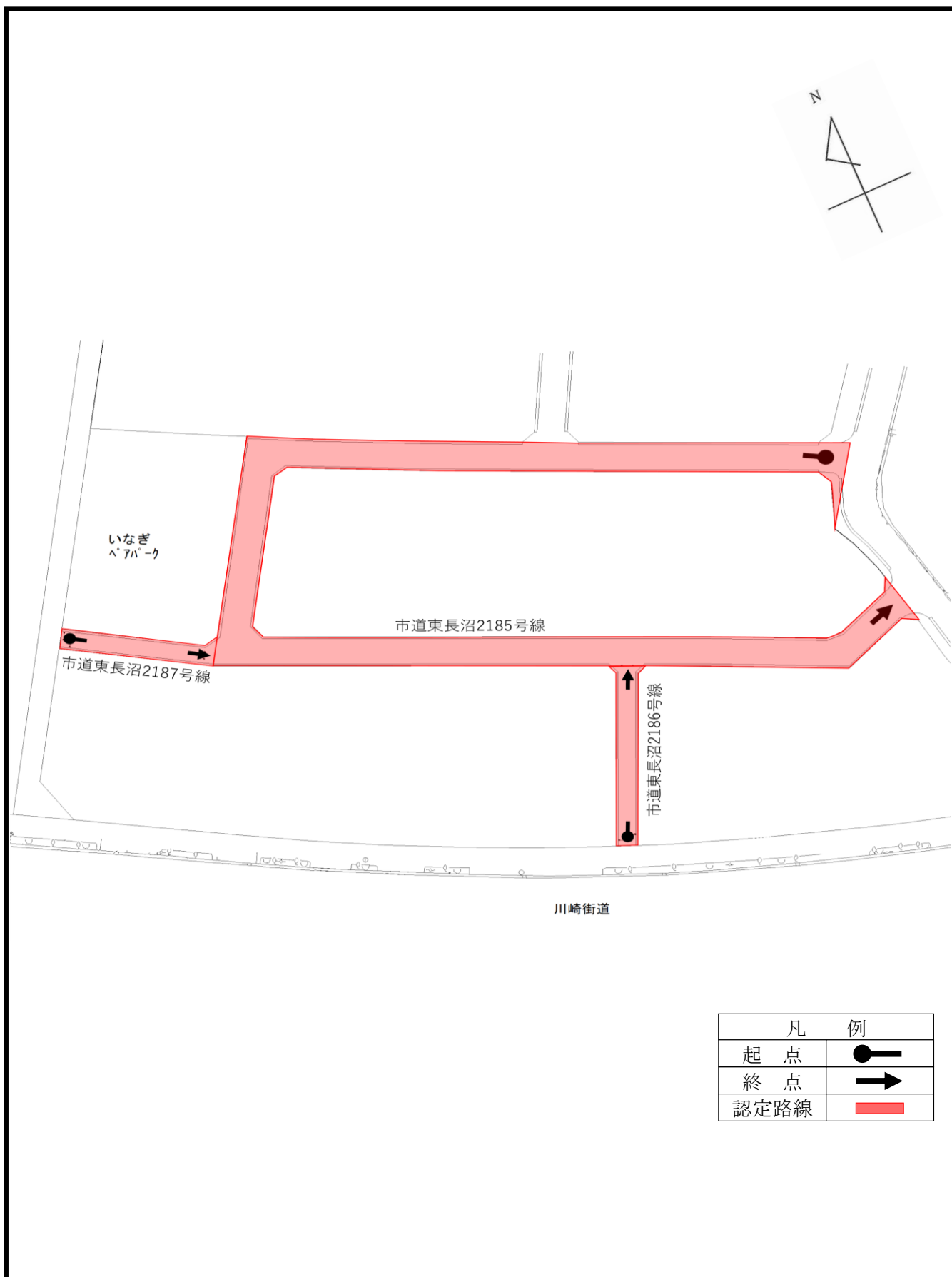
認定路線

No.	路線名	起点	終点	延長(m)	幅員(m)
1	市道東長沼2185号線	東長沼1180番2地先	東長沼1181番2地先	275.12	6.00
2	市道東長沼2186号線	東長沼1129番1地先	東長沼1177番2地先	36.91	4.00
3	市道東長沼2187号線	東長沼548番1地先	東長沼1086番地先	28.33	4.00

案内図



位置図



市道東長沼2185号線

市道東長沼2187号線

市道東長沼2186号線

凡 例

起 点	●
終 点	➔
認定路線	■

第88号議案

稲城市道路線の認定について（稲城南山東部土地区画整理事業関係・5路線）

上記の議案を提出する。

令和5年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城南山東部土地区画整理事業において築造した道路を稲城市道路線に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の認定について（稲城南山東部土地区画整理事業関係・5路線）

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を稲城市道路線に認定する。

整理 番号	路線名	起 点	終 点
1	市道東長沼2180号線	東長沼2574番2地先	百村1447番地先
2	市道東長沼2181号線	東長沼2574番1地先	百村1444番地先
3	市道矢野口2182号線	矢野口3681番地先	東長沼2594番地先
4	市道東長沼2183号線	東長沼2568番地先	東長沼2594番地先
5	市道東長沼2184号線	東長沼2590番地先	東長沼2590番地先

議案概要説明書

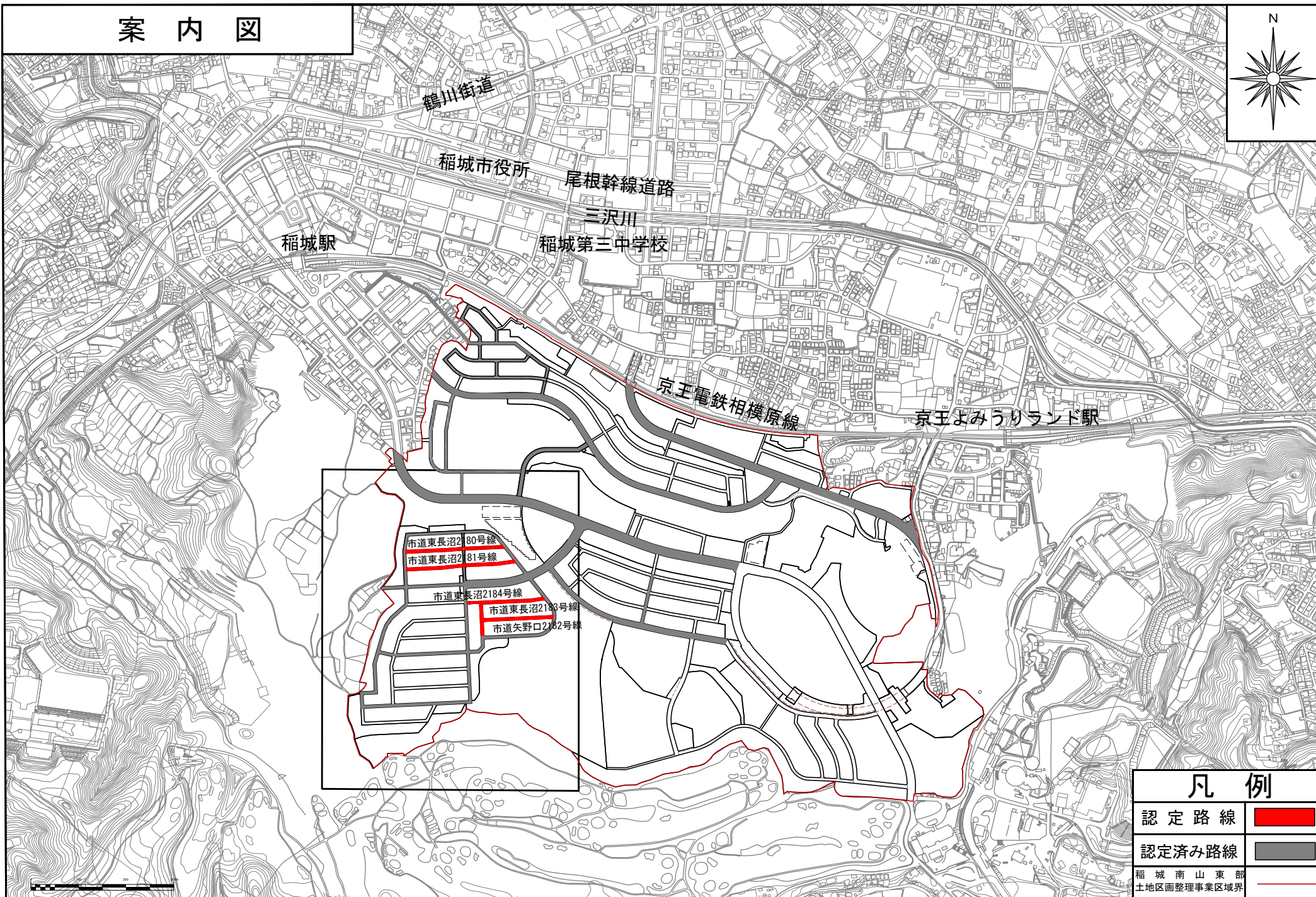
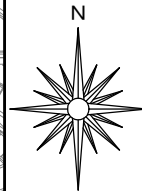
議 案 番 号	第88号	担 当 課	都市建設部管理課
件 名	稲城市道路線の認定について（稲城南山東部土地区画整理事業関係・5路線）		
【概 要】 本案は、稲城南山東部土地区画整理事業において築造した道路を稲城市道路線に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。			

路 線 一 覧 表

認定路線

No.	路線名	起点	終点	延長(m)	幅員(m)
1	市道東長沼2180号線	東長沼2574番 2 地先	百村1447番地先	205.05	6.00
2	市道東長沼2181号線	東長沼2574番 1 地先	百村1444番地先	227.85	6.00
3	市道矢野口2182号線	矢野口3681番地先	東長沼2594番地先	146.83	6.00
4	市道東長沼2183号線	東長沼2568番地先	東長沼2594番地先	201.07	6.00
5	市道東長沼2184号線	東長沼2590番地先	東長沼2590番地先	26.00	4.00

案内図



凡 例

認定路線	
認定済み路線	
稲城南山東部 土地区画整理事業区域界	

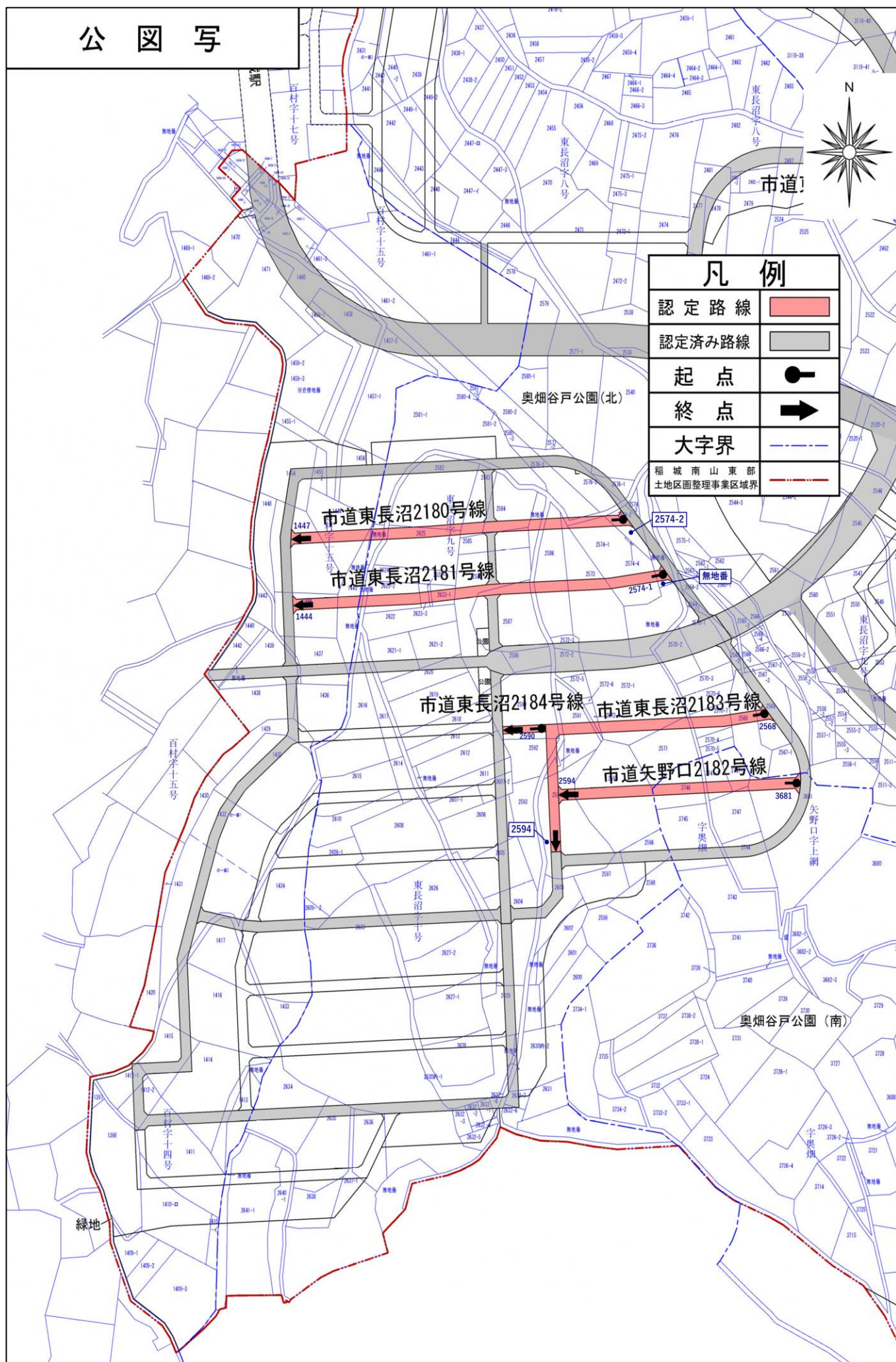
位置図



凡 例	
認 定 路 線	
認定済み路線	
起 点	
終 点	
稲 城 南 山 東 部 土地区画整理事業区域界	



公 図 写



第89号議案

稲城市道路線の廃止について（坂浜における民間宅地開発関係・1路線）

上記の議案を提出する。

令和5年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

坂浜地区の民間宅地開発により道路としての機能が消滅し、一般交通の用に供する必要がなくなった市道1038号線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の廃止について（坂浜における民間宅地開発関係・1路線）

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の稲城市道路線を廃止する。

路線名	起 点	終 点
市道1038号線	坂浜1445番3地先	坂浜1445番3地先

議案概要説明書

議 案 番 号	第89号	担 当 課	都市建設部管理課
件 名	稲城市道路線の廃止について（坂浜における民間宅地開発関係・1路線）		
【概 要】 本案は、坂浜地区の民間宅地開発により道路としての機能が消滅し、一般交通の用に供する必要がなくなった市道1038号線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。			

路 線 一 覧 表

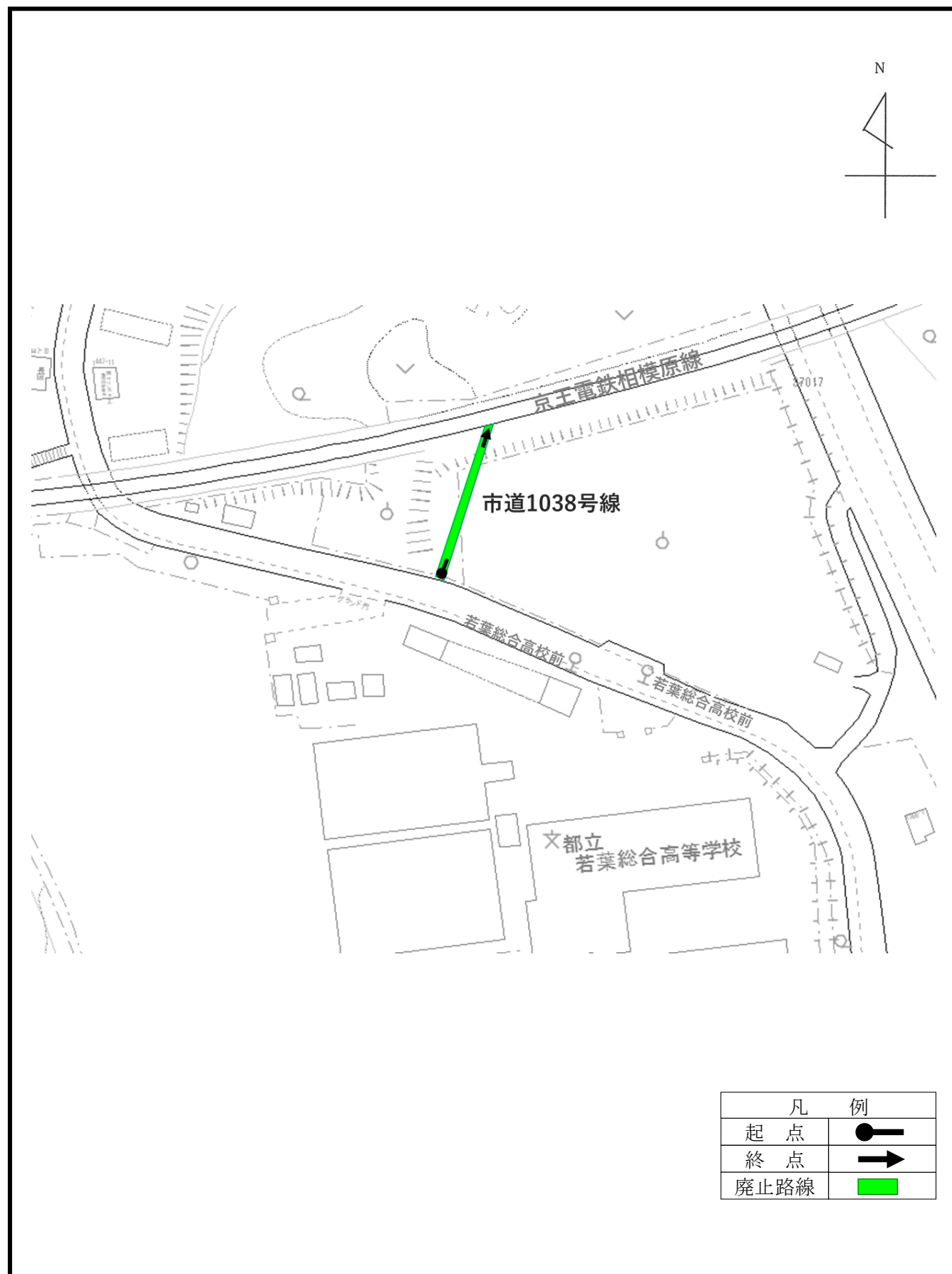
廃止路線

路線名	起点	終点	延長(m)	幅員(m)
市道1038号線	坂浜1445番 3 地先	坂浜1445番 3 地先	41.79	1.52

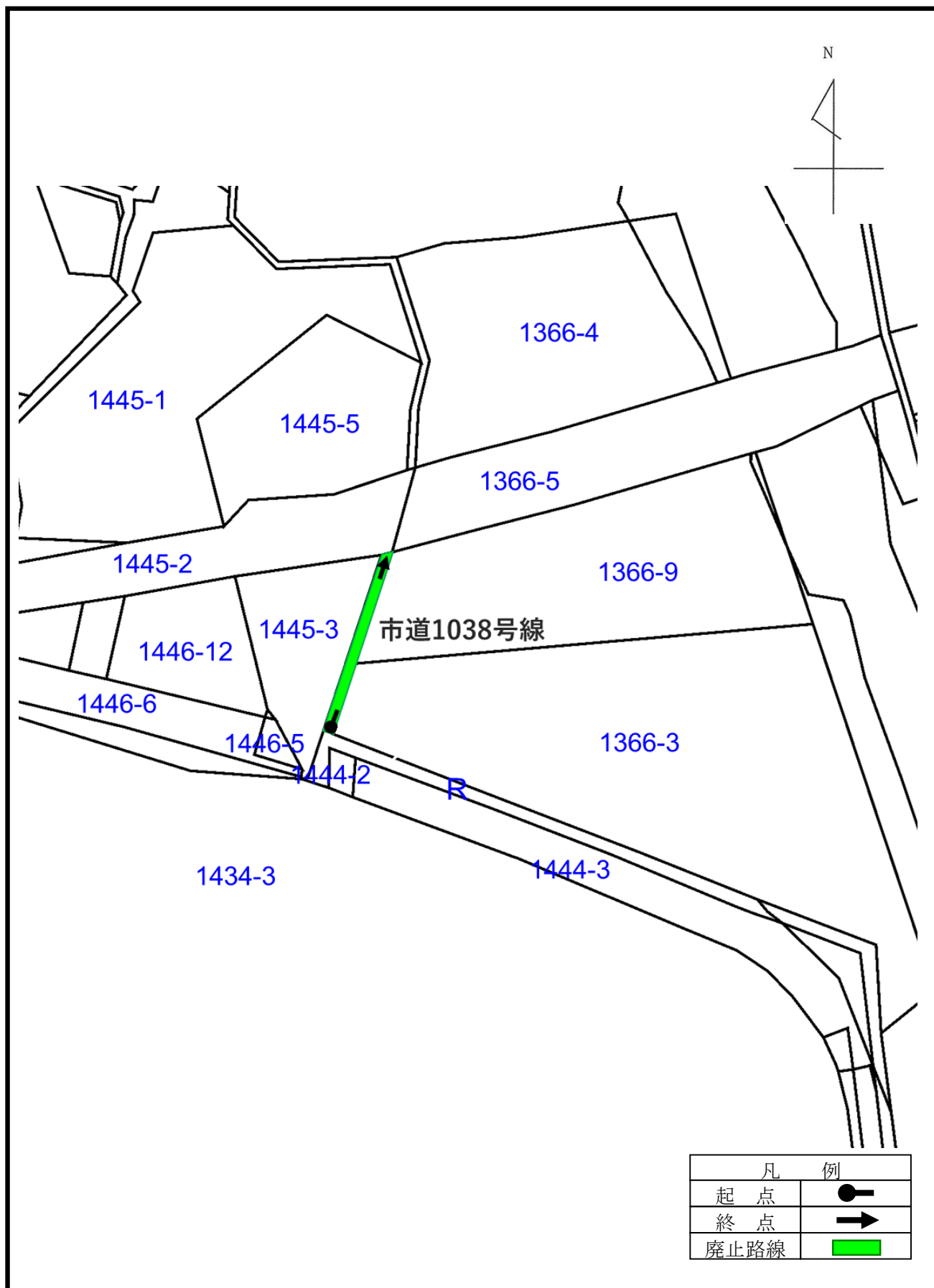
案内図



位置図



公 図 写



第90号議案

稲城市道路線の廃止について（平尾における民間宅地開発関係・1路線）

上記の議案を提出する。

令和5年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

平尾地区の民間宅地開発により道路としての機能が消滅し、一般交通の用に供する必要がなくなった市道1161号線の一部を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の廃止について（平尾における民間宅地開発関係・1路線）

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の稲城市道路線の一部を廃止する。

路線名	旧新別	起 点	終 点
市道1161号線	旧	平尾二丁目44番3地先	平尾二丁目41番6地先
	新	平尾二丁目44番3地先	平尾二丁目43番5地先

議案概要説明書

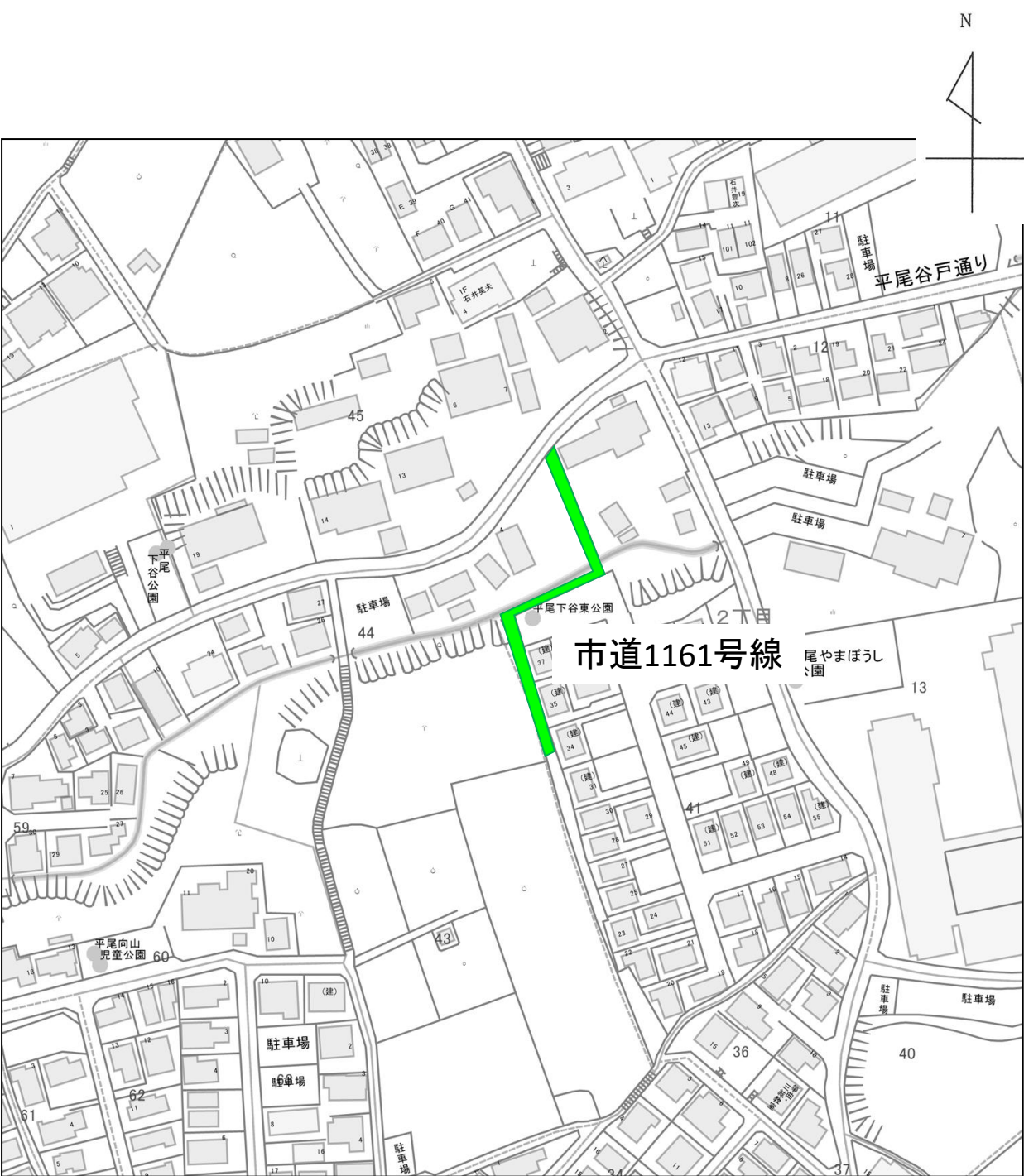
議 案 番 号	第90号	担 当 課	都市建設部管理課
件 名	稲城市道路線の廃止について（平尾における民間宅地開発関係・1路線）		
【概 要】 本案は、平尾地区の民間宅地開発により道路としての機能が消滅し、一般交通の用に供する必要がなくなった市道1161号線の一部を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。			

路 線 一 覧 表

一部廃止路線

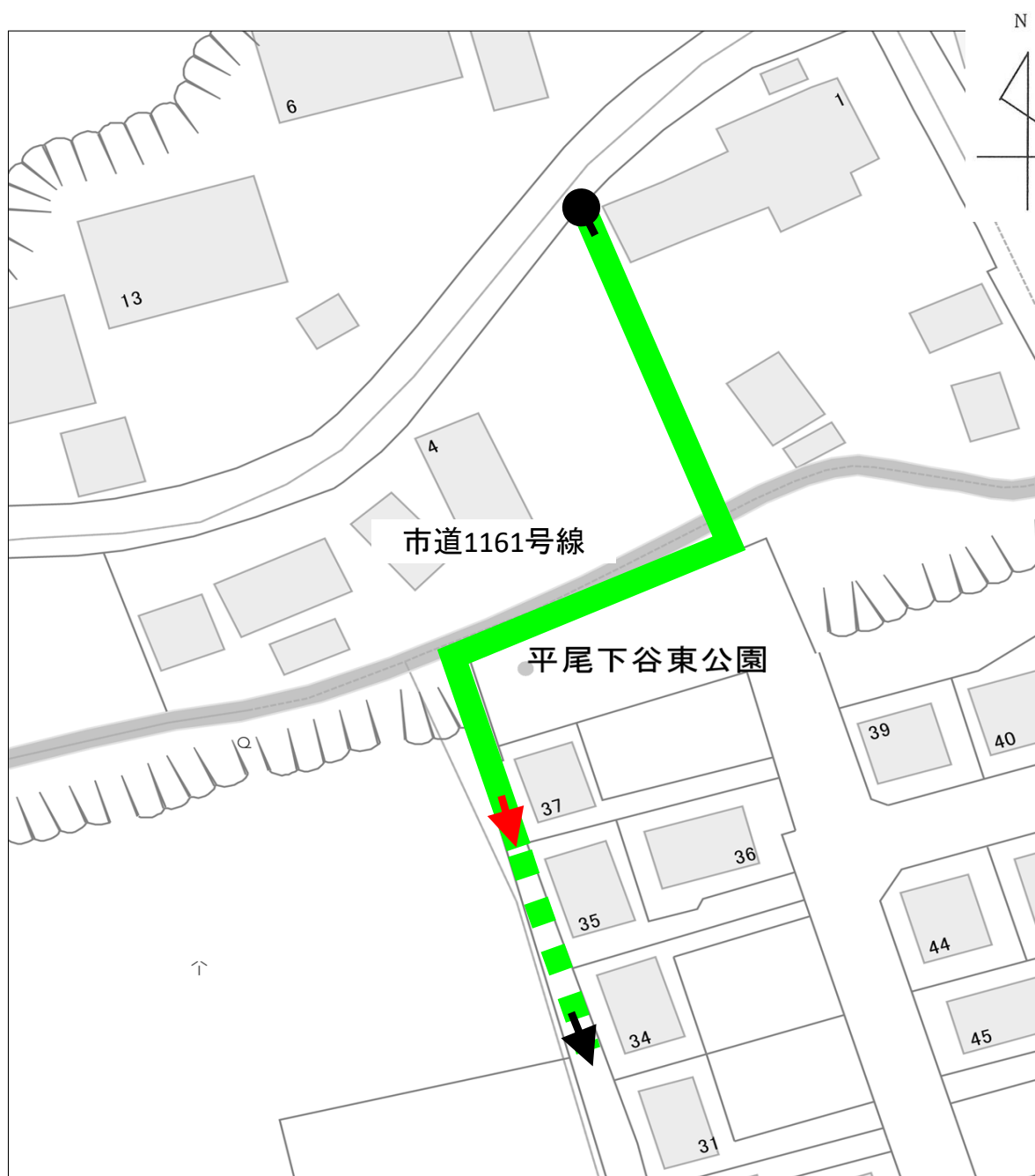
路線名	旧 新 別	起点	終点	延長(m)	幅員(m)
市道1161号線	旧	平尾二丁目44番3地先	平尾二丁目41番6地先	80.03	0.91～1.82
	新	変更無し	平尾二丁目43番5地先	64.03	変更無し

案内図



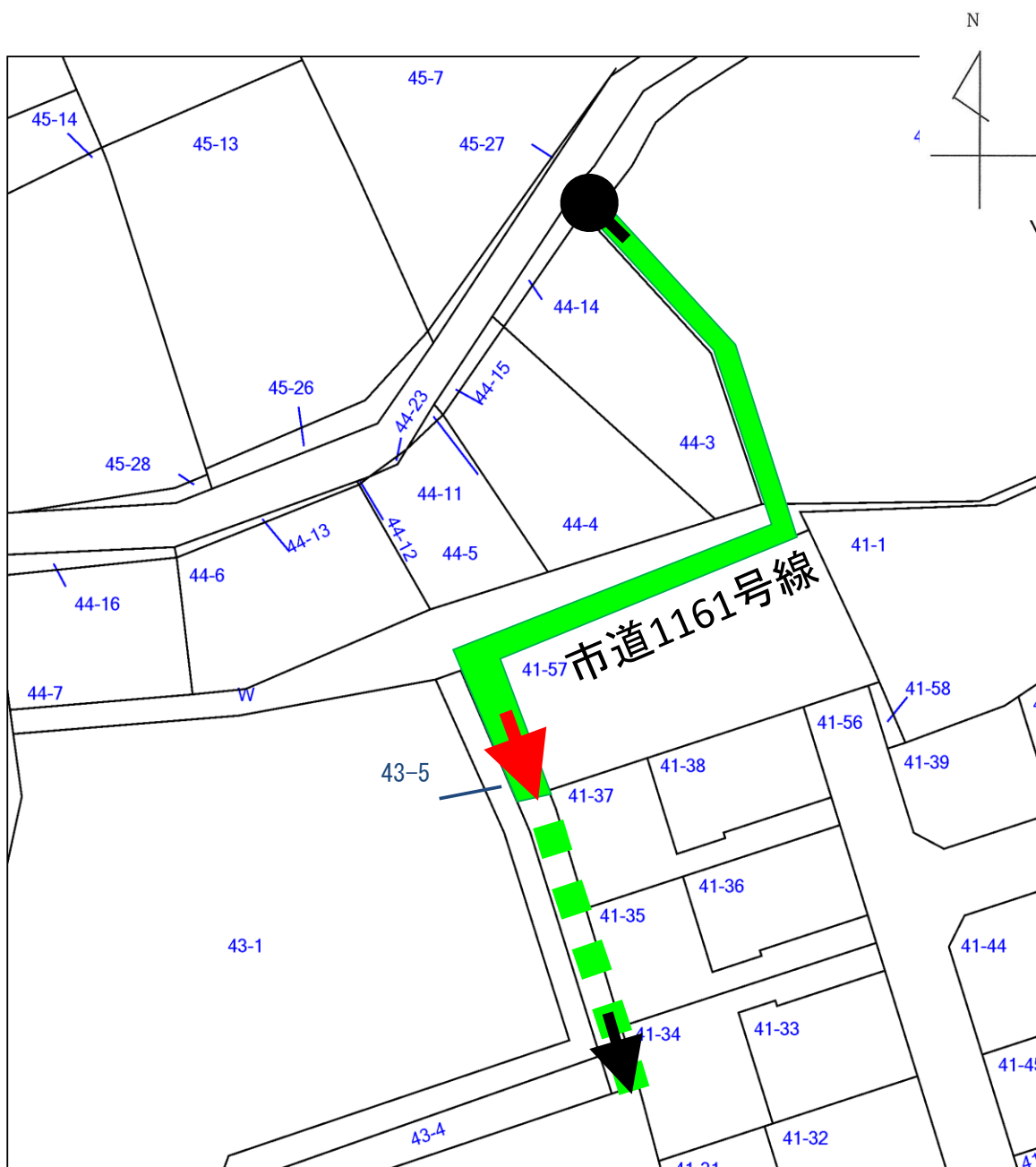
凡 例	
一部廃止路線	

位置図



凡 例	
一部廃止路線	
廃止区間	
起 点	
旧 終 点	
新 終 点	

公 図 写



凡 例	
一部廃止路線	
廃止区間	
起 点	
旧 終 点	
新 終 点	

第91号議案

稲城市立公園に設置する体育施設の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 5 年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市立公園に設置する体育施設の指定管理者の指定期間が令和 6 年 3 月31日付
けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治
法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 6 項及び稲城市体育施設条例（平成25年
稲城市条例第12号）第20条の規定により、本案を提出する。

稲城市立公園に設置する体育施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び稲城市体育施設条例（平成25年稲城市条例第12号）第16条の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
稲城中央公園総合体育館	東京都稲城市長峰一丁目1番地
稲城中央公園総合グラウンド	東京都稲城市長峰一丁目1番地
稲城中央公園野球場	東京都稲城市向陽台四丁目1番地の1
多摩川緑地公園野球場	東京都稲城市矢野口3750番地先
多摩川緑地公園ソフトボール場	東京都稲城市矢野口3750番地先
多摩川緑地公園多目的広場	東京都稲城市矢野口3750番地先
多摩川緑地公園ゲートボール場	東京都稲城市矢野口3750番地先
稲城北緑地公園テニスコート	東京都稲城市東長沼2996番地
稲城北緑地公園多摩梨パーク	東京都稲城市東長沼2996番地
大丸公園テニスコート	東京都稲城市大丸1097番地
城山公園テニスコート	東京都稲城市向陽台四丁目6番地
若葉台公園テニスコート	東京都稲城市若葉台一丁目19番地の1
若葉台公園多目的広場	東京都稲城市若葉台一丁目24番地の1
大丸第2公園プール	東京都稲城市大丸3111番地の1

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 みんなで彩る稲城のまち共同事業体

代表者 野村不動産ライフ＆スポーツ株式会社 代表取締役 小林 利彦

所在地 東京都中野区本町一丁目32番2号

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案概要説明書

議 案 番 号	第91号	担 当 課	産業文化スポーツ部スポーツ推進課
件 名	稲城市立公園に設置する体育施設の指定管理者の指定について		

【概 要】

本案は、稲城市立公園に設置する体育施設の指定管理者の指定期間が令和6年3月31日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び稲城市体育施設条例（平成25年稲城市条例第12号）第20条の規定により、議会の議決を求めるものです。

【施設概要】

名 称	所在地	設置年月
稲城中央公園総合体育館	東京都稲城市長峰一丁目1番地	平成4年9月
稲城中央公園総合グラウンド	東京都稲城市長峰一丁目1番地	平成3年9月
稲城中央公園野球場	東京都稲城市向陽台四丁目1番地の1	平成3年8月
多摩川緑地公園野球場	東京都稲城市矢野口3750番地先	昭和49年3月
多摩川緑地公園ソフトボール場	東京都稲城市矢野口3750番地先	昭和49年3月
多摩川緑地公園多目的広場	東京都稲城市矢野口3750番地先	昭和49年3月
多摩川緑地公園ゲートボール場	東京都稲城市矢野口3750番地先	昭和49年3月
稲城北緑地公園テニスコート	東京都稲城市東長沼2996番地	昭和50年3月
稲城北緑地公園多摩梨パーク	東京都稲城市東長沼2996番地	平成17年3月
大丸公園テニスコート	東京都稲城市大丸1097番地	昭和44年6月
城山公園テニスコート	東京都稲城市向陽台四丁目6番地	昭和63年7月
若葉台公園テニスコート	東京都稲城市若葉台一丁目19番地の1	平成16年4月
若葉台公園多目的広場	東京都稲城市若葉台一丁目24番地の1	平成10年3月
大丸第2公園プール	東京都稲城市大丸3111番地の1	昭和49年3月

【選定経緯】

1 選定方法

公募型プロポーザル方式により募集を行い、応募申請者について、稲城市公の施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において提案内容を審査し、候補者を選定しました。

2 選定委員会

稲城市公の施設指定管理者選定委員会設置要綱（平成23年6月20日市長決裁）に基づき、次の5人で構成しました。

委員長 総務部長

副委員長 税理士（市長が特に必要と認める者）

委員 企画部長

委員 産業文化スポーツ部長

委員 稲城市体育協会会長（市長が特に必要と認める者）

3 選定経過

令和5年5月25日 第1回選定委員会

管理基準書、募集要項、審査方法等について

令和5年6月1日 公募開始（公募型プロポーザル方式）

令和5年7月3日及び4日 申請受付（応募数2者）

令和5年7月26日 第2回選定委員会

応募状況、応募書類の確認等について

令和5年8月22日 第3回選定委員会

応募者プレゼンテーション、質疑応答及び審査・評価の決定

* 審査結果

総合点 119点 みんなで彩る稲城のまち共同事業体

113点 次点

令和5年9月7日 みんなで彩る稲城のまち共同事業体を候補者として選定

【候補者】

1 名称 みんなで彩る稲城のまち共同事業体

2 構成団体 野村不動産ライフ&スポーツ株式会社（総括・体育館運営業務等）

株式会社ギオン（屋外施設の運営管理等）

野村不動産パートナーズ株式会社（体育館の設備保守業務等）

株式会社日比谷アメニス（植栽管理・レストラン業務等）

日建総業株式会社（グラウンド・体育館の清掃業務等）

3 代表者 野村不動産ライフ＆スポーツ株式会社

代表取締役 小林 利彦

4 所在地 東京都中野区本町一丁目32番2号

【指定期間】

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

第92号議案

稲城市立公園の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和5年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市立公園の指定管理者の指定期間が令和6年3月31日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び稲城市立公園条例（昭和63年稲城市条例第13号）第21条の規定により、本案を提出する。

稲城市立公園の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び稲城市立公園条例（昭和63年稲城市条例第13号）第17条の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称及び所在地

番号	名称	所在地
1	稲城中央公園	東京都稲城市長峰一丁目1番地
2	城山公園	東京都稲城市向陽台四丁目6番地
3	若葉台公園	東京都稲城市若葉台一丁目19番地の1
4	大丸公園	東京都稲城市大丸1097番地
5	平尾近隣公園	東京都稲城市平尾三丁目7番地の20
6	押立児童公園	東京都稲城市押立1698番地
7	大丸第2公園	東京都稲城市大丸3111番地の1
8	矢野口中島児童公園	東京都稲城市矢野口3754番地の2
9	下塚戸ちびっ子広場	東京都稲城市矢野口533番地
10	大丸河原方児童公園	東京都稲城市大丸3119番地の1
11	白道ちびっ子広場	東京都稲城市百村128番地
12	大丸弁天児童公園	東京都稲城市大丸535番地の5
13	平尾向山児童公園	東京都稲城市平尾二丁目60番地の12
14	矢野口三谷児童公園	東京都稲城市矢野口153番地の9
15	平尾入定塚児童公園	東京都稲城市平尾二丁目79番地の21
16	矢野口根方児童公園	東京都稲城市矢野口2600番地の3
17	小沢峰児童公園	東京都稲城市矢野口4020番地
18	矢野口中藤児童公園	東京都稲城市矢野口29番地の19
19	大丸天神山下児童公園	東京都稲城市大丸704番地の19
20	押立三角ちびっ子広場	東京都稲城市押立1744番地の3
21	平尾丸山児童公園	東京都稲城市平尾一丁目25番地の4

22	下平尾児童公園	東京都稲城市平尾二丁目15番地の2
23	吉方公園	東京都稲城市東長沼1728番地
24	東長沼七曲見晴児童公園	東京都稲城市東長沼3116番地
25	平尾山王橋児童公園	東京都稲城市平尾一丁目16番地の7
26	平尾児童公園	東京都稲城市平尾一丁目37番地の6
27	平尾平和児童公園	東京都稲城市平尾一丁目10番地の4
28	平尾夫婦坂児童公園	東京都稲城市平尾一丁目4番地の2
29	百村入谷戸児童公園	東京都稲城市百村1618番地
30	百村神化児童公園	東京都稲城市百村1609番地の1
31	大丸大堀児童公園	東京都稲城市大丸795番地の1
32	矢野口上宿児童公園	東京都稲城市矢野口967番地の7
33	押立中関児童公園	東京都稲城市押立827番地
34	矢野口西中島児童公園	東京都稲城市矢野口22番地の7
35	東長沼新町児童公園	東京都稲城市東長沼236番地の4
36	ふれあいちびっ子広場	東京都稲城市矢野口2659番地
37	うしさん公園	東京都稲城市向陽台五丁目2番地
38	うまさん公園	東京都稲城市向陽台三丁目10番地
39	かめさん公園	東京都稲城市向陽台五丁目7番地
40	淡雪公園	東京都稲城市東長沼1705番地
41	うさぎさん公園	東京都稲城市向陽台六丁目6番地
42	釜池公園	東京都稲城市東長沼1718番地
43	河原方第二公園	東京都稲城市大丸508番地
44	亀山下公園	東京都稲城市東長沼2115番地の1
45	奚疑公園	東京都稲城市東長沼2104番地
46	幸方公園	東京都稲城市東長沼1739番地
47	水車橋公園	東京都稲城市東長沼2113番地の1
48	本郷公園	東京都稲城市東長沼2129番地
49	松葉公園	東京都稲城市矢野口1884番地
50	東長沼西部公園	東京都稲城市東長沼132番地の18

51	稲城大橋ふれあい公園	東京都稲城市押立623番地
52	風の広場公園	東京都稲城市長峰三丁目 4 番地
53	光の広場公園	東京都稲城市長峰三丁目 6 番地
54	空の広場公園	東京都稲城市長峰二丁目15番地の 1
55	卵の広場公園	東京都稲城市百村2117番地の 9
56	とりさん公園	東京都稲城市向陽台一丁目21番地の 1
57	東長沼西部第二公園	東京都稲城市東長沼153番地の 9
58	やまざくら公園	東京都稲城市若葉台四丁目36番地
59	ときの広場	東京都稲城市百村2112番地の 1
60	ひつじさん公園	東京都稲城市向陽台六丁目14番地
61	大丸谷山公園	東京都稲城市大丸832番地
62	けやき公園	東京都稲城市若葉台三丁目 2 番地
63	菅堀中公園	東京都稲城市東長沼345番地
64	松の台広場	東京都稲城市百村210番地の11
65	平尾谷戸公園	東京都稲城市平尾二丁目93番地の 4
66	こぶし公園	東京都稲城市若葉台二丁目21番地
67	天神山東公園	東京都稲城市百村600番地の 2
68	さくら公園	東京都稲城市矢野口1915番地の18
69	下谷公園	東京都稲城市平尾二丁目58番地の20
70	みはらし緑地	東京都稲城市若葉台四丁目27番地の 2
71	ランド坂公園	東京都稲城市矢野口3203番地の 6
72	山崎公園	東京都稲城市大丸694番地の 1
73	東方公園	東京都稲城市大丸66番地の 6
74	えのき公園	東京都稲城市若葉台一丁目72番地
75	三沢川親水公園	東京都稲城市矢野口1653番地の 4 先
76	矢野口宿三谷児童公園	東京都稲城市矢野口835番地の 2
77	大丸自然公園	東京都稲城市大丸1962番地の 1
78	砂見公園	東京都稲城市矢野口2284番地の17
79	段木場公園	東京都稲城市平尾四丁目11番地の62

80	もぐらさん公園	東京都稲城市向陽台二丁目 4 番地の73
81	平尾やまぼうし公園	東京都稲城市平尾二丁目13番地の26
82	押立堀公園	東京都稲城市押立1107番地先
83	下平尾谷戸公園	東京都稲城市平尾二丁目12番地の23
84	押立カワマ堀公園	東京都稲城市押立125番地
85	下新田児童公園	東京都稲城市東長沼1342番地の15
86	三反田湧水公園	東京都稲城市平尾四丁目41番地
87	寺谷津公園	東京都稲城市平尾四丁目49番地の 1
88	木詰台公園	東京都稲城市百村603番地の 7
89	いなぎペアパーク	東京都稲城市東長沼550番地の 5
90	焼境公園	東京都稲城市平尾四丁目21番地の 9
91	平尾一望公園	東京都稲城市平尾四丁目12番地の 3
92	小田良川公園	東京都稲城市坂浜三丁目33番地の 4
93	小田良中央公園	東京都稲城市坂浜三丁目29番地の 4
94	小田良みはらし公園	東京都稲城市坂浜四丁目14番地の 4
95	ひだまり公園	東京都稲城市東長沼1350番地の20
96	平尾下谷東公園	東京都稲城市平尾二丁目41番地の57
97	大丸げんき公園	東京都稲城市大丸593番地の13
98	小田良北公園	東京都稲城市坂浜三丁目31番地の31
99	小田良ふれあい公園	東京都稲城市坂浜四丁目19番地の 9
100	稲城北緑地公園	東京都稲城市東長沼2996番地のイ
101	大丸親水公園	東京都稲城市大丸216番地
102	平尾入定塚緑地	東京都稲城市平尾二丁目77番地の 3
103	八季の緑地	東京都稲城市百村2102番地の11
104	2－L 緑地	東京都稲城市長峰二丁目 7 番地の 5
105	堅神社公園	東京都稲城市百村2129番地の31
106	堂ヶ谷戸緑地	東京都稲城市長峰二丁目34番地
107	2－U 緑地	東京都稲城市長峰三丁目16番地
108	天神山緑地	東京都稲城市向陽台一丁目22番地

109	2－G緑地	東京都稲城市百村2104番地の15
110	2－K緑地	東京都稲城市長峰一丁目4番地
111	谷山緑地	東京都稲城市向陽台六丁目24番地の1
112	平尾南緑地－1	東京都稲城市平尾二丁目101番地の12
113	平尾南緑地－2	東京都稲城市平尾二丁目100番地の1
114	四ツ尾沢緑地	東京都稲城市若葉台三丁目4番地
115	1－G緑地	東京都稲城市向陽台四丁目12番地の1
116	上谷戸緑地	東京都稲城市若葉台一丁目26番地の1
117	2－I緑地	東京都稲城市長峰三丁目14番地
118	3－O緑地	東京都稲城市若葉台一丁目71番地
119	1－J緑地	東京都稲城市向陽台一丁目23番地
120	上谷戸親水公園の一部	東京都稲城市若葉台一丁目2番地の21
121	1－B緑地	東京都稲城市大丸1971番地の22
122	1－H緑地	東京都稲城市大丸1125番地の36
123	2－W緑地	東京都稲城市長峰一丁目5番地
124	1－I緑地	東京都稲城市向陽台一丁目41番地
125	竪谷戸緑地	東京都稲城市向陽台二丁目2番地の1
126	城山下公園	東京都稲城市大丸3059番地
127	1－M緑地	東京都稲城市向陽台一丁目42番地
128	平尾外周緑地	東京都稲城市平尾二丁目85番地の32
129	アルボの丘北側緑地	東京都稲城市向陽台六丁目116番地
130	押立アカシア林散策緑地	東京都稲城市押立1777番地先
131	漆原緑地	東京都稲城市百村154番地
132	矢野口第1緑地	東京都稲城市矢野口3750番地
133	上平尾1号緑地	東京都稲城市平尾四丁目36番地の24及び44番地
134	上平尾2号緑地	東京都稲城市平尾四丁目14番地
135	上平尾3号緑地	東京都稲城市平尾四丁目75番地の15
136	清田谷戸緑地	東京都稲城市百村1277番地

137	南山緑地 3 号	東京都稲城市矢野口3119番地の30
138	坂浜天満神社ちびっ子広場	東京都稲城市坂浜967番地の 1
139	なかよしちびっ子広場	東京都稲城市平尾二丁目 4 番地の 2
140	坂浜中央ちびっ子広場	東京都稲城市坂浜2924番地
141	矢野口九段高校横苗圃	東京都稲城市矢野口3750番地の40
142	とんぼ池ちびっ子広場	東京都稲城市押立1279番地の 2
143	大丸公園駐車場通路	東京都稲城市大丸1125番地の22
144	三沢川矢野口親水公園	東京都稲城市矢野口1948番地先
145	於部屋八幡宮遊び場	東京都稲城市若葉台一丁目36番地
146	3－P 緑地	東京都稲城市若葉台一丁目33番地の 1
147	上平尾トンネル上部の広場	東京都稲城市平尾四丁目42番地の26
148	2－E 緑地	東京都稲城市百村3026番地の 1

備考 この表に掲げるもののほか、指定の期間が終了する日までに稲城市立公園条例第 2 条第 1 項の規定に基づき設置した稲城市立公園について市長が必要と認めるときは、当該公園の管理も行わせるものとする。

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団

代表者 代表理事 石田 光広

所在地 東京都稲城市長峰一丁目 1 番地

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで

議案概要説明書

議 案 番 号	第92号	担 当 課	都市環境整備部緑と環境課
件 名	稲城市立公園の指定管理者の指定について		
【概 要】			
本案は、稲城市立公園の指定管理者の指定期間が令和6年3月31日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び稲城市立公園条例（昭和63年稲城市条例第13号）第21条の規定により、議会の議決を求めるものです。			
【施設概要】			
番号	名称	所在地	設置年月
1	稲城中央公園	東京都稲城市長峰一丁目1番地	平成3年8月
2	城山公園	東京都稲城市向陽台四丁目6番地	昭和63年6月
3	若葉台公園	東京都稲城市若葉台一丁目19番地の1	平成10年4月
4	大丸公園	東京都稲城市大丸1097番地	昭和43年12月
5	平尾近隣公園	東京都稲城市平尾三丁目7番地の20	昭和56年4月
6	押立児童公園	東京都稲城市押立1698番地	昭和46年11月
7	大丸第2公園	東京都稲城市大丸3111番地の1	昭和49年6月
8	矢野口中島児童公園	東京都稲城市矢野口3754番地の2	昭和49年12月
9	下塚戸ちびっ子広場	東京都稲城市矢野口533番地	昭和50年1月
10	大丸河原方児童公園	東京都稲城市大丸3119番地の1	昭和50年4月
11	白道ちびっ子広場	東京都稲城市百村128番地	昭和50年4月
12	大丸弁天児童公園	東京都稲城市大丸535番地の5	昭和52年12月
13	平尾向山児童公園	東京都稲城市平尾二丁目60番地の12	昭和53年6月
14	矢野口三谷児童公園	東京都稲城市矢野口153番地の9	昭和53年7月
15	平尾入定塚児童公園	東京都稲城市平尾二丁目79番地の21	昭和54年4月
16	矢野口根方児童公園	東京都稲城市矢野口2600番地の3	昭和54年4月
17	小沢峰児童公園	東京都稲城市矢野口4020番地	昭和54年8月
18	矢野口中藤児童公園	東京都稲城市矢野口29番地の19	昭和54年9月
19	大丸天神山下児童公園	東京都稲城市大丸704番地の19	昭和56年8月
20	押立三角ちびっ子広場	東京都稲城市押立1744番地の3	昭和57年3月
21	平尾丸山児童公園	東京都稲城市平尾一丁目25番地の4	昭和58年4月

22	下平尾児童公園	東京都稲城市平尾二丁目15番地の2	昭和58年4月
23	吉方公園	東京都稲城市東長沼1728番地	昭和59年4月
24	東長沼七曲見晴児童公園	東京都稲城市東長沼3116番地	昭和59年4月
25	平尾山王橋児童公園	東京都稲城市平尾一丁目16番地の7	昭和59年4月
26	平尾児童公園	東京都稲城市平尾一丁目37番地の6	昭和59年4月
27	平尾平和児童公園	東京都稲城市平尾一丁目10番地の4	昭和59年4月
28	平尾夫婦坂児童公園	東京都稲城市平尾一丁目4番地の2	昭和59年4月
29	百村入谷戸児童公園	東京都稲城市百村1618番地	昭和59年4月
30	百村神化児童公園	東京都稲城市百村1609番地の1	昭和59年4月
31	大丸大堀児童公園	東京都稲城市大丸795番地の1	昭和59年4月
32	矢野口上宿児童公園	東京都稲城市矢野口967番地の7	昭和59年4月
33	押立中関児童公園	東京都稲城市押立827番地	昭和61年4月
34	矢野口西中島児童公園	東京都稲城市矢野口22番地の7	昭和61年4月
35	東長沼新町児童公園	東京都稲城市東長沼236番地の4	昭和62年4月
36	ふれあいちびっ子広場	東京都稲城市矢野口2659番地	昭和62年12月
37	うしさん公園	東京都稲城市向陽台五丁目2番地	平成4年4月
38	うまさん公園	東京都稲城市向陽台三丁目10番地	平成4年4月
39	かめさん公園	東京都稲城市向陽台五丁目7番地	平成4年4月
40	淡雪公園	東京都稲城市東長沼1705番地	平成5年4月
41	うさぎさん公園	東京都稲城市向陽台六丁目6番地	平成5年4月
42	釜池公園	東京都稲城市東長沼1718番地	平成5年4月
43	河原方第二公園	東京都稲城市大丸508番地	平成5年4月
44	亀山下公園	東京都稲城市東長沼2115番地の1	平成5年4月
45	奚疑公園	東京都稲城市東長沼2104番地	平成5年4月
46	幸方公園	東京都稲城市東長沼1739番地	平成5年4月
47	水車橋公園	東京都稲城市東長沼2113番地の1	平成5年4月
48	本郷公園	東京都稲城市東長沼2129番地	平成5年4月
49	松葉公園	東京都稲城市矢野口1884番地	平成7年4月
50	東長沼西部公園	東京都稲城市東長沼132番地の18	平成7年4月
51	稲城大橋ふれあい公園	東京都稲城市押立623番地	平成7年8月
52	風の広場公園	東京都稲城市長峰三丁目4番地	平成8年7月
53	光の広場公園	東京都稲城市長峰三丁目6番地	平成9年4月
54	空の広場公園	東京都稲城市長峰二丁目15番地の1	平成12年6月

55	卵の広場公園	東京都稲城市百村2117番地の9	平成12年6月
56	とりさん公園	東京都稲城市向陽台一丁目21番地の1	平成12年6月
57	東長沼西部第二公園	東京都稲城市東長沼153番地の9	平成12年6月
58	やまざくら公園	東京都稲城市若葉台四丁目36番地	平成12年6月
59	ときの広場	東京都稲城市百村2112番地の1	平成13年4月
60	ひつじさん公園	東京都稲城市向陽台六丁目14番地	平成13年4月
61	大丸谷山公園	東京都稲城市大丸832番地	平成14年4月
62	けやき公園	東京都稲城市若葉台三丁目2番地	平成14年4月
63	菅堀中公園	東京都稲城市東長沼345番地	平成14年4月
64	松の台広場	東京都稲城市百村210番地の11	平成14年4月
65	平尾谷戸公園	東京都稲城市平尾二丁目93番地の4	平成15年4月
66	こぶし公園	東京都稲城市若葉台二丁目21番地	平成15年4月
67	天神山東公園	東京都稲城市百村600番地の2	平成15年4月
68	さくら公園	東京都稲城市矢野口1915番地の18	平成16年4月
69	下谷公園	東京都稲城市平尾二丁目58番地の20	平成16年4月
70	みはらし緑地	東京都稲城市若葉台四丁目27番地の2	平成16年4月
71	ランド坂公園	東京都稲城市矢野口3203番地の6	平成16年4月
72	山崎公園	東京都稲城市大丸694番地の1	平成17年4月
73	東方公園	東京都稲城市大丸66番地の6	平成17年4月
74	えのき公園	東京都稲城市若葉台一丁目72番地	平成17年4月
75	三沢川親水公園	東京都稲城市矢野口1653番地の4先	平成20年4月
76	矢野口宿三谷児童公園	東京都稲城市矢野口835番地の2	平成20年4月
77	大丸自然公園	東京都稲城市大丸1962番地の1	平成20年4月
78	砂見公園	東京都稲城市矢野口2284番地の17	平成20年8月
79	段木場公園	東京都稲城市平尾四丁目11番地の62	平成21年4月
80	もぐらさん公園	東京都稲城市向陽台二丁目4番地の73	平成21年8月
81	平尾やまぼうし公園	東京都稲城市平尾二丁目13番地の26	平成21年12月
82	押立堀公園	東京都稲城市押立1107番地先	平成24年4月
83	下平尾谷戸公園	東京都稲城市平尾二丁目12番地の23	平成24年4月
84	押立カワマ堀公園	東京都稲城市押立125番地	平成27年4月
85	下新田児童公園	東京都稲城市東長沼1342番地の15	平成27年4月
86	三反田湧水公園	東京都稲城市平尾四丁目41番地	平成29年4月
87	寺谷津公園	東京都稲城市平尾四丁目49番地の1	平成29年4月

88	木詰台公園	東京都稲城市百村603番地の7	平成30年6月
89	いなぎペアパーク	東京都稲城市東長沼550番地の5	平成31年4月
90	焼境公園	東京都稲城市平尾四丁目21番地の9	令和2年4月
91	平尾一望公園	東京都稲城市平尾四丁目12番地の3	令和2年4月
92	小田良川公園	東京都稲城市坂浜三丁目33番地の4	令和3年6月
93	小田良中央公園	東京都稲城市坂浜三丁目29番地の4	令和3年6月
94	小田良みはらし公園	東京都稲城市坂浜四丁目14番地の4	令和3年6月
95	ひだまり公園	東京都稲城市東長沼1350番地の20	令和3年6月
96	平尾下谷東公園	東京都稲城市平尾二丁目41番地の57	令和4年2月
97	大丸げんき公園	東京都稲城市大丸593番地の13	令和4年7月
98	小田良北公園	東京都稲城市坂浜三丁目31番地の31	令和4年12月
99	小田良ふれあい公園	東京都稲城市坂浜四丁目19番地の9	令和5年2月
100	稲城北緑地公園	東京都稲城市東長沼2996番地のイ	昭和50年4月
101	大丸親水公園	東京都稲城市大丸216番地	昭和61年4月
102	平尾入定塚緑地	東京都稲城市平尾二丁目77番地の3	昭和63年4月
103	八季の緑地	東京都稲城市百村2102番地の11	平成7年8月
104	2-L緑地	東京都稲城市長峰二丁目7番地の5	平成12年6月
105	堅神社公園	東京都稲城市百村2129番地の31	平成12年6月
106	堂ヶ谷戸緑地	東京都稲城市長峰二丁目34番地	平成12年6月
107	2-U緑地	東京都稲城市長峰三丁目16番地	平成13年4月
108	天神山緑地	東京都稲城市向陽台一丁目22番地	平成14年4月
109	2-G緑地	東京都稲城市百村2104番地の15	平成15年4月
110	2-K緑地	東京都稲城市長峰一丁目4番地	平成15年4月
111	谷山緑地	東京都稲城市向陽台六丁目24番地の1	平成15年4月
112	平尾南緑地-1	東京都稲城市平尾二丁目101番地の12	平成15年4月
113	平尾南緑地-2	東京都稲城市平尾二丁目100番地の1	平成15年4月
114	四ツ尾沢緑地	東京都稲城市若葉台三丁目4番地	平成15年4月
115	1-G緑地	東京都稲城市向陽台四丁目12番地の1	平成16年4月
116	上谷戸緑地	東京都稲城市若葉台一丁目26番地の1	平成17年4月
117	2-I緑地	東京都稲城市長峰三丁目14番地	平成17年4月
118	3-O緑地	東京都稲城市若葉台一丁目71番地	平成17年4月
119	1-J緑地	東京都稲城市向陽台一丁目23番地	平成17年4月
120	上谷戸親水公園の一部	東京都稲城市若葉台一丁目2番地の21	平成18年6月

121	1－B緑地	東京都稲城市大丸1971番地の22	平成18年6月
122	1－H緑地	東京都稲城市大丸1125番地の36	平成18年6月
123	2－W緑地	東京都稲城市長峰一丁目5番地	平成18年6月
124	1－I緑地	東京都稲城市向陽台一丁目41番地	平成20年4月
125	塙谷戸緑地	東京都稲城市向陽台二丁目2番地の1	平成20年4月
126	城山下公園	東京都稲城市大丸3059番地	平成20年4月
127	1－M緑地	東京都稲城市向陽台一丁目42番地	平成20年4月
128	平尾外周緑地	東京都稲城市平尾二丁目85番地の32	平成20年4月
129	アルポの丘北側緑地	東京都稲城市向陽台六丁目116番地	平成20年4月
130	押立アカシア林散策緑地	東京都稲城市押立1777番地先	平成24年4月
131	漆原緑地	東京都稲城市百村154番地	平成26年4月
132	矢野口第1緑地	東京都稲城市矢野口3750番地	平成27年4月
133	上平尾1号緑地	東京都稲城市平尾四丁目36番地の24及び44番地	令和2年4月
134	上平尾2号緑地	東京都稲城市平尾四丁目14番地	令和2年4月
135	上平尾3号緑地	東京都稲城市平尾四丁目75番地の15	令和2年4月
136	清田谷戸緑地	東京都稲城市百村1277番地	令和3年1月
137	南山緑地3号	東京都稲城市矢野口3119番地の30	令和5年4月
138	坂浜天満神社ちびっ子広場	東京都稲城市坂浜967番地の1	昭和44年12月
139	なかよしちびっ子広場	東京都稲城市平尾二丁目4番地の2	昭和48年1月
140	坂浜中央ちびっ子広場	東京都稲城市坂浜2924番地	昭和53年2月
141	矢野口九段高校横苗圃	東京都稲城市矢野口3750番地の40	平成2年3月
142	とんぼ池ちびっ子広場	東京都稲城市押立1279番地の2	平成4年3月
143	大丸公園駐車場通路	東京都稲城市大丸1125番地の22	平成9年1月
144	三沢川矢野口親水公園	東京都稲城市矢野口1948番地先	平成10年4月
145	於部屋八幡宮遊び場	東京都稲城市若葉台一丁目36番地	平成13年11月
146	3－P緑地	東京都稲城市若葉台一丁目33番地の1	平成18年4月
147	上平尾トンネル上部の広場	東京都稲城市平尾四丁目42番地の26	令和2年4月
148	2－E緑地	東京都稲城市百村3026番地の1	平成20年4月

備考 この表に掲げるもののほか、指定の期間が終了する日までに稲城市立公園条例第2条第1項の規定に基づき設置した稲城市立公園について市長が必要と認めるときは、当該公園の管理も行わせるものとする。

【選定経緯】

1 選定方法

公募型プロポーザル方式により募集を行い、応募申請者について、稲城市公の施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において提案内容を審査し、候補者を選定しました。

2 選定委員会

稲城市公の施設指定管理者選定委員会設置要綱（平成23年6月20日市長決裁）に基づき、次の5人で構成しました。

委員長 総務部長

副委員長 税理士（市長が特に必要と認める者）

委員 企画部長

委員 都市環境整備部長

委員 稲城市自然環境保全審議会委員（市長が特に必要と認める者）

3 選定経過

令和5年5月25日 第1回選定委員会

管理基準書、募集要項、審査方法等について

令和5年6月1日 公募開始（公募型プロポーザル方式）

令和5年7月3日及び4日 申請受付（応募数1者）

令和5年7月26日 第2回選定委員会

応募状況、応募書類の確認等について

令和5年8月21日 第3回選定委員会

応募者プレゼンテーション、質疑応答及び審査・評価の決定

* 審査結果

総合点 113点 公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団

令和5年9月7日 公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団を候補者として
選定

【候補者】

1 名 称 公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団

2 代表者 代表理事 石田 光広

3 所在地 東京都稲城市長峰一丁目1番地

【指定期間】

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

第93号議案

稲城市コミュニティ防災センターの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和5年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市コミュニティ防災センターの指定管理者の指定期間が令和6年3月31日付
けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治
法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び稲城市コミュニティ防災センタ
ーの設置及び管理に関する条例（昭和57年稲城市条例第9号）第8条の規定により、
本案を提出する。

稲城市コミュニティ防災センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び稲城市コミュニティ防災センターの設置及び管理に関する条例（昭和57年稲城市条例第9号）第4条の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称及び所在地

名称	所在地
矢野口コミュニティ防災センター	東京都稲城市矢野口2271番地の1
坂浜コミュニティ防災センター	東京都稲城市坂浜974番地
百村コミュニティ防災センター	東京都稲城市百村2017番地
長峰コミュニティ防災センター	東京都稲城市長峰二丁目31番1

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

管理を行わせる公の施設	指定管理者の名称、代表者及び所在地
矢野口コミュニティ防災センター	矢野口自治会 自治会長 原田 和哉 東京都稲城市矢野口802番地
坂浜コミュニティ防災センター	坂浜自治会 自治会長 榎本 勝美 東京都稲城市坂浜436番地
百村コミュニティ防災センター	百村自治会 自治会長 田野 米三 東京都稲城市百村245番地
長峰コミュニティ防災センター	長峰連合会 連合会長 和田 哲人 東京都稲城市長峰二丁目5番地の1－403号室

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案概要説明書

議案番号	第93号	担当課	消防本部防災課
件名	稲城市コミュニティ防災センターの指定管理者の指定について		

【概要】

本案は、稲城市コミュニティ防災センターの指定管理者の指定期間が令和6年3月31日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び稲城市コミュニティ防災センターの設置及び管理に関する条例（昭和57年稲城市条例第9号）第8条の規定により、議会の議決を求めるものです。

【施設概要】

名称	所在地	設置年月
矢野口コミュニティ防災センター	東京都稲城市矢野口2271番地の1	昭和57年4月
坂浜コミュニティ防災センター	東京都稲城市坂浜974番地	昭和60年4月
百村コミュニティ防災センター	東京都稲城市百村2017番地	平成6年4月
長峰コミュニティ防災センター	東京都稲城市長峰二丁目31番1	平成16年4月

【特命理由】

各施設が所在する地域の自治会又は連合会は、継続して管理運営に当たっており、これまでに蓄積した知識及び運営のノウハウを活用することで、地域の実情に即した適切な管理運営を行うことができます。また、地域密着型施設である各施設の管理運営をその地域の住民により構成される団体が行うことにより、各施設の設置目的を効果的に達成できるとともに管理経費の縮減に直結することから、当該自治会又は連合会が引き続き管理運営に当たる必要があります。

【選定結果等】

- 1 選定日 令和5年10月13日
- 2 候補者

管理を行わせる公の施設	候補者の名称、代表者及び所在地
矢野口コミュニティ防災センター	矢野口自治会 自治会長 原田 和哉 東京都稲城市矢野口802番地
坂浜コミュニティ防災センター	坂浜自治会 自治会長 榎本 勝美 東京都稲城市坂浜436番地
百村コミュニティ防災センター	百村自治会 自治会長 田野 米三 東京都稲城市百村245番地
長峰コミュニティ防災センター	長峰連合会 連合会長 和田 哲人 東京都稲城市長峰二丁目5番地の1-403号室

3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

第94号議案

損害賠償の額を定めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市立病院の医療行為における合併症の説明がなかったことにより生じた損害を賠償するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号及び稲城市病院事業の設置等に関する条例（昭和42年稲城市条例第218号）第7条の規定により、本案を提出する。

損害賠償の額を定めることについて

稲城市立病院の医療行為における合併症の説明がなかったことにより生じた損害を、次のとおり賠償する。

損害賠償の相手方	損害賠償の額
稲城市外在住の個人	1,000,000円

議案概要説明書

議 案 番 号	第94号	担 当 課	市立病院事務部医事課
件 名	損害賠償の額を定めることについて		
【概 要】 本案は、稲城市立病院の医療行為における合併症の説明がなかったことにより生じた損害を賠償するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号及び稲城市病院事業の設置等に関する条例（昭和42年稲城市条例第218号）第7条の規定により、議会の議決を求めるものです。 【相 手 方】 稲城市外在住の個人 【損害賠償の概要】 ○ 発生日 令和3年9月8日 ○ 場所 東京都稲城市大丸1171番地 稲城市立病院 ○ 状況 稲城市立病院の医療行為における合併症の説明がなかったことにより生じた損害を賠償することとなった。 ○ 損害賠償の額 1,000,000円			